

ISSN 2434-513X

東アジア日本学研究

第15号

Japanese Studies in East Asia

No.15

東アジア日本学研究学会

The Society of Japanese Studies in East Asia

2026年3月20日発行

巻頭言

東アジア日本学研究会

会長 李東哲

2026年2月18日、日本では第51回衆議院議員総選挙の結果を受けて第221回国会(特別会)が召集され、高市氏が第105代内閣総理大臣に選出されたという。昨年10月、高市氏は日本では初の女性首相として登壇してわずか数カ月の短い間に衆議院解散、その直後に衆議院総選挙を行い、高市早苗総裁率いる自由民主党が総定数465議席の3分の2(310議席)を上回る316議席を獲得し圧勝、一つの政党が単独で3分の2以上の議席を確保するのは戦後初だという。その政治的判断の迅速さと結果は確かに世間を驚かした。

ところで、衆議院総選挙で圧勝した理由は高市氏個人への「人気投票」という性格がかなり強かった結果だと言われている。言い換えれば、自由民主党への投票ではなく、高市党首個人への投票である。このような選挙傾向は一見相矛盾する論理であるが、近年の世界政治によく見られる現象であるとも言える。アメリカのトランプ大統領、ロシアのプーチン大統領、ウクライナのゼレンスキー大統領、韓国の尹錫悦前大統領など、各々の国の政治制度や選挙方法には相違があるものの、いずれも「人気投票」という節が大いにある。

それはともかく、このような「人気投票」と思しき選挙投票には、党組織による政見演説や票集め、候補者の遊説ならびに投票者個人の好き好みと同時にその裏に隠されている国民の政治への不信感、「人気者」に対する漠然たる期待などが縋り交ぜになっているのだろうが、ひょっとしたら「国益」を標榜し、国際秩序を無視した政治へと流れてしまう危険性が多分にある。とりわけ、昨年10月21日、第1次高市内閣が発足して以来、日中関係は悪化の一途を辿っている。高市政権登壇間もない2025年11月7日の衆議院予算委員会における高市氏の台湾有事発言をはじめとする一連の言動により日中関係は1990年代からの「政冷経熱」からいきなり「政零経零」に突入しようとしている。昨年末の中国政府の日本への渡航自粛により中国人観光客の激減に加え、中国政府は2月24日、三菱造船など日本の20企業・団体を軍民両用(デュアルユース)品の輸出を禁止する対象リストに加えたという。このまま行けば、戦争までは行かないにしても、日中両国は敵対国関係になりかねず、両国民の日常生活においてもっとも肝心な経済交流や民間交流にも甚大な打撃を与えるのは必至である。

このようなきわどい政治・経済情勢の中、東アジアにおける日本学研究を目指す国際的な学術団体として私たちはこれからどう対処していくかが1つの大きな課題となる。しかし、学会設立当初から提唱してきた国家、民族、宗教を超えた学術団体を目標に、こんな時期こそ、「国益優先」という「国家主義」的な発想を切り捨て、学術研究を通して世界平和にいささかでも貢献すべであらう。

目次

巻頭言	李東哲(東アジア日本学研究学会会長)	1
【論文】		
李強楠	「必須成分」と「役割」に関する指導の有効性の検証 —ねじれ文における「コトの欠落」の改善において—	3
郭佳麗	目的を表す「Vに行く」と「Vのために行く」の違いについて	13
南明世	謝罪場面における失敗表現の日中比較 —I-JASのメールタスク分析を通して—	23
【寄稿論文】		
娜荷芽	清末期日本による中国北方地域に関する調査文献	33
金斑実	福岡と間島朝鮮人について —盧基舜と尹東柱を中心に—	43
李昌玟	日韓経済関係における新たな協力モデルの探求	53
杉村泰	決定木分析で見る日本語の「行く」「来る」「帰る」の選択 —二者会話における第一話者が移動する場合—	63
菅陽子	地域産品の域外接続における初回体験導線の設計 —阿里山産品の日本側提供運用に関する探索的整理—	73
崔玉花	日中両言語の複合動詞における使役化 —V1が自動詞の場合を中心に—	83
宮脇弘幸	日本統治下朝鮮における日本化の諸相 —社会言語学的視点からの考察—	93
学会役員	103
学会動向	104
会員消息	105
東アジア日本学研究学会会則	106
『東アジア日本学研究』投稿要領	109
『東アジア日本学研究』執筆要領	112
『東アジア日本学研究』査読要領	113
編集後記	115

「必須成分」と「役割」に関する指導の有効性の検証 —ねじれ文における「コトの欠落」の改善において—

李 強楠（関西大学大学院生）

要旨

構造が複雑な長文におけるねじれ文は、日本語学習者が産出しやすい誤用とされ、その中でも「コトの欠落」の割合が目立つと指摘されている。その一因として、学習者が主語、述語とその「役割」に十分に注意を払っていないことが考えられる。そこで、本研究では日本語の文構造に属する「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」の概念に焦点を当て、初中級日本語学習者における「コトの欠落」の特定・訂正能力の向上に寄与するかどうかを明らかにする。最終的に「コトの欠落」の減少と予防を目指す。

こうした問題意識に基づき、本研究では「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」の概念を中心とした「構造法」の教示を受けるグループ1と「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」の概念のみを除いた「記憶法」の教示を受けるグループ2の間で対照実験を行った。実験の対象は20名の中国語を母語とする初中級日本語学習者である。実験は事前テスト、直後テスト、遅延テストの3段階となっている。対照実験を行った結果、直後段階では両グループの間に有意差は認められなかったのに対して、遅延段階では、有意差が認められ、「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」の概念を用いた「構造法」の方がより高い教示の維持効果を示したことが観察された。

キーワード： ねじれ文、必須成分、任意成分、文の構造、対照実験

1. 研究背景と研究目的

例1 彼の復讐はもっと徹底的に暴いていた。(C42-3)

例2 外国語の勉強の目的は外国人と交流できる。(CG037)

本研究が扱う対象となる例1（JCK作文コーパス）や例2（学習者作文コーパス）は主語と述語がうまく噛み合っていない誤用例である。このような誤用は松崎（2022）で分類されたねじれ文の下位分類の「語句・形式の欠落」にあたる。具体的には述語に「こと（である）」が欠落している。本研究では松崎（2022）を参照に「コトの欠落」と呼ぶ。小口・山田（2021）、高梨ほか（2017）、原沢（2012）、楊（2014）などの先行研究により、初・中・

上級学習者の産出物から、数多くの「コトの欠落」が存在することが指摘された。

また、松岡・岡本（2015）は調査者による誤用箇所の下線表示（暗示的フィードバック）があっても「コトの欠落」の特定・訂正の成功率は低かったという。また、高梨ほか（2017）は母語話者は注意して読み返せば、自分で不一致に気づき、訂正できる可能性が高いが、母語話者並みの言語直観を持っていない学習者にとってはそれほど簡単ではないだろうという。その要因について二通・佐藤（1999）および小口・山田（2021）はともに、学習者の長文を書こうとする傾向が文のねじれの要因の1つである可能性があるという。

さらに、小口・山田（2021）は「構文規則の理解の欠如、指導不足などが主述の対応関係の不具合を引き起こしている可能性がある」と指摘し、目標言語での直観を持たない学習者は明示的な規則を習得する必要があるという。そこで、本研究では学習者が「コトの欠落」を特定し訂正する能力を向上させるため、効率的に寄与と思われる「必須成分」と任意成分の明示的な区別と「役割」という文構造の概念に着目し、それを中心とした教示案の有効性を検証する。

2. 本研究における「必須成分」と「役割」

庵（2012：63）では「ある動詞が取る必須補語のリストをその動詞の格枠組みと言います」と述べられている。本稿のいう「必須成分」はほぼ庵（2012：63）のいう必須補語にあたる。但し、本研究における「必須成分」では「が」格が主題化した「は」は「が」と同様に主格としての扱いとする。具体例として下記の例3があげられる。

例3： 昨日、 公園で 太郎は/が 男の子を 殴っていた。
 任意成分 任意成分 必須成分 必須成分 述語

必須成分は1つの文が成立するための最低条件だと言え、必須成分のみで構成される文は必ず簡単な単文となる。したがって、構造が複雑な長文でも主語と述語がより明確になる。このように、「コトの欠落」の減少と予防にあたり、本研究では文のすべての成分を一律に平等に扱うべきではなく、述語を中心として、それと共起する必須成分に重点を置くべきだという立場を取る。

次に、庵（2012）は意味役割と格助詞との組み合わせの典型例として主格—（動作主、経験者）、対格—（対象、相手）などがあげられるという。本研究における「役割」はほぼ庵（2012）のいう意味役割にあたる。ただし、本研究では「結婚する人」のように直観的に必須成分と述語との関係を示すことができれば「役割」として認める。また、「役割」の働きについて、例えば、例1の場合、述語「暴く」にかかる主語「復讐」は自ら、意識を持って、暴くことができないため、述語「暴く」の動作主とはならない。

このように、「必須成分」の概念を通じて、構造が複雑な長文の主語と述語を特定した

あと、「役割」をチェックすれば、主語と述語の不一致に気づきやすくなるだろう。

3. 対照実験の概要

本研究では、必須成分と役割の有効性を検証するため、以下の手順で対照実験を実施した。参加者の日本語能力に基づき、グループ分けを行ったあと、事前テスト、直後テスト、遅延テストを実施し、直後テストの前に、教示介入した。さらに、テスト終了後には学習者の回答意図を把握するためのフォローアップインタビューを行った。

3.1 実験協力者の日本語能力とそれに基づいたグループ分け

表 1 実験協力者の日本語能力（平均点）

グループ	初級項目	中級項目	上級項目
グループ 1	25.9	20.4	10.8
グループ 2	23.7	19.2	10.7

本実験に参加した実験協力者は中国語を母語とする 20 人の初中級日本語学習者である。筑波日本語テスト集 (TTBJ) の (文法) 90 テストで、20 人の協力者の日本語能力を測定した上で、均等にグループ 1、2 に振り分け

た。その結果は表 1 が示すとおりである。テスト時間は 30 分である。グループ 1 とグループ 2 の間で 1 要因分散分析を行った結果、 $(F(2, 36) = 1.234, p = .303 > .05)$ で有意差は認められなかった。統計上グループの間には日本語能力の差がない。

3.2 実験の手順と問題群の構成

表 2 実験の流れ

グループ	事前テスト	直後テスト	遅延テスト
グループ 1	教示なし	「構造法」	教示なし
グループ 2	教示なし	「記憶法」	教示なし

本実験は各実験協力者と 1 対 1 でオンラインで行った。なお、実験協力者は全員、中国語を母語とする学習者であるため、説明、教示、フォローアップインタビューの際に、便宜上中国語を使用した。また、表

2 が示しているように、本実験は事前テスト、直後テスト、遅延テストの 3 段階で構成されている。一次実験として事前テストの後に、グループ 1 (実験群) には「構造法」、グループ 2 (対照群) には「記憶法」の教示を行い、その後、直後テストを実施した。一次実験の約 3 週間後、遅延テストを実施した。

また、テスト用の問題群について、事前テスト (問題群 A) ・直後テスト (問題群 B) ・遅延テスト (問題群 C) の順番になっている。協力者自身が書いた文章に必ず「コトの欠落」があるわけではないため、調査材料として使用する問題群は JCK 作文コーパス、日本語学習者作文コーパス、日本語学習者作文コーパス「なたね」から、抽出した「コトの欠落」を含む段落で構成している。問題群の作成手順としては、まず、「コトの欠落」を含む文を中心に、前方か後方にある文を 2 つ抽出する。次に、抽出した段落の誤用と不自然なところを修正したうえで、正確であるか、自然であるかを 3 名の日本語母語話者に確認

してもらった。例4は調査材料の例である。それから、抽出した段落の難易度を「日本語文章難易度判別システム jReadability」で判定したうえで、均等に問題群「A」「B」「C」に振り分けた。なお、ダミーとして、各問題群には、正しい段落を1つ加えた。従って、1つの問題群には例4のような「コトの欠落」を含む段落5つと正しい段落1つがある。

例4：彼が逃げ出した後、彼の人生の主な目標は、かつての家族、恋人、恩人、そして敵を探し出す。さらに、彼は自分だけの独特な方法で船家の一家を黙ってサポートし続けている。彼は恩返ししたことを知らせず、黙々と努力を続けている。

3.3 教示案とフォローアップインタビューの詳細

以下は実際に実験協力者に示す「構造法」の教示内容の一部である。

ステップ1：例文1のような例で必須成分（文の最低成立条件）を理解してもらう。次に、述語「抜いた」にかかる主語は動作主であることを説明する。

例文1：政府・日本銀行は 「伝家の宝刀」を 再び 抜いた。
必須成分（動作主） 必須成分（「抜く」の対象） 任意成分 述語

ステップ2：本研究は主節のみを扱っているため、協力者に主節と従属節の概念を説明し、「①文末の述語は主節の述語である」、「②原則として主節では助詞の「は」が主語を提示する」という二つのルールを覚えてもらう。

ステップ3：例文2のような例で複雑な構造を持つ長い複文をシンプルな単文にするという「必須成分と任意成分の明示的な区別」の働きを説明する。

例文2：東京都は9月9日、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030年までに温室効果ガス排出量の50%削減に取り組む「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」を発表した。
必須成分：東京都は 「…基本方針」を 発表した。

ステップ4：例文「私の夢は歌手になる。」を通じて、主語の「夢」は「歌手になる」の動作主にはならないことを協力者に理解してもらう。また、最低限の訂正案として「私は歌手になる」や「夢は歌手になることだ」が考えられると説明する。

ステップ5：例文3で協力者に「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」を用いた「コトの欠落」の特定・訂正のプロセスを説明する。

4.1 研究課題と判定基準

本研究の目的に基づき、本実験の研究課題を次のように設定する。

課題：「コトの欠落」の減少と予防における「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」の有効性を検証する。具体的には、仮説1、仮説2を検証する。

〈仮説1〉：直後テストでは「構造法」の教示を受けるグループ1の得点が上回り、「構造法」の教示効果がより優れる。

〈仮説2〉：遅延テストでは、グループ1の得点が上回る。時間の経過につれ、教示の効果が薄くなっていくと考えられるが「構造法」の教示の維持効果がより強い。

なお、本実験では主語と述語が「役割」のレベルで噛み合っているかどうかを判定基準とする。それ以外の本研究の目的と関係のない訂正は判定基準としない。

4.2 実験結果とそれに対する考察

表3 グループ1、2の得点（合計）

グループ	段階得点（合計）			向上得点（合計）		
	事前	直後	遅延	後-前	遅-前	遅-後
グループ1	6/50	34/50	27/50	28	21	-7
グループ2	10/50	29/50	14/50	19	4	-15

表3はグループ1（構造法）とグループ2（記憶法）の段階と向上得点を示している。「段階得点」は事前、直後、遅延の各段階の合計得点を示し、「向上得点」は直後テスト、および遅延テストの得点の変化を示す。「後-前」「遅-前」「遅-後」は引き算である。

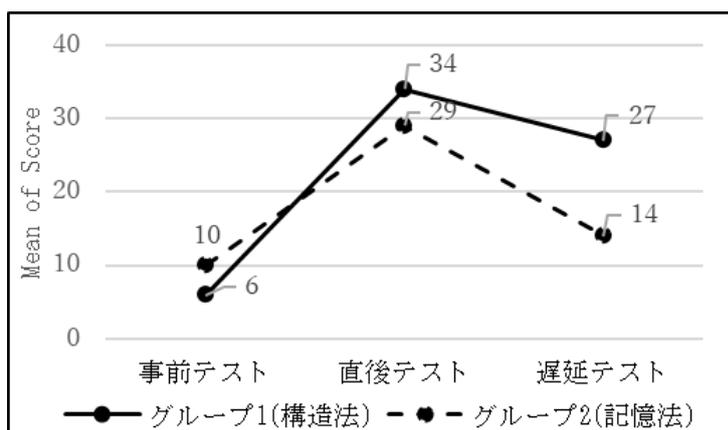


図1が示すとおり、直後テストでは両グループの合計得点がともに上昇したが、異なる教示方法の導入により、得点の差が見られた。そして遅延テストではともに降下したが、その差がより顕著となった。また、統計的な効果を検証するために、2要因の分散分析を実施した。

図1 グループ1、2の段階得点（合計）プロット

($F(2, 36) = 5.71, P = .007$) で交互作用が認められなかった。しかし、事前・直後・遅延の各タイミングにおけるテストの主効果 ($F(2, 36) = 43.65, p < .001$) は認められた。また、多重比較の結果、事前テストにおいて「構造法」と「記憶法」の間に有意差は認められず ($p = .433$)、直後テストにおいても同様に有意差は認められなかった ($p = .435$)。遅延テストでも両条件間の差は有意で

はなかった ($p=.075$)。この結果により、〈仮説 1〉は支持されなかったことがわかった。

しかし、「構造法」では事前テストと遅延テストの間に有意差が認められた ($p<.001$) のに対し、「記憶法」では事前テストと遅延テストの間に有意差が認められなかった ($p=.281$)。以上の結果から、〈仮説 2〉は支持された。すなわち、「構造法」には教示の持続効果が確認され、その維持効果が「記憶法」より強いことが示された。従って、初中級学習者の「コトの欠落」の特定・訂正能力の向上において、「記憶法」は一時的な記憶や不十分な既存知識に依存している可能性があり、一時的に効果的でも、長期的な学習と持続的な活用には限界があることが明らかになった。一方、「構造法」の方がより長期的な指導効果を示した。この点は「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」に基づいたアプローチが長期的な「コトの欠落」の特定・訂正能力の向上に寄与する可能性が高いことを示唆している。

最後に半構造化フォローアップインタビューの結果について報告する。小口・山田 (2021) は本稿でいう「コトの欠落」は韓国語母語話者には観察されておらず、中国語母語話者のみに観察され、その要因は中国語にはそれに相応する表現が存在しないことに起因している可能性が高いと指摘している。

本実験でも協力者の母語の中国語による影響がうかがわれる例が見られた。具体的には事前段階で問題文「インターネットの特徴は、だれでも自分の思うことが発表できる。」を「网络的特征是誰都可以发表自己想法」のような極自然な中国語に翻訳し、「コトの欠落」を認識できなかった協力者は多かった。一方、「構造法」の教示を受けた実験群の場合、大部分の協力者が「現象は現在の日本の社会で4人のうち、1人が一生を通じて、結婚しない。」の「役割」を付与することで、「現象は結婚することができなく、結婚の動作主とはならない」との洞察に至り、問題点を特定し、正確に訂正したことが観察された。従って「コトの欠落」の減少と予防において「必須成分」と「役割」の概念が中国語母語話者の「コトの欠落」の特定・訂正能力の向上に寄与するといえるだろう。

5. まとめと今後の課題

本研究では、ねじれ文における「コトの欠落」に焦点を当て、対照実験を行った。その結果、遅延テストでは文の構造に属する「必須成分と任意成分の明示的な区別」と「役割」の概念が学習者の「コトの欠落」の特定・訂正能力の向上に寄与し、「構造法」の方が、効果的で、教示効果の維持が期待できることが示唆された。また、30分程度の「構造法」の所要時間を考慮すると、「必須成分」とその「役割」に対する注意を促す「構造法」は、「コトの欠落」の減少と予防において効率的な改善策となると期待できると思われる。

また、「構造法」の限界として、主語と述語には不一致があっても、「コトダ」で訂正するとは限らない点があげられる。例えば、主語の抽象名詞に適合する名詞述語を分析した安部 (2014) などによれば、特徴やメリットなどとは異なり、性質や本能が主語となる場

合、その述部は「コトダ」ではなく、「モノダ」が用いられる必要があると指摘している。具体例として「この物質の性質は、水とアルコールの両方に溶けることだ×（→というものだ○）」が挙げられている。さらに、「私が遅刻した理由は、電車が遅延したことだ×（→からだ/ためだ○）」のような場合は、「カラダ/タメダ」で述部を述べる必要がある。したがって、今後の課題として、「構造法」により、主語と述語の不一致を学習者に気づかせた後、訂正段階では、すべての主語に対して、「コトダ」を付けるというわけではないことを強調する必要がある。具体的には、まずは「気づき」と「訂正」の段階で「構造法」を活用し、学習者に文の主語と述語の関係に注目させ、その間に構造的不整合があることを自覚させた上で、主語と述語の関係を適切に整えるよう促す。その後、こうしたプロセスが定着してきた段階、特に上級レベルでは、主語の種類（具体的な事柄・属性・理由を表す表現など）に応じて、適切な述語（「コトダ」「(トイウ)モノダ」「カラダ/タメダ」など）が異なることを体系的に教示していく。

さらに、現段階では各テストで使用される問題数および実験協力者の数が限られている。そのため、実験の信頼性を高め、偶発的要因の影響を抑制するとともに、「モノ」や「カラ」の欠落など、様々な種類の名詞述語と主語との不一致を訂正する際の「構造法」の有効性を検証するため、協力者の人数と問題のバリエーションと数を増やすことを予定している。

参考文献

- 安部朋世（2014）「抽象名詞の内容を表す「抽象名詞ハーコトダ」文」『日本語文法学会第15回大会発表予稿集』79-86頁。
- 庵功雄（2012）『新しい日本語学入門』第2版。スリーエーネットワーク。
- 小口悠紀子・山田実樹（2021）「上級日本語学習者の作文に現れる「主述の対応関係の不具合」の実態作文指導・学習の効率化を目指すための基礎研究」『日本語／日本語教育研究』12、181-196頁。
- 高梨信乃・齊藤美穂・朴秀娟・太田陽子・庵功雄（2017）「上級日本語学習者に見られる文法の問題：修士論文の草稿を例に」『阪大日本語研究』29、159-185頁。
- 二通信子・佐藤不二子（1999）「留学生のためのアカデミックライティング教材の開発に関する研究」『北海学園大学学園論集』99、67-84頁。
- 原沢伊都夫（2012）「日本語初中級学習者の作文指導：学習者の誤用分析をもとに」『静岡大学国際交流センター紀要』6、79-92頁。
- 松岡知津子・岡本智美（2015）「中・上級日本語学習者による誤りの特定と訂正—初級項目を中心に—」『三重大学国際交流センター紀要』10、75-87頁。
- 松崎史周（2022）「中学生の作文における「主述の不具合」の出現状況」『国士館人文学』12、1-14頁。
- 楊帆（2014）「中級日本語学習者の作文における困難点—文構造の呼応関係について—」『秋田大学国際交流センター紀要』3、15-28頁。

資料

「JCK 作文コーパス」〈<http://nihongosakubun.sakura.ne.jp/corpus/>〉 (2023 年 9 月 20 日閲覧)

「日本語学習者作文コーパス」〈<http://sakubun.jpn.org/>〉 (2023 年 5 月 15 日閲覧)

「学習者作文コーパス「なたね」」〈<https://hinoki-project.org/natane/>〉 (2023 年 9 月 8 日閲覧)

「日本語文章難易度判別システム jReadability」〈<https://jreadability.net/>〉

**Examining the Effectiveness of Instruction on “Necessary Components” and
Their “Functions”:
A Case Study on Improving the Omission of *koto* in Subject–Verb Agreement
Errors**

LI, Qiangnan

Abstract

Subject–verb agreement errors in structurally complex long sentences are common grammatical errors among learners of Japanese, with the omission of *koto* being particularly prominent. One possible reason is that learners do not pay sufficient attention to the subject, the predicate, and their respective functions. Therefore, this study focuses on the “clear distinction between necessary and optional components” in Japanese sentence structure and the “functions of necessary components,” in order to examine whether these instructional focuses help improve lower-intermediate learners’ ability to identify and correct omissions of *koto*.

Accordingly, to reduce and prevent such errors, a controlled experiment was conducted. The first group received instruction using a “structural method” centered on the distinction between necessary and optional components and the functions of necessary components, while the second group received instruction using a “memorization method.” The participants were 20 lower-intermediate learners of Japanese whose native language was Chinese.

The experiment consisted of three stages: a pre-instruction test, an immediate post-instruction test, and a delayed post-instruction test conducted three weeks after instruction. The results of the controlled experiment showed that although no significant difference was observed between the two groups in the immediate post-instruction test, a statistically significant difference emerged in the delayed post-instruction test. These findings indicate that, compared with the memorization method, the structural method demonstrates better instructional retention effects.

Keywords : Subject–Verb Agreement Errors, Necessary Components, Functions, Controlled Experiment, sentence structure

12 「必須成分」と「役割」に関する指導の有効性の検証（論文）
—ねじれ文における「コトの欠落」の改善において—

目的を表す「Vに行く」と「Vために行く」の違いについて

郭 佳麗（名古屋大学大学院生）

要旨

本稿は日本語の目的を表す「Vに行く」と「Vために行く」の違いについて考察した。目的表現についての研究は多くなされているが、「Vに行く」と「Vために行く」の違いについての考察は不十分であった。これに対し、「V」の移動性や新規性などの有無を考察することにより、両者の違いを分析した。その結果、以下の3点を明らかにした。

- ① 「V」が「勝つ」に類する勝利の獲得を表す動詞や「合わせる」に類する接近を表す動詞の場合、「Vに行く」は心理的移動になるが、「Vために行く」は物理的移動になる。
- ② 「Vに行く」の「V」は新規の動作を表すものでなければならないのに対し、「Vために行く」の「V」はこのような制限がない。
- ③ 「Vに行く」の「V」と「行く」は同一過程に収まるのに対し、「Vために（〇〇に行く）」の「V」と「行く」は別過程である。

以上の結果は日本語学や日本語教育において、「Vに行く」と「Vために行く」の違いへの理解を深める点で意義があると思われる。

キーワード： 「Vに行く」、「Vために行く」、共起動詞、心理的移動、移動の目的

はじめに

本稿は日本語の目的を表す「Vに行く」と「Vために行く」の違いについて論じるものである。「Vに行く」と「Vために行く」は「V」の行為を達成することを目的にどこかへ行くことを表す目的表現であり、(1)は「Vに行く」と「Vために行く」が置き換え可能である。

- (1) a. 私は公園に走りに行く。¹⁾
b. 私は公園に走るために行く。

しかし、(2)や(3)のように置き換え不可能な場合もある。(2)は「Vに行く」が不自然であるのに対し、「Vために行く」は自然に使える。また、(3)は「Vに行く」と「Vために行く」の表す意味が異なる。

(2) a. *私は日本に生活しに行く。(○新たな生活をしに行く)²⁾

b. 私は日本に生活するために行く。

(3) a. 喜多方高校はきっと全力で勝ちに行く。(心理的移動)³⁾

(ほぼ日刊イトイ新聞 - 福島の特別な夏。)

b. 喜多方高校はきっと全力で勝つために行く。(物理的移動)

このように、目的を表す「Vに行く」と「Vために行く」は置き換えられる場合もあれば、置き換えられない場合もある。そこで、本稿では「Vに行く」と「Vために行く」の違いを明らかにすることを目的とする。

1. 先行研究

1.1 「Vに行く」の意味

「V」と「行く」の関係について、新井(2016)は、「Vに行く」の構文は移動の目的を表すとしている。また、「Vに行く」の「V」の特徴について、庵ほか(2000)は、「Vに行く」の「V」は意志的な動作であるとし、新井(2016)は動作や行為を表す動詞が「V」に来るとしている。しかし、意志的な動作であれば全て「Vに行く」の「V」として共起できるのか、具体的にどのような動詞が「Vに行く」の「V」に来やすいか、あるいは来にくいかについては論じていない。たとえば、(4)の「出張する」は意志的な動作であり、動作や行為を表す動詞であるにもかかわらず、「出張しに行く」は不自然である。

(4) a. ?東北と北海道に何度か出張しに行った。

b. 東北と北海道に何度か出張に行った。

(湯浅真弥『住宅ローンで困っている人の究極脱出マニュアル』)

これに関して、郭(2025)では、「Vに行く」の「V」に来にくい動詞には、移動過程が含まれる動詞、生存を表す動詞、存在動詞などがあると指摘している。

1.2 「ために」の意味

「ために」の主節と従属節の関係について、日本語記述文法研究会(2008)は、「ため(に)」の主節と従属節の主体は同じであり、従属節には主節の動作を行う目的が表されると述べている。また、その従属節の述語について、前田(1995)や庵ほか(2000)は、「ため(に)」は従属節の述語は意志的な動作であるとしている。たとえば、(5)の「ため(に)」は意志

的な動作と共起し、主節と目的節は同一主体となっている。

(5) 病気を治すため (に)、毎日欠かさず薬を飲んでいる。

(日本語記述文法研究会 2008 : 234)

1.3 「Vに行く」と「Vために行く」の比較

佐治 (1984) は「しに」と「ために」の違いについて、「しに」は移動と同時にその目的も達せられるような軽い行為と結び付く場合に使われ、「ために」は目的の内容が非日常的な重大な意味を持つ場合に使われるとしている。たとえば、(6) のような非日常の場合には「ために」が使われ、「しに (出席しに行く)」を使うと不自然になるとしている。

(6) 首脳会議に出席するために某国へ赴いた。 (佐治 1984 : 302 : 例⑤)

しかし、(6) を (7) のように日常的な文脈に変えても「出席しに行く」は依然として不自然である。すなわち、「出席しに行く」が不自然になる要因は非日常か日常かによるものではないと考えられる (詳細は 2 節で論じる)。

(7) *私は毎日この会議に出席しに行く。(○出席する) (日常)

また、(8) も非日常の場合であるため、「しに」を使うと不自然になるとしているが、(9) も非日常の場合であるにもかかわらず「しに」が自然に使われている。

(8) ?日本へ留学しに来た。⁴⁾ (佐治 1984 : 301)

(9) 「拙者らは岐安州にて掠奪、横暴を繰り返している野蛮のモルギ汗を征伐しにゆく途中である」とでたらめを言った。(非日常) (酒見賢一『後宮小説』)

そこで、本稿では「Vに行く」と「ために」の違いについて考察する。

2. 目的を表す「Vに行く」と「Vために行く」の違い

本章では「Vに行く」と「Vために行く」の違いについて、「Vに行く」しか使えない場合と「Vために行く」しか使えない場合に分けて考察する。

2.1 「Vに行く」しか使えない場合

これには「V」が①「勝つ」に類する勝利の獲得を表す動詞の場合と②「合わせる」に類する接近を表す動詞の場合がある。

① 「V」が「勝つ」に類する勝利の獲得を表す動詞の場合

(10) a. 喜多方高校はきっと全力で勝ちに行く。(心理的移動)

(ほぼ日刊イトイ新聞 - 福島の特別な夏。: 例 (3) の再掲)

b. 喜多方高校はきっと全力で勝つために行く。(物理的移動)

(10a) は動作主である「喜多方高校」が試合において勝利を獲得したい気持ちを表している。この「勝ちに行く」に関しては、清水 (2020) と郭 (2025) で考察が見られる。清水 (2020) では、このような「勝ちに行く」はスポーツ選手のインタビューでよく見られ、到達点は具体的な場所ではないとし、「勝利という到達点を目指して、積極的に向かっていく」という意味を表すとしている。郭 (2025) では、「勝ちに行く」は動作主がある勝負において「勝つ」という段階に向かうこと表すとし、「Vに行く」の「非物理的移動」⁵⁾を表す用法に分類している。しかし、これらの説明では従来の「Vに行く」が表している「Vしていない状態からVする状態への変化」⁶⁾とのつながりが説明できない。また、従来の「Vに行く」は結果的に「V」の動作は実現すると思われるが、「勝つ」は自分でコントロールできないため、結果的に「勝つ」という動作が実現するとは限らない。本稿では、「勝ちに行く」は勝つ意欲が相対的に高くない状態から高まった状態への変化といった心理的移動を表すと考える。ただし、「そこへ／に勝ちに行く」のように、「へ格」「ニ格」などによって具体的な場所を提示した場合は、「試合会場に行く」など物理的移動になる。これに対し、(10b) の「勝つために行く」は物理的移動を表し、動作主である「喜多方高校」が試合会場に行って、そこで「勝つ」という行為を実現しようとするという意味を表し、「勝ちに行く」のような心理的移動が読み取れない。そのため、「勝ちに行く」と「勝つために行く」の意味は異なる。このような「V」には、「勝つ」の他に「決める」、「(満点を)取る」など勝利の獲得を表す動詞がある。

② 「V」が「合わせる」に類する接近を表す動詞の場合

(11) a. なぜなら、柔軟な体を持ち、毎日三百球以上打ち込める人ならいざ知らず、現状の体力を維持するのがやっとなというくらい一般的な運動量の人が、自分をクラブに合わせにいくのは至難の業だと思うからです。(心理的移動)

(高橋治『シングルをめざす人のゴルフクラブの選び方』)

b. なぜなら、柔軟な体を持ち、毎日三百球以上打ち込める人ならいざ知らず、現状の体力を維持するのがやっとなというくらい一般的な運動量の人が、自分をクラブに合わせるために行くのは至難の業だと思うからです。(物理的移動)

(11a) は動作主である「自分」がクラブの特性に近づくことを表している。これに関して郭 (2025) では、このような「合わせに行く」は物理的移動が薄く、当該の対象の適正な状態に近づくことを表すと述べ、「V に行く」の「非物理的移動」を表す用法に分類している。しかし、この説明では従来の「V に行く」が表している「V していない状態から V する状態への変化」とのつながりが説明できない。これに対し、本稿ではこのような「合わせに行く」は主体が相手にとって適正ではない状態から相対的に適正な状態へ近づくことを表すといった心理的移動を表すと考える。ただし、「そこへ／に合わせに行く」のように、「へ格」「ニ格」などによって具体的な場所を提示した場合は、「練習場へ行く」など物理的移動になる。これに対し、(11b) の「合わせるために行く」は物理的移動を表し、動作主である「自分」が「クラブの特性に合わせる」という目的のために具体的にある場所へ行くという意味になり、「合わせに行く」のような心理的移動が読み取れない。そのため、「合わせに行く」と「合わせるために行く」の意味は異なる。このような「V」には、「合わせる」の他に「近づける」、「寄せる」など接近を表す動詞が挙げられる。

2.2 「V ために行く」しか使えない場合

これには「V」が①「生活する」に類する生存を表す動詞の場合、②「いる」に類する存在動詞の場合がある。

① 「V」が「生活する」に類する生存を表す動詞の場合

- (12) a. *私は日本に生活しに行く。(○新たな生活をしに行く)
 b. 私は日本に生活するために行く。(=いい生活をするために行く)

(12) は「生活する」ことを目的に日本に行くことを表しているが、(12a) の「生活しに行く」は不自然で、(12b) の「生活するために行く」が自然である。この場合、「新たな生活をしに行く」と言えば自然な文になる。郭 (2025) では、これは「V に行く」は移動先で新規の動作を実現することを表すためであるとしている。「生活しに行く」の場合、日本に行く前も後も何らかの生活をしている点では同じである。そのため、「生活する」は意志的な動作であっても「V に行く」の「V」になりにくいのである。このような「V」には、「生活する」の他に「住む」、「生きる」など生存を表す動詞がある。これに対して、「V ために行く」にはこのような制限がない。

② 「V」が「いる」に類する存在動詞の場合

- (13) a. *私は彼女のそばに居に彼女の家に行く。（○家にいる彼女のそばに行く）
 b. 私は彼女のそばに居るために彼女の家に行く。

(13) は「彼女のそばに居る」ことを目的に彼女の家に行くことを表しているが、(13b) の「居るために行く」は自然であり、(13a) の「居に行く」は不自然である。この場合、「家にいる彼女のそばに行く」と言えば自然になる。郭 (2025) では、これは「Vに行く」は移動先での新規の状態ではなく、新規の動作を実現することを表すためであるとしている。「居に行く」は「そばにいない→いる」のように移動の前後で変化が生じているが、動作がなく単なる存在の状態を表している。そのため、「いる」は意図的であっても「Vに行く」の「V」になりにくいのである。このような「V」には、「いる」の他に「存在する」などの存在動詞がある。これに対して、「Vために行く」にはこのような制限はない。

2.3 両方とも使えない場合

これには「V」が「出張する」に類する移動過程が含まれる動詞の場合がある。

「V」が「出張する」に類する移動過程が含まれる動詞の場合

- (14) a. ?私は日本に出張しに行く。（○出張に行く）
 b. ?私は日本に出張するために行く。（○出張するために中国に行く）

(14) は「出張する」ことを目的に日本に行くことを表しているが、(14a) の「出張しに行く」も (14b) の「出張するために行く」も不自然である。この場合、(14a) は「出張に行く」と言えば自然になる。郭 (2025) では、これは「Vに行く」の構造内で移動過程の重複が起きているためであるとしている。「Vに行く」は移動先で「V」の行為を行うことを表すが、「出張する」は移動先での仕事だけでなく、移動元から移動先への移動の意味も含む。そのため、「出張する」は意志的な動作であっても「Vに行く」の「V」になりにくいのである。このような「V」には、「出張する」の他に「訪問する」、「出席する」など移動過程が含まれる動詞がある。これに対して、「出張するために行く」にはこのような移動過程の重複は生じていないが、「出張する」も「行く」も移動を表す動詞であるため、「日本に出張するために中国に行く」のように中継地（この場合は「中国」）への移動を表す表現となる。このように、「Vに行く」の「V」と「行く」は同一過程に収まるのに対し、「Vために行く」の「V」と「行く」は別過程であるという違いがある。

おわりに

以上、目的を表す「Vに行く」と「Vために行く」の違いについて考察した。その結果、

以下の3点を明らかにした。

- ① 「V」が「勝つ」に類する勝利の獲得を表す動詞や「合わせる」に類する接近を表す動詞の場合、「Vに行く」は心理的移動になるが、「Vために行く」は物理的移動になる。
- ② 「生活する」に類する生存を表す動詞や、「いる」に類する存在動詞は「Vに行く」の「V」に来にくい、「Vために行く」の「V」としては自然に使えることから、「Vに行く」の「V」は新規の動作を表すものでなければならないのに対し、「Vために行く」の「V」はこのような制限がない。
- ③ 「出張する」に類する移動過程が含まれる動詞は「Vに行く」の「V」に来にくい、「Vために(〇〇に)行く」の「V」としては自然に使えることから、「Vに行く」の「V」と「行く」は同一過程に収まるのに対し、「Vために行く」の「V」と「行く」は別過程である。

以上の結果は日本語学や日本語教育において、「Vに行く」と「Vために行く」の違いへの理解を深める点で意義があると思われる。本稿は「Vに行く」と「Vために行く」についてしか考察しなかったが、今後は「Vに来る」や「ように」などを含めた目的表現も視野に入れて、目的表現の体系化を図りたい。

注

- 1) 本稿で出典の記載がないものは作例である。
- 2) 本稿では「?」は不自然、「*」は非文であることを意味する。ただし、先行研究を引用した場合は原文にしたがった。
- 3) この()内は出典先の内容ではない。以下同様。
- 4) 下線は筆者によるものである。佐治(1984)は「Vに行く」と「Vに来る」を同様に扱っている。
- 5) 郭(2025)は、「Vに行く」の用法を「物理的移動」と「非物理的移動」に分類している。このうち、郭(2025)で「非物理的移動」として挙げられた例はすべて心理的な態度がある状態から別の状態への移動を表すものであるため、本稿ではよりイメージしやすい「心理的移動」と呼ぶことにする。
- 6) 従来の「Vに行く」が表す変化とは、「食へに行く」のようなVが動作動詞の場合、「Vに行く」が表す変化である。例えば、「食へに行く」には「現在地：食べていない→目的地：食べる」という変化が含意される。

参考文献

- 新井文人 (2016) 「日本語の「Vに行く」の統語構造と意味構造に関する一考察」『Theoretical and applied Linguistics at KobeShoin : トークス』第19巻、1-16頁。
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2000) 『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク。
- 郭佳麗 (2025) 「日本語の「Vに行く」と「Vに来る」の意味特徴について」『東アジア日本学研究』第14号、東アジア日本学研究学会、69-83頁。
- 佐治圭三 (1984) 「類義表現分析の一方法—目的を表す言い方を例として」『金田一春彦博士古希記念論文集 第二巻』三省堂。
- 清水由貴子 (2020) 「スポーツ選手が使う「勝ちに行く」の分析」『聖心女子大学論叢』136、119-136頁。
- 日本語記述文法研究会 (2008) 『現代日本語文法6』くろしお出版。
- 前田直子 (1995) 「スルタメ (ニ)、スルヨウ (ニ)、シニ、スルノニ—目的を表す表現」宮島達夫・仁田義雄『日本語類義表現の文法 (下)』くろしお出版、451-459頁。

コーパス

- 国立国語研究所『現代日本語書き言葉均衡コーパス』(BCCWJ) 中納言 2.7.2 データバージョン 2021.03 (<https://chunagon.ninjal.ac.jp/bccwj-nt/search>)
- 国立国語研究所『NINJAL-LWP for TWC』(NLT) (<https://tsukubawebcorpus.jp/>)

謝辞

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2125 の財政支援を受けたものです。この場を借りて「東海国立大学機構メイク・ニュー・スタンダード次世代研究事業」に御礼申し上げます。

A Comparative Study of "V-*ni iku*" and "V-*tame ni iku*" as Purpose Expressions in Japanese

GUO, Jiali

Abstract

This paper examines the semantic and functional differences between two Japanese purpose expressions: "V-*ni iku*" and "V-*tame ni iku*." While purpose expressions have been widely studied in Japanese linguistics, the contrast between these two constructions has not been thoroughly explored. This study analyzes the differences by focusing on the properties of the verb "V," particularly its mobility and novelty.

The findings reveal the following three key distinctions:

- (1) When "V" denotes a verb related to achievement (e.g., "*katsu*") or proximity (e.g., "*awaseru*"), "*V-ni iku*" expresses psychological movement, whereas "*V-tame ni iku*" implies physical movement.
- (2) In the "*V-ni iku*" construction, the verb "V" must denote a novel action, whereas "*V-tame ni iku*" imposes no such restriction on the novelty of the action.
- (3) In "*V-ni iku*," the verb "V" and "*iku*" form a single cohesive event, while in "*V-tame ni iku*," the two components represent distinct processes.

These results offer valuable insights into Japanese linguistics and language education by clarifying the semantic distinctions between the two purpose constructions.

Keywords : "*V-ni iku*", "*V-tame ni iku*", co-occurring verbs, psychological movement, purpose of movement

謝罪場面における失敗表現の日中比較 —I-JASのメールタスク分析を通して—

南 明世 (北海学園大学)

要旨

本研究では失敗表現をどのように捉え、どのように表現しているかを日本語母語話者と中国語母語話者と比較することで、語用論的側面・言語習得の側面から日中の違いを考察した。I-JASのメール2「レポート提出期限延長のお願い」というタスクを比較した結果、日本語母語話者は「内容をもっと高めたい」、「時間管理ができなかった」や「体調不良」と嘘をつくなど、自責の理由の提示が多く、「書き終える」といった複合動詞や「～そうにない」といった断定を避けて表現するのに対し、中国語母語話者は「友人が来たから」という他責の理由を正直に提示し、動詞表現で「ない」「できない」と断定して表現する傾向が見られた。今回は今回調査として行なっているため、嘘を書かないように、指示されたから正直に理由を記載したという影響も考えられるが、日本語母語話者も同じ状況下で行なっていることから、どのような理由であれば受け入れられるのかといった各言語における謝罪行為の慣習や責任の捉え方の違いが関係していると言える。また、プロンプトに「書き終えることができそうにない」という文があったにもかかわらず、これらの表現は中級日本語学習者には出現せず、複合動詞の使用回避も見られたことから、学習者が使用可能な日本語表現の範囲で記述する傾向が見られた。

キーワード: 謝罪、失敗表現、I-JAS、メール、日中比較

はじめに

「謝罪」は単なる形式的な表現ではなく、話し手と聞き手の関係性に大きな影響を与える重要な言語行為である。そのため、円滑なコミュニケーションの維持や対人関係への影響を理解する上で、謝罪の場면을研究することは重要である。謝罪の表現や謝罪のストラテジーに関する研究はこれまでも数多く行われてきた。しかし、謝罪をする際には、単に「申し訳ありません」と述べるだけではなく、なぜ謝罪する必要があるのか、その理由を伝えることが重要である。また、各言語における謝罪行為の慣習や責任の捉え方の違いによって、「どのような理由をどの程度説明するか」が異なるため、様々な言語を母語とする学習者間で比較することで、それぞれの国の謝罪における特徴が明らかになると考えら

れる。そこで、本研究ではこの謝罪の理由、つまり謝罪場面における失敗行為をどのように表現するか (失敗表現¹⁾) について、メールタスクの日中比較を通して、語用論的側面に加え、中級学習者における習得の側面からも日中の違いを明らかにすることを目的とする。

1. 先行研究

謝罪は話者の心的態度を表す発話行為である。Searle (1986) は様々な発話行為が遂行される場合の必要かつ十分条件として「命題条件」、「事前条件」、「誠実条件」「本質条件」という4つの適切性条件を規定した。この発話行為理論に基づいて、日本語の謝罪発話行為の適切性条件をまとめた研究に熊取谷 (1988) がある。熊取谷 (1988) では謝罪発話行為の適切性条件を次の4つに分類し、これらの条件が満たされていることで、謝罪発話行為が行われているとした。

命題内容条件：話者の (通常過去の) 行為あるいは話者の行為がもたらす (した) 現実状況を表す。

予備条件：(1) 発話者は当該行為あるいは状況が聴者にとって気分を害するものと見なしている。

(2) 発話者は当該行為あるいは状況に対して責任を負うことを認める。

誠実条件：発話者は当該行為/状況に対して申し訳ないという感情や後悔の念を持っている。

本質条件：当該行為あるいは状況が生じたことに対する発話者の誠実条件で示された心的態度の表明。 (熊取谷 1988:224)

これに対し、中国語での謝罪表現を踏まえてその適切性条件をまとめた研究に、彰 (2003) がある。

命題条件：話者 (及びその関係者) が行なった (又は行なおうとする) 行為

事前条件：a. 当該行為が相手に不利益を与えた (又は与えようとする)

b. 話者は当該行為に対して責任を負うことを認める

誠実条件：a. 話者は当該行為について悔いを感じている

b. 話者は相手に許しを乞い、関係修復を望んでいる

c. 話者は当該行為の再発防止を約束する

本質条件：話者は誠実条件で示された意向を表明する 彰 (2003 : 10-11)

表 1. 謝罪発話表現の類型 (彰 (2003 : 6))

更に彰 (2003) では、表 1 に示すように謝罪発話表現を A~D の 4 つに分類している。該当する具体的な表現は次の通りである。

謝罪発話表現				非謝罪発話表現
真性型		擬似型		
明示型	暗示型	明示型	暗示型	
A	B	C	D	E

- (1) A : 对不起。(すみません。)(彰 2003 : 7)
- (2) B : 这件事完全是我的错、请您原谅、下次我一定注意。(これはまったく僕の間違いです。お許してください。これから気を付けます。)(彰 2003 例(8))
- (3) C : 对不起、好了吧、我不是道歉了吗、这么挤的车，碰来碰去也是难免的嘛。(すみません。これでいいでしょう。謝ったじゃないですか。こんなに込んでいるのに、ぶつかったりするのも仕方ないじゃないですか。)(彰 2003 例(4))
- (4) D : 我错了、就算我不好、行了吧。(僕が間違った。僕が悪かったことにしよう。これでいいだろう。)(彰 2003 : 14)

以上から、直接的な謝罪表現(“对不起。”など)がなくても様々な表現で謝罪を表していることがわかる。また、その中でも今回対象とする謝罪の理由(失敗表現)は命題条件として捉えられており、特にその命題に対してどのような心的態度であるかを示すことが謝罪における誠実条件として重要であることが伺われる。しかし、命題条件の提示が条件に入るものの、どのように表現するかについても考察する必要がある。この点に関して、日中の謝罪時の誤用論的方策について研究したものにボイクマン・宇佐美(2005)がある。ボイクマン・宇佐美(2005)では日本語母語話者同士、中国語母語話者同士でロールプレイを行い、その発話データを比較している。ロールプレイ内容は「2週間アルバイトしてようやく買えた本を友だちに仕方なく貸したが、その友だちは無くしてしまう。そのことを何度も謝罪され、最終的に同じ本を買って返してもらうことで許す。」というものである。その結果、謝罪側に自己弁護がどの程度現れやすいかに関して、日本語母語話者は間接的に非難されるため、自分で自分の責任を認め、その上で問題解決交渉を行うのに対し、中国語母語話者は直接的に非難されるため、自己弁護などによってかわしながら問題解決交渉を進めるという違いがあると指摘している。このように、命題内容を自ら認めていくのか、自己弁護で表現するのかが差が見られる。ボイクマン・宇佐美(2005)では、ロールプレイをもとに発話内容で調査しているが、本研究では、命題内容である自身の失敗、つまり謝罪の理由をどうするのかに加え、それをどのように表現するかといった表現の違いも対象とするため、内容や表現を精査した上で行う、メールタスクを対象に、謝罪における失敗表現の日本と中国の違いを見ていくことにする。

メールタスクを対象とした研究に李(2022)がある。李(2022)は日本語能力が中級以上の中国人日本語学習者の謝罪メールがどのように評価されるのかについて調査している。その結果、「メールの書き方のルールや敬語表現など、いわゆる形式面をより重視するが、JPは謝罪の内容とそこに潜んでいる書き手の態度をより重視する傾向が観察された。謝罪のメールではどのような内容を書くべきかについて日中間の認識の差異が窺える」と述べている。しかし、どのような表現をしているかまでは調査されていないため、本研究では言語習得の観点からどのように表現するかに加え、語用論的側面からどのような内容(失敗の理由)を提示するかに着目し、日中の違いを見ていく。

2. 研究方法

本研究では国立国語研究所「多言語母語の日本語学習者横断コーパス (I-JAS)」のメール 2「レポート提出期限延長のお願い」のデータをもとに考察を行う。このタスクは任意に行われたもので、時間制限やインターネット、辞書などの使用の制限は求めないが、日本人や日本語教師に尋ねたり、助けを求めたりしないように指示されている。使用したプロンプトは次の通りである。

表 2. I-JAS メール 2 のプロンプト

<p>日本語母語話者に向けたプロンプト：あなたは、田中和夫先生の語学の授業で学期のレポートを提出しなければなりません。提出の締め切りは明日ですが、一週間前から友人が遊びに来ていたため、明日までにレポートを書き終えることができそうにありません。レポートを出さないと進級できず、それは困るので、田中先生にメールを書いてください。</p>
<p>中国語母語話者に向けたプロンプト：あなたは、田中和夫先生の「現代日本の政治」という授業で学期末のレポートを提出しなければなりません。提出の締め切りは明日ですが、一週間前から友人が遊びに来ていたため、明日までにレポートを書き終えることができそうにありません。それでも、どうしてもレポートを提出して今年のうちその授業の単位が必要なので、田中先生にメールを書いてください。</p>

授業内容・レポート未提出時の扱いは、それぞれの立場によって受け入れやすい異なる形で設計されている。使用したデータは日本語母語話者 (JJJ (学生・主に 22~27 歳、他 32 歳、40 歳)) の 48 通と中国語母語話者の日本語学習者 (CCH・海外教室環境・18~23 歳) の 40 通である。中国語母語話者の日本語レベルは SPOT テスト²⁾ の 50~80 点で中級レベルに相当する。今回、中級学習者を対象としたのは、複合動詞や「~そうにない」といった語用的・意味的に複雑な表現がこの段階で使用され始める一方で、その中間言語が依然として可変性や体系の不安定さを示し、過剰一般化などの典型的な誤用が生じやすいからである。中級学習者は表現の形式自体は習得しつつあるが、語彙的結合や評価的推量の微妙なニュアンスを十分に統制できず、謝罪メールのような語用的に負荷の高い場面で失敗が顕在化しやすい。そのため、本研究が分析対象とする誤用パターンや中間言語の特徴を最も明確に捉える層として、中級学習者が適切であると判断した。

3. 研究結果

3.1 失敗表現

まず、どのような失敗表現を使用しているかについて見ていく。次の表 3、表 4 はそれぞれ日本語母語話者と中国語母語話者の失敗表現を出現数の多い順にまとめたものである。

表 3. 日本語母語話者の失敗表現

順位	表現	出現数	割合
1	提出/提出する	12	25.0
2	間に合わない	8	16.7
3	書き終える	6	12.5
4	書き上げる	4	8.3
5	完成/完成する	3	6.3

表 4. 中国語母語話者の失敗表現

順位	表現	出現数	割合
1	提出/提出する	7	17.5
2	完成/完成する	5	12.5
3	出せる	4	10.0
4	間に合わない	3	7.5
5	できない	3	7.5

これを見ると、出現順位は異なるものの「提出する」「完成する」「間に合わない」という表現が共通して出現していることがわかる。しかし、「書き終える」や「書き上げる」といった複合動詞の表現は日本語母語話者に多くみられるもので、中国語母語話者は(5)の一件のみであった。

(5) レポートはまだ書き終わっていません。

今回提示されているプロンプトには「明日までにレポートを書き終えることができそうにありません。」と「書き終える」が使用されているにもかかわらず、出現数に大きな差が見られたことから、複合動詞は従来言われているように、より難しい表現であり、使用回避が行われていると言える。また、プロンプトでも日本語母語話者に出現した表現でも他動詞の「書き終える」が出現しているが、中国語母語話者で出現した自動詞の「書き終わる」は出現していない。1件のみの出現ではあるが、自動詞、他動詞の選択にも影響がある可能性がある。

3.2 後続表現

次に、先に見た失敗表現がどのような後続表現と共起しているかについて見てみる。ここでいう後続表現とは、「提出できない」「提出しない」「提出が難しい」など、命題内容の失敗をどのように表現しているかを表すもので、ない形といった活用から文型、形容詞表現など広義の表現を指す。日本語母語話者と中国語母語話者の結果を次の表5、6に示す。

表 5. 日本語母語話者の後続表現

順位	表現	出現数	割合
1	そうにない	11	22.9
2	できない	7	14.6
2	できそうにない	7	14.6
2	難しい	7	14.6
5	ない形	6	12.5

表 6. 中国語母語話者の後続表現

順位	表現	出現数	割合
1	ない形	13	32.5
1	できない	13	32.5
3	のだ	3	7.5
4	そうだ/と思う/か もしれない	各 1	2.5

表5、6を見ると、「できない」「ない形」で共通していることがわかる。中国語母語話者は「ない形」と「できない」で60%以上を占めており、日本語母語話者よりもはっきりと「できない」と断言していると言える。

(6) 実は、明日までの学期末レポートがまだ仕上がっていません。(日本語話者)

(7) 先週友達^は来たから私^はどうや^ても明日、レ^ーポ^ートを出せません。(中国語話者)

日本語母語話者に特有な表現は「そうにない」であり、「できそうにない」も含め37%出現している。(8)や(9)のようにできないと断言はしないものの、できる可能性が低いことを示す表現である。

(8) 間に合いそうにありません。(日本語話者)

(9) 明日までに提出することができそうにありません。(日本語話者)

これは、複合動詞同様、プロンプトに「明日までにレポートを書き終えることができそうにありません。」と記載されているにもかかわらず、中国語母語話者には出現しなかつ

た表現である。JLPT では N3～N2 に該当する表現でもあり、未修得である可能性も考えられるものの、「～と思う」「かもしれない」といった断言を避けた表現の出現が少ないことから、日本語母語話者と中国語母語話者とでは後続表現が異なることが示唆される結果となった。

3.3 失敗の理由

最後に、失敗の理由について見てみる。次の表7、8は自責・他責別の失敗表現である。

表7. 日本語母語話者の失敗の理由

表現	数	割合
自責	28	58.3
提出	8	16.7
間に合う	4	8.3
書き上げる	2	4.2
書き終える	2	4.2
他責	14	29.2
書き終える	2	4.2
書き上げる	2	4.2
間に合う	2	4.2
完成	2	4.2
提出	2	4.2
理由の記載なし	6	12.5
書き終える	2	4.2
提出	2	4.2

表8. 中国語母語話者の失敗の理由

表現	数	割合
自責	2	5.0
出す	1	2.5
間に合わない	1	2.5
他責のみ	35	87.5
提出	7	17.5
完成	5	12.5
出せない	4	10
できない	3	7.5
終われない (他 15)	1	2.5
自責+他責	3	7.5
間に合わない	1	2.5
きつい	1	2.5
評価基準に満たない	1	2.5

表7、8から、自責、他責によって表現はあまり変わらないが、「友人が1週間来ていた」という理由を言うか言わないか、自責・他責の理由づけが大きく異なっていることがわかる。日本語母語話者は自責の表現が58%と最も多く、理由の記載がないものも12%見られる。一方、中国語母語話者は他責が87%と最も多く、自責と他責の両方記載されているのも一部見られた。どのような理由を提示しているのかそれぞれ詳しく見てみる。

日本語母語話者の他責の理由として、最も多かったのが「書き直したい、内容をもっと高めたい」、「時間管理ができなかった、計画不足だった」という理由である。それぞれ5件ずつ出現している。その他、「所用・私用」とぼかした表現や「不注意・不手際」「実力不足、準備不足、勉強不足」などが見られた。更に「体調不良」という完全に嘘である理由も4件出現していた。他責では「友人が来ていた」は9件しか見られず、「課題が難しい」や「別件」「家の都合」なども一部見られた。日本語母語話者は「友人が来ていた」ことは一切説明せず、様々な自責の理由を提示しているものが大半を占めている。一方、中国語母語話者は、他責としての理由が(10)のように全て「友人が来たから」であった。自責の2件は「用事」と「事情」のぼかした表現であった。他責+自責の表現は、(11)のように一旦は友人を理由に挙げているものの、自分が悪かったと謝罪している表現で、これは日本語話者には見られなかった。

(10) 一週前に友たちに来て遊びに行きますので、明日までに何としても完成できません。(中国語話者)

(11) 先週、友達が私に会いに来たので、レポートを放っておきました。ずっと早けれ

ば早いほど完成すればよかったと後悔しております。レポートができなくて、申し訳ありません。(中国語話者)

今回調査として行なっているため、嘘を書かないように、指示されたから、正直に理由を記載したとも考えられるが、日本語母語話者も同じ状況で行なっているため、各言語における謝罪行為の慣習や責任の捉え方の違いが関係していると言える。この点はフォローアップインタビューや母国語でのメールとの比較など今後の課題としたい。

おわりに

今回、I-JAS のメール 2 のタスクにおいて、日本語母語話者と中国語母語話者は同じ失敗に対してどのように失敗をとらえ、どのようにそれを表現しているのかを調査した。その結果、まず語用論的側面については、日本語母語話者は直接的な他責(友人)の理由よりも自責の表現が多く、場合によっては理由を言わなかったり、体調不良などと嘘をついたりするのに対し、中国語母語話者は素直に他責(友人)の理由で説明している傾向が見られた。次に、言語習得の側面として表現を比較した結果、動詞表現「提出」「完成」「間に合わない」は日中で共通しているが、日本語母語話者では複合動詞の表現がみられ、学習者の複合動詞の使用回避がみられること、後続表現として、日本語母語話者は「～そうにない」と言う実現可能性が低い表現を使用するのに対し、中級の中国語母語話者は「できない」や「ない形」ではっきり断言しているという点で違いが見られた。また、プロンプトに「書き終えることができそうにない」という文があったにもかかわらず、これらの表現は中級日本語学習者には出現せず、複合動詞の使用回避も見られたことから、学習者が使用可能な日本語表現の範囲で記述する傾向が見られた。中級学習者にとって謝罪タスクは語用的負荷が高く、失敗の原因や責任を適切に表現することが難しい領域である。本研究の結果、複合動詞や「～そうにない」は中級段階では習得途上にあり、未習の可能性も含めて運用が不安定であるため、使用されにくいことが確認された。

今回は語用論的側面と言語習得の側面から考察を行った。語用論的側面に関して、謝罪の中心的内容、失敗の事実や責任の所在を示すことは、日本語能力に依存せず、学習者が母語で既に形成している談話的枠組みに基づいて生成されるため、日本語レベルによって大きく左右されないと考えられる。その点については、今回、失敗の理由の述べ方に日中で差異がみられ、談話的背景が内容選択に影響を与える可能性が示唆されたが、より詳細に見るためには、中国語で書かれた同内容のメール分析やフォローアップインタビューをする必要があるだろう。この点は今後の課題としたい。また、言語習得の側面については日本語母語話者との違いは出たものの、上級学習者など他のレベルとの比較などを通して、習得段階による語用能力の発達と失敗表現の特徴を一層明確にする必要がある。

注

- 1) 本研究では、まず謝罪行為を熊谷 (1993:4) の定義に従い「話し手のあやまちや相手への被害などへの責任を認め、許しを乞い、それによって相手との人間関係における均衡を回復する行為」と捉える。謝罪表現とは、謝罪の理由を述べる部分から、「ごめんなさい」などの直接的な謝罪を含む種々の表現まで、謝罪行為を構成するすべての言語表現を指す。本研究では、このうち謝罪の理由として提示される「行為の失敗」に焦点を当て、これを謝罪表現とは区別して扱う。山田 (2007) が「失敗」を「適切な行為からずれること」と定義しているように、失敗とは行為の基準や期待から逸脱した事態を指している。本研究でいう失敗表現とは、この「適切な行為からのずれ」を言語的に示す表現を指し、話し手が自身の行為の不備や逸脱を説明する際に用いる記述的・説明的な表現を含む。
- 2) SPOT (Simple Performance-Oriented Test) とは、外国人日本語学習者の日本語能力を短時間で測るテストである。「自然なスピードで読み上げられる 1 文ずつを聞きながら、1 箇所空欄に平仮名 1 文字を挿入するという形式の問題」(李他 2015:55) で、特に言語運用能力が測れるとしている。56~80 点が中級 (自然な発話速度で日常的な場面の日本語がある程度理解できる) とされている。

参考文献

- 熊谷智子(1993)「研究対象としての謝罪—いくつかの切り口について—」『日本語学』12 卷(12 号)、4-12 頁。
- 熊取谷哲夫 (1988)「発話行為理論と話行動から見た日本語の『詫び』と『感謝』」『広島大学教育学部紀要』第 2 部(37 号)、223-234 頁。
- 迫田久美子 (2020)「I-JAS 誕生の経緯」(迫田久美子・石川慎一郎・李在鎬 (編著)『日本語学習者コーパス I-JAS 入門: 研究・教育にどう使うか』くろしお出版)、2-13 頁。
- 彰国躍(2003)「中国語の謝罪発話行為の研究—「道漱」のプロトタイプ—」『語用論研究』5、1-16 頁。
- ボイクマン総子・宇佐美洋 (2005)「友人間での謝罪時に用いられる語用論的方策—日本語母語話者と中国語母語話者の比較—」『語用論研究』7、31-44 頁。
- 山田尚子(2007)『失敗に関する心理学的研究—個人要因と状況要因の検討—』風間書店
- 李嘉隆 (2022)「日本語母語話者と中国人日本語学習者の謝罪メールに対する評価—評価観点と同じ着目点に対する評価結果の差異に注目して—」『日本語教育方法研究会誌』29 卷(1 号)、36-37 頁。
- 李在鎬、小林典子、今井新悟、酒井たか子、迫田久美子 (2015)「テスト分析に基づく「SPOT」と「J-CAT」の比較」『第二言語としての日本語の習得研究』第 18 号、53-69 頁。
- Searle, J (1986)『言語行為言語—哲学への試論』(坂本百大・土屋俊訳、原著は 1969 年発行) 勁草書房。

使用データ

- 国立国語研究所 「多言語母語の日本語学習者横断コーパス (I-JAS)」データ非対面調査 (m2)、
<https://lsaj-data.ninjal.ac.jp/course/view.php?id=5> (2025.6.20 閲覧)

**A Contrastive Study of Failure Expressions in Apology Contexts:
An Analysis of I-JAS Email Tasks in Japanese and Chinese**

MINAMI, Akiyo

Abstract

This study examines how expressions of failure are conceptualized and linguistically realized by comparing native speakers of Japanese and native speakers of Chinese. Using Task 2 of the I-JAS email data set, “Request for an Extension of a Report Submission Deadline,” the study analyzes cross-linguistic differences in apology-related expressions. The results show that native speakers of Japanese tend to present self-blaming reasons, such as “wanting to improve the content,” “poor time management,” or even fabricated reasons like “poor physical condition.” They also tend to avoid direct assertions by using compound verbs such as “*kaki-oeru*” (“to finish writing”) and mitigative expressions such as “*-sō ni nai*” (“it does not seem that...”). In contrast, native speakers of Chinese tend to present other-blaming reasons more directly, such as “a friend came to visit,” and frequently use definitive verb forms expressing negation or inability, such as “not” or “cannot.” Although this task was conducted as part of a survey and participants may have been influenced by instructions encouraging them to provide truthful reasons without fabrication, the fact that native speakers of Japanese completed the same task under identical conditions suggests that these differences reflect language-specific conventions regarding what kinds of reasons are considered acceptable, as well as differing cultural perspectives on responsibility in apology behavior. Furthermore, despite the inclusion of the expression “*Kaki-oeru koto ga deki sō ni nai*” (“it seems that I will not be able to finish writing”) in the task prompt, intermediate-level learners of Japanese did not produce this expression and tended to avoid the use of compound verbs (“*Kaki-oeru*”). This suggests that learners tend to construct their responses using only the range of Japanese expressions that are currently available to them.

Keywords : apology, failure expressions, I-JAS, email, Japanese-Chinese comparison

清末期日本による中国北方地域に関する調査文献

娜荷芽(内蒙古大学)

要旨

近代日本による中国北方地域の調査は清末期に始まり、調査報告書、旅行日誌、見聞記、叢書、地方志など多様な文献が残されている。調査主体は政府にとどまらず、各種団体・教育機関・個人にまで及び、目的や重点も一様ではなく、学術的関心に基づく踏査として評価し得る事例も含まれる。しかし同時に、これらの調査の多くが当時の日本の対外政策と直接・間接に連動して展開され、その過程が帝国主義的・植民地主義的实践と接点を有していた点は看過できない。他方で、当該調査文献は、今日、清末期中国北部地域の歴史の実態を多面的に把握するうえで重要な一次史料として位置づけられる。

キーワード: 清末期、中国北部地域、日本、踏査文献

はじめに

日本による近代中国北部地域への情報収集および調査・踏査は清末期に始まり、その過程で調査報告、旅行日誌、見聞記、叢書、地方志など多様な文献史料が作成・蓄積された。これらの史料には、当該期中国の政治・経済・文化・社会に加え、自然環境に及ぶ広範な情報が記録されている。担い手も政府機関に限られず、各種団体、教育機関、個人へと裾野を広げていた。もっとも、調査主体ごとに重点は異なるものの、全体として当時の日本の帝国主義的・植民地主義的な政策目的に組み込まれていった側面は看過できない。他方で、これらの調査は近代的手法の導入、資金的基盤、組織的体制、実施規模といった条件に支えられ、成果として残された文献には比較的豊富で詳細な記録が含まれる。関連文献の一部は翻訳・再版されているほか、日本国会図書館、日本国立公文書館、外務省外交史料館、アジア歴史資料センター等で公開閲覧可能なものも少なくない。したがって、これらは公開史料として近代中国北部地域に関する史料的空白を補い、地域社会の具体像を復元するうえで有用な参照枠となり得る。本稿は、清末期に日本が東北・モンゴル・新疆地域で展開した調査・踏査活動と、その成果として残された関連文献を整理し、国家的拡張戦略に資する「道具」としての性格を析出するとともに、調査の展開過程と文献形成の歴史的脈絡を概観することを目的とする。

1. 東北地域に関する調査文献

明治政府成立後、日本では早くから中国への関心が高まり、1870年代以降、政府機関および軍部を中心として、中国東北地域における歴史、地理、市場、農村、旧慣、商業、不動産等、多岐にわたる領域の調査が着手された。とりわけ1872年には、当時参議であった西郷隆盛の提唱を契機として、中国東北地域への探査が実施され、池上四郎少佐、武市熊吉大尉、彭城中平の三名が派遣された。この探査に関わる成果の一つとして、後年に編成・公刊された『満洲視察復命書』¹⁾は、遼東半島およびその周辺地域の地理的状況、軍備、政治情勢、風俗等を比較的詳細に記録する報告書であり、明治期日本人による中国東北地域調査の初期的到達点を示すものとして位置づけられる。

1871年の日清修好条規の締結は、日本の陸海軍が中国に関する兵要地誌の整備を急速に推し進める契機となった。1873年12月には、陸軍参謀局が美代清元を総責任者として、島弘毅ら将校・下士を含む計8名を先遣隊として派遣した。この一連の調査活動のうち、島弘毅の満洲探査は特に注目される。島は1877年、約7か月に及ぶ現地踏査を通じて、奉天、吉林、黒竜江の東三省にまたがる政治、地理、気候、兵備の諸相を実地に観察し、その成果を『満洲紀行』全二巻として取りまとめた。さらに同報告は、参謀本部編纂課によって1889年に『支那地誌・卷十五上（満洲部）』として刊行され、日清戦争開戦の1894年には『満洲地誌』²⁾と改題のうえ再刊されている。以後も、軍人、政治家らによる現地踏査が継続的に行われ、調査の蓄積は次第に拡大していった。

1879年に東京地学協会が設立されると、同協会も中国東北地域に調査員を派遣し、梶山鼎介『鴨緑江紀行』³⁾などの調査報告書が残されている。また、鳥居龍蔵、小越平陸、戸水寛人といった個人による現地調査も行われた。なかでも、1895年に東京人類学会の派遣を受けて遼東半島で考古学調査を実施した鳥居龍蔵による「満蒙探察」⁴⁾は、日本の人類学・考古学研究者が中国で行った調査の先駆的事例として重要である。1898年に東清鉄道の正式な建設が開始されると、中国東北地域は再び日本の政界、学界における関心の焦点となった。探検家小越平陸の『満洲旅行記』⁵⁾は、この時期を代表する旅行記の一つとして広く読まれ、日本の中等教育用国語教科書にも採録された。東京帝国大学教授で法学博士の戸水寛人は、鉄道沿線での見聞をまとめ、『東亜旅行談』⁶⁾として刊行している。

日露戦争後、日本は「満洲経営」を掲げて中国東北への関与を強め、森林、鉱産、畜産などの資源を対象とする大規模な調査を実施した。調査の担い手は、農商務省をはじめ、陸軍省参謀本部、遼東兵站監部、関東都督府陸軍部など多岐にわたり、官庁、軍機関が相互に連動しながら情報の収集と整理を進めた点に特徴がある。

例えば森林調査に着目すれば、鴨緑江流域ならびに長白山周辺を主要対象として、宮島多喜郎『清韓両国森林視察復命書』⁷⁾、西田又二・中牟田五郎『鴨緑江流域森林作業調査復命書』⁸⁾、『満洲森林調査書』⁹⁾、今川唯市『長白山脈林況調査復命書』¹⁰⁾など、複数の

復命書・調査書が相次いで作成された。日本政府はこれらの報告を参照しつつ、資源開発の制度的枠組みの整備へと踏み出し、その一環として鴨緑江採木会社設立の準備に着手した。ここに、戦後の対満洲政策が、資源情報の把握から企業組織化へと連続的に接続していく過程を見て取ることができる。1905年から1906年にかけては、満洲産業調査会が四班に分かれて中国東北南部地域の森林状況を調査し、『満洲産業調査資料』¹¹⁾および『満洲森林調査書』¹²⁾を編纂した。

また、遼東兵站監部は1904年より中国東北全域を対象とする調査を行い、『満洲要覧全』を作成している¹³⁾。さらに、守田利遠は関東都督府陸軍部の派遣を受けて調査を実施し、『満洲地誌』¹⁴⁾を著した。このほか、王子製紙をはじめとする日本の民間企業も、中国東北地域において調査活動を行い、民国期における日系林業会社設立のための資源状況や操業条件に関する基礎資料を蓄積した。

日本の対外政策の重心が中国東北地域ならびに内モンゴル方面へと移行する過程で、1907年には南満洲鉄道株式会社調査部が設置され、組織的かつ体系的な調査研究が本格化した。満鉄調査部の活動は、行政、経済のみならず、社会、慣行、制度にまで及ぶ広範な領域を対象とし、調査成果を継続的に刊行物として結実させた点に特色がある。その代表例として挙げられる『満洲旧慣調査報告書』¹⁵⁾は、清末期における中国東北地域の社会的実態を多面的かつ精緻に記録した文献であり、当該地域の旧慣・土地関係・取引慣行等を復元するうえで重要な手がかりを提供する。とりわけ清代土地制度研究の文脈においては、同報告書は一次史料としての価値を有し、不可欠な参照資料として位置づけられてきた。

2. 内モンゴル地域に関する調査文献

19世紀末から日露戦争期に至るまで、日本による内モンゴル地域調査は、主として外交官、軍人及び陸軍参謀本部を中心とする軍事や官僚機構の主導の下で展開された。1893年、陸軍参謀本部は『支那地志：蒙古部』¹⁶⁾を刊行し、既存の諸文献を渉猟しつつ、モンゴル地域の地理、物産、民俗、政治体制、宗教、教育、経済、貿易、人口、交通等に関する情報を比較的網羅的に整理・収集した。同書は、日本軍部によるモンゴル地域情報の体系化と、軍事的関心に基づく調査の嚆矢として位置づけられよう。

日露戦争後になると、関東都督府、南満洲鉄道株式会社調査部、東亜同文書院といった機関に加え、個人による報告書、復命書、研究論文、単行本が相次いで刊行され。他方で、すでに中国国内で刊行されている日本語文献を中心とする大規模史料集成『内蒙古外文歴史文献叢書』¹⁷⁾は、内モンゴル地域に関する歴史学、民族学、社会学、地理学、経済学、さらには関連する自然科学分野の研究にとっても、基礎史料としての価値が高い。

内モンゴル地域の現地踏査に関しては、陸軍軍人の福島安正が比較的早い段階で同地域に赴き、しばしば「軍中地理学者」として言及されてきた。福島は『多倫諾爾紀行』¹⁸⁾において、当時のドロンノール（多倫諾爾）周辺の地理的環境に加え、軍事的状況、商業活

動、社会の諸相を観察記録として提示している。また、寺本婉雅『蔵蒙旅日記』¹⁹⁾には、ドロンノール近傍における塩湖の存在や利用実態、ならびに牧畜経営に関わる断片的情報が収録されており、地域経済の一端を窺う資料として注目される。

『東部蒙古志：草稿』²⁰⁾『東部蒙古志補修草稿』²¹⁾『東蒙古』²²⁾の三点は、関東都督府が清末から民初にかけて内モンゴル地域で実施した現地調査に基づく地誌資料群として位置づけられる。とりわけ『東部蒙古志補修草稿』は、清末に成立した『東部蒙古志：草稿』を補遺・増補する趣旨で編纂されたものであり、清末民初の内モンゴル東部地域の状況を比較的精緻に記録する「旗志」として史料的价值が高い。

松本雋『東蒙古の真相』²³⁾は、附録において清末から民国初期にかけての中露蒙関係を扱い、当該時期の国際関係の推移を把握する補助資料として一定の参照価値を有する。これに対し、石光真臣を団長とする東部内モンゴル調査団が編纂した『東部内モンゴル調査報告』²⁴⁾シリーズは、現地踏査に基づく体系的調査成果として位置づけられる。同団は、農商務省鉱物技師、駐華公使館通訳、奉天総領事館書記官、南満洲鉄道職員、医師、農学専門家等から成り、官庁、在外公館、企業が交錯する編成は、当時の調査の性格を示す。報告書は地域概況を踏まえ、軍事、商工業、交通、鉱業、農業・牧畜、民俗、衛生などを網羅的に整理し、さらに旅行日誌を付して行程と観察の具体相を跡づけ得る補助史料を提供している。

調査期間の長さや対象地域の広がりという点では、東亜同文書院による中国旅行・踏査活動も特筆に値する。東亜同文書院による内モンゴル地域調査は、同院第二期生の活動を端緒としつつも、より本格的かつ精緻な踏査は、第六期・第七期・第八期生が1908～1910年にかけて実施した一連の調査²⁵⁾によって推進された。すなわち、同院における調査は、初期の試行的段階から、組織性と記録の体系性を備えた段階へと移行していったと理解し得る。

また、この時期には、桑原隲蔵や鳥居龍蔵夫妻など、個人研究者による学術調査も展開された。桑原隲蔵は、白鳥庫吉・内藤湖南と並び近代日本における「東洋史学」形成に寄与した研究者の一人として知られ、その『考史遊記』²⁶⁾は、訪古・考史旅行の成果を取りまとめた紀行として史料的价值が高い。加えて同書は、日本学界において紀行文学の一つの典型としても言及されてきた。鳥居龍蔵は内モンゴル地域において通算四度の調査を行い、清末期に実施された最初の二回には夫人の鳥居君子が同行した。鳥居君子著『土俗学上より観たる蒙古』²⁷⁾は、清末期モンゴル社会の生活や習俗を具体的に伝える記録として、一次史料的性格を有する点で注目される。なお、同時期には外モンゴル地域においても日本人による調査活動がみられ、モンゴル地域調査の射程が内モンゴル地域に限定されなかったことを付言しておきたい。

3. 新疆地域に関する調査文献

日本による新疆地域に対する諸調査は 1880 年代に開始され、外交官、軍人、僧侶および教育機関が中心的役割を担った。調査対象と方法の相違に即して整理すれば、(1) 新疆におけるロシアの動向把握を目的とする偵察、(2) 清末期の新軍に関する調査、(3) 宗教および考古学的調査、(4) 東亜同文書院による総合的踏査・調査に大別し得る。このうち対口情報の収集は、1871 年のロシア帝国による伊犁侵攻と、その後の「中露伊犁条約」締結によって、日本政府に強い危機意識が喚起されたことを重要な契機としている。なお当時、中国内地から新疆へ向かう主要ルートとして、天山北路、天山南路、西域南路の三経路が想定されていた。

西徳二郎は、ロシア事情に精通した職業外交官として知られ、日本人による新疆地域探査の最初期を担った人物の一人に数えられる。西徳の『中亜細亞記事』²⁸⁾は、当該探査の成果を取りまとめた報告書であると同時に、近代日本人による中国新疆地域踏査の初期段階を伝える見聞記録として位置づけられる。また、福島安正が編纂した『清国兵制類聚』、『清国神機營沿革志』²⁹⁾、『隣邦兵備略』³⁰⁾には、清朝が新疆方面に配置した兵制・兵備に関する情報が収録されており、当時の軍事的関心に基づく情報収集の一端を示す資料として注目される。

清末期における日本の新疆調査のうち、最も広く知られている事例として「大谷探検隊」の活動が挙げられる。同隊は 12 年に及ぶ長期探査を継続し、紀行、日記等の膨大な記録を遺した³¹⁾。その活動規模は、同時代において世界最大級と評されることもあり、近代日本における対新疆調査の展開を考察するうえで重要な位置を占める。

1905 年 8 月に日本とイギリスが締結した第二次日英同盟条約においては、イギリスがカシュガル以南のロシア動向を、日本がカシュガル以北の動向を調査する旨が取り決められた。これを受け、1905～1907 年にかけて、東亜同文書院第二期卒業生の波多野養作、林出賢次郎 (1882-1970)、桜井好孝が西北地域で一連の探査を実施し、同書院による各地調査の端緒を開くとともに、当該地域を比較的正確に記録した初期の日本人調査者として位置づけられる。

清末期新疆調査をめぐる東亜同文書院の活動を検討するにあたり、林出賢次郎をとりわけ重要な事例として取り上げたい。林出賢次郎は和歌山県に生まれ、1902 年、同県唯一の県費留学生として上海に渡り東亜同文書院に入学し、第二期生として 1905 年に卒業した。林出は 1906 年 1 月に哈密 (ハミ) へ到達したのち、天山南路を取り吐魯番を経て迪化 (現ウルムチ) に至り、さらに天山北路を経由して伊犁に到達している。この行程は、いわゆるシルクロードのルートを辿りつつ伊犁へ達した日本人として、最初期の事例に位置づけられよう。1907 年初頭、林出が迪化へ帰還する途上、新任の新疆布政使であった王樹枏 (おう・じゅなん) は、林出に対し「法政学堂」および「陸軍小学堂」の教習就任を要請した。林出は 1908 年 2 月から 1910 年 3 月まで迪化において前記二校の教習を務め、その後、1912 年に北京日本公使館の外務翻訳員となり、1920 年に上海日本総領事館副領事、1923 年に南京

日本総領事館領事、1929年に漢口日本総領事館領事を歴任するなど、在外実務の領域でも活動を展開した。新疆調査から帰国後、林出は外務省に『清国新疆伊犁地方視察復命書』³²⁾を提出した。

このほか、陸軍少佐の日野強もまた、ロシアの南下政策の動向把握を主眼としつつ、新疆地域の地誌・民俗に関する資料収集を目的として南疆に赴き、その成果を『伊犁紀行』³³⁾として取りまとめた。同書は、20世紀初頭における新疆の地域状況を伝える同時代的記録として、当該期新疆史研究において参照価値の高い史料の一つに位置づけられる。

おわりに

本稿は、清末期における日本の中国北部地域調査・踏査文献を、東北、内モンゴル、新疆の三地域に区分して整理し、当該文献群の形成過程と主要な成果を概観した。これらの文献は単なる「学術調査の記録」にとどまらず、対外膨張を志向する国家戦略、軍事、外交上の関心、さらには資源開発や交通網掌握といった実利的要請と緊密に連動しつつ生成されたことが確認される。他方で、当該調査・踏査文献が包含する地理、産業、交通、衛生、民俗、宗教、教育等に関する具体的記録は、清末期中国北部地域の歴史像を復元するうえで重要な手がかりを提供する。とりわけ、同時期の地域社会に関する一次史料が必ずしも十分に残存していない領域において、域外で作成され公刊されたこれらの文献は、史料的空白を補完するとともに、複数史料の対照に基づく多元的検討を可能にするという点で、大きな意義を有するといえよう。今後の課題としては、こうした「調査に基づく知識」の蓄積が、その後の政策形成、企業活動、さらには学術研究へいかなる回路を通じて接続されていったのかを、具体的に追跡する作業が挙げられる。以上の作業を積み重ねることにより、清末期日本の調査・踏査文献を、政治性に対する批判的理解と史料的価値の適切な評価とを両立させつつ、近代中国北部地域研究の基礎史料として一層有効に位置づけ得るであろう。

注

- 1) 田口稔(1939)「明治初中葉の満洲文献」『満洲地理点描』第36輯、大連：満鉄社員会出版、377-406頁。
- 2) 参謀本部(1894)『満洲地誌』博聞社。
- 3) 梶山鼎介(1883)「鴨緑江紀行」『東京地学協会報告』5(1)、3-45頁。
- 4) 鳥居龍藏(1976)「満蒙探察」(『鳥居龍藏全集第1-10巻』朝日新聞社)、1-166頁。
- 5) 小越平陸(1901)『満洲旅行記』(白山黒水録)、善隣書院。
- 6) 戸水寛人(1903)『東亜旅行談』有斐閣。
- 7) 宮島多喜郎(1905年)『清韓両国森林視察復命書』農商務省山林局。
- 8) 西田又二、中牟田五郎(1905)『鴨緑江流域森林作業調査復命書』農商務省山林局。
- 9) 中牟田五郎等(1906)『満洲森林調査書』農商務省山林局。

- 10) 今川唯市 (1905) 『長白山脈林況調査復命書』 出版地不明。
- 11) 関東都督府 (1906) 『満洲産業調査資料』 (第 1-6 卷) 関東都督府。
- 12) 農商務省山林局 (1906) 『満洲森林調査書』 農商務省。
- 13) 遼東兵站監部 (1905) 『満洲要覧全』 丸善。
- 14) 守田利遠 (1906) 『満洲地誌』 (全 4 卷) 丸善。
- 15) 南満洲鉄道株式会社調査課 (1985) 『満洲旧慣調査報告書』 (復刻版、全 3 冊) 御茶水書房。
- 16) 陸軍参謀本部 (1893) 『支那地志：蒙古部』 (卷 15 下) 陸軍参謀本部。
- 17) 内蒙古大学内蒙古近现代史研究所、内蒙古自治区図書館学会 (2011-2017) 『内蒙古外歴史文献叢書』 (全 29 輯・393 卷) 内蒙古大学出版社。
- 18) 島貫重節 (1979) 『福島安正と単騎シベリヤ横断』 上、原書房、67-73 頁。
- 19) 寺本婉雅 (1974) 『蔵蒙旅日記』 芙蓉書房。
- 20) 関東都督府陸軍部 (2006) 『東部蒙古誌：草稿』 (上、中、下) 大空社。
- 21) 関東都督府 (2006) 『東部蒙古誌補修草稿』 (上、下、付録) 大空社。
- 22) 関東都督府陸軍部編 (1915) 『東蒙古』 宮本武林堂。
- 23) 松本雋 (1913) 『東蒙古の真相』 東京兵林館。
- 24) 東部内蒙古調査報告編纂委員 (1914) 『東部内蒙古調査報告』 (全 7 卷) 出版者不明。
- 25) 東亜同文書院 (2006) 『東亜同文書院大旅行誌』 (2 卷, 3 卷, 4 卷) 雄松堂。
- 26) 桑原隲蔵 (1942) 「東蒙古紀行」 (桑原隲蔵『考史遊記』 弘文堂書房)、215-298 頁。桑原隲蔵 (2007) 『考史遊記』 (張明杰訳、原著は 1942 年発行) 中華書局、190-258 頁。
- 27) 鳥居きみこ (1927) 『土俗学上より観たる蒙古』 大鐙閣。鳥居きみこ (2018) 『民俗学上所見之蒙古』 (娜荷芽訳、原著は 1927 年発行) 暨南大学出版社。鳥居龍蔵 (1911) 『蒙古旅行』 博文館。
- 28) 西徳二郎 (1987) 『中亜細亞記事』 青史社。
- 29) 福島安正 (1883) 『清国兵制類聚』 『清国神機營沿革誌』 天理大学附属天理図書館蔵。
- 30) 福島安正 (1880) 『隣邦兵備略』 (第 1 版)、福島安正 (1882) 『隣邦兵備略』 (第 2 版、全 4 卷)、福島安正 (1889) 『隣邦兵備略』 (第 3 版) 日本国立国会図書館蔵 (憲政資料室福島安正関係文書、資料 50 号)。
- 31) 大谷光瑞 (1937) 『大谷家蔵版 新西域記』 (上下卷) 有光社。大谷光瑞等著 (1998) 『絲路探險記』 章瑩訳、原著は 1915-1937 年発行) 新疆人民出版社。
- 32) 林出賢次郎 (1907) 「清国新疆省伊犁地方視察復命書」 外務省政務局 (外務省外交史料館蔵、戦前期外務省記録、レファレンスコード：B03050331700)。
- 33) 日野強 (1909) 『伊犁紀行』 (上下卷) 博文館。日野強 (1973) 『伊犁紀行』 (再版) 芙蓉書房。日野強 (2006) 『伊犁紀行』 (華立訳、辺境史地叢書) 黒竜江教育出版社。

参考文献

- 田口稔(1939)「明治初中葉の満洲文献」『満洲地理点描』第36輯、大連：満鉄社員会出版、377-406頁。
- 参謀本部(1894)『満洲地誌』博聞社。
- 梶山鼎介(1883)「鴨緑江紀行」『東京地学協会報告』5(1)、3-45頁。
- 鳥居龍藏(1976)「満蒙探察」(『鳥居龍藏全集第一-10巻』朝日新聞社)、1-166頁。
- 小越平陸(1901)『満洲旅行記』(白山黒水録)、善隣書院。
- 戸水寛人(1903)『東亜旅行談』有斐閣。
- 宮島多喜郎(1905年)『清韓两国森林視察復命書』農商務省山林局。
- 西田又二、中牟田五郎(1905)『鴨緑江流域森林作業調査復命書』農商務省山林局。
- 中牟田五郎等(1906)『満洲森林調査書』農商務省山林局。
- 今川唯市(1905)『長白山脈林況調査復命書』出版地不明。
- 関東都督府(1906)『満洲産業調査資料』(第1-6巻)関東都督府。
- 農商務省山林局(1906)『満洲森林調査書』農商務省。
- 遼東兵站監部(1905)『満洲要覧全』丸善。
- 守田利遠(1906)『満洲地誌』(全4巻)丸善。
- 南満洲鉄道株式会社調査課(1985)『満洲旧慣調査報告書』(復刻版、全3冊)御茶水書房。
- 陸軍参謀本部(1893)『支那地志：蒙古部』(巻15下)陸軍参謀本部。
- 内蒙古大学内蒙古近现代史研究所、内蒙古自治区図書館学会(2011-2017)『内蒙古外文歴史文献叢書』(全29輯・393巻)内蒙古大学出版社。
- 島貫重節(1979)『福島安正と単騎ンベリヤ横断』上、原書房、67-73頁。
- 寺本婉雅(1974)『蔵蒙旅日記』芙蓉書房。
- 関東都督府陸軍部(2006)『東部蒙古誌：草稿』(上、中、下)大空社。
- 関東都督府(2006)『東部蒙古誌補修草稿』(上、下、付録)大空社。
- 関東都督府陸軍部編(1915)『東蒙古』宮本武林堂。
- 松本篤(1913)『東蒙古の真相』東京兵林館。
- 東部内蒙古調査報告編纂委員(1914)『東部内蒙古調査報告』(全7巻)出版者不明。
- 東亜同文書院(2006)『東亜同文書院大旅行誌』(2巻、3巻、4巻)雄松堂。
- 桑原隲蔵(1942)「東蒙古紀行」(桑原隲蔵『考史遊記』弘文堂書房)、215-298頁。
- 桑原隲蔵(2007)『考史遊記』(張明杰訳、原著は1942年発行)中華書局。
- 鳥居きみこ(1927)『土俗学上より觀たる蒙古』大鏡閣。
- 鳥居きみこ(2018)『民俗学上所見之蒙古』(娜荷芽訳、原著は1927年発行)暨南大学出版社。
- 鳥居龍藏(1911)『蒙古旅行』博文館。
- 西徳二郎(1987)『中亜細亞記事』青史社。
- 福島安正(1883)『清国兵制類聚』『清国神機營沿革誌』天理大学附属天理図書館蔵。
- 福島安正(1880)『隣邦兵備略』(第1版)、福島安正(1882)『隣邦兵備略』(第2版、全4巻)、福島安正(1889)『隣邦兵備略』(第3版)日本国立国会図書館蔵(憲政資料室福島安正関係文書、資料50号)。

大谷光瑞（1937）『大谷家藏版 新西域記』（上下巻）有光社。

大谷光瑞等著（1998）『絲路探險章瑩訳、原著は1915—1937年発行）新疆人民出版社。

林出賢次郎（1907）「清国新疆省伊犁地方視察復命書」外務省政務局（外務省外交史料館蔵、戦前期外務省記録、レファレンスコード：B03050331700）。

日野強（1909）『伊犁紀行』（上下巻）博文館。

日野強（1973）『伊犁紀行』（再版）芙蓉書房。

日野強（2006）『伊犁紀行』（華立訳、辺境史地叢書）黒竜江教育出版社。

（本論文は、中国国家社会科学基金・中国歴史研究院重大歴史問題研究専項プロジェクト2022年度重大公募課題「中国北方民族交往交流交融史研究」（22VLS011）による研究成果の一部である）

Investigation Documents on Northern China Produced by Japan in the Late Qing Period

NAHEYA

Abstract

Abstract: Modern Japan's investigations of northern China began in the late Qing period and left behind a wide range of writings, including survey reports, travel diaries, firsthand accounts, collected series, and local gazetteers. The agents of investigation were not limited to the state: various organizations, educational institutions, and individual actors also participated, and their aims and emphases were far from uniform—some cases can be assessed as field inquiries driven by scholarly interests. At the same time, it cannot be overlooked that many of these investigations unfolded in direct or indirect linkage with Japan's foreign policy of the era, and that their production intersected with imperialist and colonial practices. Nevertheless, these investigative writings today constitute important primary sources for reconstructing, from multiple angles, the historical realities of northern China in the late Qing.

Keywords : Late Qing period, Northern China, Japan, investigation and survey literature

福岡と間島朝鮮人について —盧基舜と尹東柱を中心に—

金 珽実（商丘師範学院）

要旨

本稿は、福岡とそこから遠く隔たる間島との人的繋がりを軸に、二人の人物を取り上げてその生涯の考察を通じて、彼らの運命が日本統治時代の政策に翻弄されていく様子を描き出すことを試みたものである。その人物は、朝鮮半島生まれで日本に渡って医学を学び、後に間島で活躍した盧基舜と、間島生まれで朝鮮半島を経由して日本に留学し、福岡刑務所で生涯を閉じた尹東柱である。盧基舜と尹東柱は、それぞれ異なる人生を歩んだものの、一つの共通点が明らかとなった。すなわち、両者の生涯は、朝鮮半島、中国、日本の歴史を超え、いわゆる「国民国家を超える歴史（トランスナショナル・ヒストリー）」的な存在であるということである。

キーワード： 福岡、間島、盧基舜、尹東柱、トランスナショナル・ヒストリー

はじめに

手元に九州からみた間島の地図がある。これは1931年に南満洲鉄道株式会社東亜経済調査局が『間島問題の経緯』を出版する際に間島の位置の説明として取り入れたのである。つまり、福岡県出身で戦前に「極東の關鍵は満洲で、満洲の關鍵は間島である」と指摘した「支那通」の長野朗¹⁾のように、日本は常に、満洲や極東における間島の地位が極めて重要であると意識していたと思われる。日本と中国は間島を舞台に利権をかけて覇を争うことになるが、この地域と遠い日本の福岡にゆかりのある人がいるとは、想像にも至らなかった。しかし、間島朝鮮人教育の歴史を研究する中で、二人の名前が浮き彫りになった。その一人が、朝鮮半島生まれ、日本に渡って医学を勉強し、間島で活躍した盧基舜と、もう一人が、間島生まれ、朝鮮半島に渡って日本に留学し、福岡刑務所で生涯を閉じた尹東柱である。本稿では、この二人の生涯を考察する中で、二人の運命が日本統治の政策に翻弄されていく姿を描くことを試みる。

1. 九州帝国大学で医学博士を取得した盧基舜

1.1 盧基舜の生涯

年度	生涯	関連事項
1893	2.2 朝鮮黄海道甕津郡に生まれる	
1910		8.29 日本による韓国併合
1911	4 京城医学専門学校入学（前身は朝鮮総督府病院附属医学講習所）	
1915	3 京城医学専門学校卒業 4 九州帝国大学医学部入学？	
1917	4 九州帝国大学医学部卒業 5 京城セブランス医学専門学校小児科講師	
1920	2 京城セブランス医学専門学校小児科助教授	
1920	7 鉄山会社安岳鉱業所病院院長（～11）	
1927	12 朝鮮総督府公医（～1929.4）	
1929	8 九州帝国大学医学部医化学専攻科入学（～1931.4）	
1931	5 同大学病院金子内科に勤務（～1932.1）	9.18 満洲事変
1932	1.19 医学博士学位を取得	3 「満洲国」建国
1932	1 朝鮮全羅南道木浦府、黄海道などで医師活動（～1934）	
1935	釜山市小児科病院院長（～1936.6）	
1936	7 中国牡丹江市国際病院医師（～1941）	
1942	図們共立病院院長（～1945.8）	
1945	避難、ソ連軍の通訳、個人病院運営（～1946.9）	8.15 日本敗戦・光復
1946	10 吉林省龍井医科大学校長（～1947.2）	
1947	3 東北軍政大学吉林分校医学院副院長（～1947.12）	
1948	10 延辺医科専門学校校長（～1949.3）	
1949	4 延辺大学医学部教授（～1957.6）	10.1 中華人民共和国建国
1957	6.7 病気で逝去	

表1 盧基舜の生涯

1.2 日本への二回の留学経験

上記の履歴から一回目は、1915年3月に京城医学専門学校卒業して4月に九州帝国大学医学部入学し、1917年4月に九州帝国大学医学部卒業して5月に京城に戻り、京城セブランス医学専門学校小児科講師になった。二回目は、1927年12月から1929年4月まで朝鮮総督府公医、1929年8月から1931年4月まで九州帝国大学医学部医化学専攻科で学び、

1931年5月から1932年1月まで同大学病院金子内科に勤務し、1932年1月19日に医学博士学位を取得した。

ここで特記すべきは、盧基舜が一回目に官費生として九州帝国大学に留学したのである。1910年から1920年まで朝鮮半島から九州帝国大学に留学にきたのは3名とされているが、『留学生名簿』には金台鎮・鄭民澤2人しか載っていない。1917年8月16日の『新韓民報』の「東京卒業生一覧」には「九州帝国大学医科…盧基舜」と記している。また1931年12月30日の『東亜日報』の「杏林界の新星 盧基舜博士」には「1915年官費生として九州帝国大学の学部に入學して1918年に同大学を優秀な成績で卒業し…（…は筆者）」と記している。しかし、学位論文審査時に提出した自筆の履歴書には「大正4年4月23日 九州帝国大学医科大学附属医院医務介補を命ず、同6年4月22日 願に依り医務介補を解く」と記している²⁾。これについては、今のところ検証しようがないが、当時は正規な学生（学部生）としての記録しか残されていないと推測できる。

二回目の留学については、「1929年医学部専攻生」と「九州帝国大学留学生名簿」に記している。当時九州帝国大学には、学生、大学院、専攻生、生徒、聴講生、選科生、大学院特別研究生などの呼び名に分けられる。医学部における専攻生は1920年度から受け入れているが、留学生専攻生としては1925年に入学した朝鮮の崔六洲甲で、その次が本章の主人公である盧基舜である。また専攻生として初めて医学博士学位を取得した人物でもある。

盧基舜の指導教官として金子兼次郎（内科学）と児玉桂三（医化学）の名前があがっている。二人の恩師の指導の下で、盧基舜は参考論文「妊婦尿及初生児尿並に羊水中の「アラントイン」含量に就て」、主論文「尿酸及「アラントイン」分解酵素に就て 附「アラントイン」比色定量法」（独文）で1932年1月19日に医学博士（学位番号第503号）を取得した。同時に、日本生物化学委員会の委員に選ばれた。

博士号を取得する前の1931年4月17日に退学して5月から1932年1月まで同大学病院金子内科に勤務しており、その際に、肺結核を患って九大病院に治療にきた患者である岡島十四子と逢い、結婚した。

1.3 朝鮮半島から間島へ

日本を離れた盧基舜は朝鮮に戻り、木浦明治町で開業した。その後の1934年に釜山で開業し、熟達な医術で患者は日々数えきれないほど集まってきたという。当時東亜日報、中央日報、毎日新報などで次々に彼の博士学位取得とその後の動きについて報道し、朝鮮医学会でも注目する人物となっていた。

しかし、なぜか1936年7月に満洲国牡丹江市に移住し、牡丹江国際医院の臨床医師として勤務するようになる。満洲国の招待によるものであるかどうかははっきりしないが、当時、「満洲に於いては、御覽の通り、衛生開発は、急務中の急務で正に緊急の状態にある。仍って医学者を何れの国よりもさらに要望して居る。他国に於ても、医者に依るところ大

なるも、特に満洲国に於ては他の何れの国より大である」³⁾という関東軍の軍医部長梶塚中將の発言から、満洲国は医者確保が重要課題になっていたことがわかる。ちなみに当時医者養成機関として、1938年に新京医学校、哈爾濱医科専門学校、哈爾濱齒科学校、奉天医科専門学校がそれぞれ新京医科大学、哈爾濱医科大学、哈爾濱齒科大学、奉天医科大学に昇格して医学教育を重視していた。

盧基舜はまさに一番必要な時に満洲国に渡ったのである。1942年凶們に移り、凶們共立病院の院長をしていたが、先述の牡丹江国際医院も凶們共立病院も満洲赤十字と満鉄関連の病院であった。また、1942年から1944年まで間島省医学会の副院長、東満医学会の顧問を担当した。日本敗戦後は日本に避難する際にはソ連軍に見つかり、ソ連軍に占領されている日本陸軍病院で通訳と医療業務を担当した。

その後、凶們に戻り、個人病院を経営したが、龍井医科大学が設立され、その関係者である鄭達昌等の要請により、龍井に移住した。1946年10月に吉林省立龍井医科大学の学長に就任してから本格的医学教育者としての道を歩むようになった。最終的に延辺大学医学部教授になって、延辺地域の唯一の博士として教育と研究に力を注ぎながら、附属病院で独特の病状を持った患者の臨床活動を行った。また、延辺朝鮮族自治州の代表としての社会活動も行った。

しかし、1956年頃から「反右派闘争」が起き、文化大革命の際には亡くなられたにも関わらず、日本での博士学位取得、研究経歴、日本人夫人、満洲国での医療活動などの理由で批判の対象になった。そのため、1965年6月に夫人と子供達が日本に移住せざるを得なかった。盧基舜の死去から30年経ち、1987年にやっと再評価され、1988年8月27日には医学院で盧基舜銅像の開幕式が行われた。

2. 福岡刑務所で逝去した尹東柱

2.1 尹東柱の生涯

年度	生涯	関連事項
1917	12.30 間島和龍県明東村に生まれる	・9.28 いとこ宋夢奎が生まれる
1925	4.4 明東小学校入学	・宋夢奎も一緒である
1931	3.14 明東小学校卒業、大拉子中国人小学校入学	・宋夢奎も同じである
1932	4 恩真中学校入学	3.1 満洲国建国・宋夢奎も一緒である
1934	12月24日付「生と死」「ろうそく一本」「明日はない」の最も古い詩が残る	
1935	9.1 平壤の崇実中学校3学年編入	4月頃、宋夢奎は家出し、南京の独立団体へ行く
1936	3月末 神社参拝問題により崇実中学校廃校；光明	・3月に宋夢奎が故郷へ戻り、日本警察

	学園中学部 4 学年編入	に拘禁、取り調べを受ける。その後、「要視察人」として引き続き警察の監視を受ける
1937	進学問題で父と対立。父の望んだ医科ではなく、文科を選ぶ	日中戦争開戦 ・警察から保釈され休養していた宋夢奎は、大成中学校四学年に編入する
1938	2.17 光明中学卒業； 4.9 延禧専門学校分科（現在の延世大学）入学	朝鮮教育令の改正により、日本語の徹底的な普及と朝鮮語の廃止 ・宋夢奎も延禧専門学校に入学
1939	『朝鮮日報』の学生欄に作品発表、雑誌『少年』に童謡が載り原稿料をもらう	
1940		2.11 創始改名令施行；朝鮮語の新聞、雑誌は廃刊
1941	12.17 戦時学生短縮により延禧専門学校 4 学年を 3 ヶ月繰り上げ卒業 卒業に当たって 18 編の詩をまとめ、序詩をつけて、77 部の詩集を出版しようとするが、時節柄無理だとされ断念。3 部だけを手作りし、恩師李馭河と後輩鄭炳昱に送り、1 部を手許に置いた。鄭炳昱は、戦後それを東柱の弟に渡す	12.8 太平洋戦争開戦
1942	1 日本留学のために創氏改名、平沼東柱と名乗る 3 渡日 4.2 立教大学英文科選科に入学；夏休みに帰郷（最後の帰省となる） 10.1 同志社大学英文科入学	10.29 金羅淵龍井で逝去 ・宋夢奎は京都帝国大学西洋史学科に入学する
1943	7.14 京都府警察部特高課内鮮係刑事に逮捕される 12.6 検察送り	・7.10 宋夢奎が逮捕される
1944	2 起訴 3 京都地方裁判所で懲役 2 年の判決 4.13 福岡刑務所へ押送される	朝鮮に徴兵制がしかれる
1945	2.16 午前 3 時 36 分 福岡刑務所内で死去	・3.10 宋夢奎も獄死する 8.15 日本敗戦・光復
1948	1 ソウルで遺稿詩集『空と風と星と詩』が刊行	

表 2 尹東柱の生涯

2.2 間島での生まれ育ち

尹東柱は1917年12月30日に間島の明東村で生まれ、1938年4月9日に延禧専門学校分科に入学するまで殆どの時間を間島で過ごした。間島地域は移住朝鮮人によって開拓されたところで、民族主義が旺盛である一方で、日本軍による抑圧も強かった。特に彼が生まれた明東村は母方の伯父に当たる金躍淵など四家族が1899年2月に移住して中国人から所有する土地を次々に買い占めて開墾して作った朝鮮人村である。金躍淵は移住当初から朝鮮人子弟教育に携わり、教育活動の傍ら間島朝鮮人の地位向上、勢力拡大という自治運動を行った。「3・13運動」、朝鮮民団組織運動の失敗後は密かに教育活動に専念し、20年代後半からは牧師として活躍した。尹東柱が通った明東小学校の設立者・校長でもあり、恩真中学校の理事長でもあった。また、彼が生まれる以前に父母がともにキリスト教徒になっていたため、彼もやはりクリスチャンとして生まれ、赤児の時に「幼児洗礼」を受け、教員の一員に加えられた。つまり、尹東柱が幼少年期に過ごしたこの地の民族主義とキリスト教が彼の精神形成に大きな影響を与えたことは想像できよう。

彼は、1931年3月に明東小学校を卒業して一時中国人小学校で学ぶが、1932年4月に恩真中学校に入学した。しかし、1935年9月に平壤の崇実中学校に編入するが、1936年3月に神社参拝問題により崇実中学校廃校になり、光明学園中学部4学年に編入するようになった。

2.3 ソウルから東京・京都へ留学、そして福岡刑務所へ

「上級学校への進学」問題で父と対立した時期もあった。光明中学5年に進級してから彼は延禧専門学校文科へ行くことと決めたのだが、それに対して父親は医科に行き医師にならなければと強要したのである。若い頃、北京、東京へと広く旅をして英語を学ぶなど文学の勉強をしており、一時明東学校で教師もしていた父・尹永錫は「わたしは文学をやってみたが、何の役にも立たなかったよ。この時代にお前が文学をどうやって食っていくんだ。食っていく思案をしなくちゃならんじゃないか。文学をやるとしたら、お前が精いっぱいやっても「新聞記者」だ。精一杯がんばっても「記者」だというんだ。だから文学はだめだ。かならず医科をやれ。医科をやれば食っていくのに心配はないんだ。」と繰り返しながら、頑強に反対したのである。

ソウルの延禧専門学校を戦時学制短縮により三か月ほど繰り上げて卒業した尹東柱は一か月半ほど故郷の家に泊まった。年齢と経済事情などで進学をためらっていたが父は日本留学を進めたことにより、留学を決意したが、日本へ留学するためには「渡航証明書」が必要であり、そのためには創氏改名しなければならなかった。「この年の末、故郷の家では、日帝の弾圧に勝てず、東柱が日本へ渡る便宜のために、姓を「ひらぬま（平沼）」創氏する」と記している。ちなみに、宋夢奎の家では姓を「そうむら（宋村）」と創氏した。

この時に詩「懺悔録」を発表するが、創氏改名届出の5日前に書かれた作品である。その手書きの草稿を見ると、詩の下部の箇所には筆者のメモが書かれており、「落書、詩人(の)告白、渡航、渡航証明、上級、힘(力)、生、生存、生活、文学、詩壇(とは)、不知道(中国語、わからない)、古鏡、古鏡、悲哀、禁物」と断片的な単語の羅列であるが、拾ってみるとそれには重要な意味が伺える。尹東柱にとって、自分の日本渡航のために、自分はもちろん、家族の者までも「改名」することになってしまったこと自体に対する、強い懺悔、自分自身の罪悪感、祖先や家族への申し訳なさで自分を責めている詩であると思われる。

尹東柱は1942年3月に太平洋戦争下の日本へ渡り、4月2日に東京の立教大学文学部英文科に選科生として入学した。立教大学で一学期を学んだ尹東柱は、夏休みにいったん帰郷し、10月1日付で京都の同志社大学文学部英語英文学専攻に入学する。休みの途中、東北帝国大学へ入学する目的で再び日本に渡るが、なぜか同志社大学に移っていた。その理由ははっきりしないが、おそらく京都には従兄で幼じみの宋夢奎がいたことであろうが、この京都行きが彼の運命にとって決定的な意味を持つものとなった。

1943年7月14日に京都府警察部特高課内鮮係刑事⁴⁾に逮捕され、下鴨警察署の拘置場に拘禁された。宋夢奎は彼より四日前の7月10日先に逮捕されていた。それは、「在京都朝鮮人学生民族主義グループ事件」の名称として朝鮮独立運動の嫌疑で中心人物は宋夢奎であり、尹東柱が彼に同調して、この事件で検事局に送検されたのは、宋夢奎、尹東柱、高熙旭の3人であった。宋夢奎と尹東柱は1944年2月22日にもともに起訴され、尹東柱は3月31日、宋夢奎は4月13日に懲役二年の判決を下した。それは治安維持法第五条の「国体変化の目的をもって結社を組織し、またはその支援や準備の目的で結社を組織しようというその目的事項に実行に関して、協議または扇動、宣伝その他、その目的遂行のための行為をしたものは一年以上十年以下の懲役に処すこと」によるものであった。尹東柱と宋夢奎の判決文から読み取れるのは、独立のための具体的行動を主張したのは(といっても、それを実行に移したわけではない)主に宋夢奎であり、尹東柱はそれに同調した程度であって、尹が重視していたのは朝鮮文化の維持・昂揚のため努力することであったということである。ちなみに、逮捕の際に蔵書やノート・原稿類が押収されたが、そのまま所在不明となっており、このため京都で書かれたであろう作品は確認することができない。

その後の4月13日に福岡刑務所へ押送され、北三舎と呼ばれる専用の獄舎に収容され、死に至るまで十ヵ月あまりの最後の日々を過ごしたのである。北三舎は二階建てですべてが独房で、他の服役者との接触は一切禁じられている。尹東柱は、1945年2月16日の27歳に、福岡刑務所で獄死した。獄中で注射を繰り返し打たれていたことから毒殺を疑う説もある。絶命前に言葉を叫ばれ、看守には理解されなかったというが、その言葉は朝鮮語であったろうと推測するものもある。その死から半世紀、その死には今以って不明であるが、人為的な死である可能性を否定しきれものではないし、逆に自然な病死である可能性もまた無視できない。しかし、日本植民地統治の最も暴悪で暗澹なその最後期に、純粹で才能豊かな若者に

独立運動をしたという罪と言えない罪名を蒙らせ、獄死させてしまった日本の責任は重大で、免ぜられるものではないであろう。

遺体は父が引き取り、故郷である龍井の東山教会墓地に葬られた。なお、ともに投獄された宋夢奎も3月10日に獄死した。

尹東柱は韓国で最も多くその詩が愛唱され、広く知られている詩人である。「抵抗詩人」「抒情詩人」「民族の詩人」など詩人尹東柱に付される修飾語は、韓国の代表的な「国民詩人」としての彼の位置を窺わせる。それについて、「尹東柱の詩は「抵抗だ」、「ちがう」と議論される。しかし、わたしはこの「抵抗」という言葉にいささかの抵抗を覚える。抵抗の対象はなくとも、彼は真実の、彼の言葉で清らかな彼の心でうたい「一点の恥辱ない」自己省察のみごとな抒情詩人になったことをわたしは信じている」と尹東柱の10歳下の弟・尹一柱が語っている。しかし、朝鮮語弾圧の当時、敢然と朝鮮語で詩と書くこと自体が「抵抗」と言えば抵抗であろう。

一方、中国では1980年代以降、尹東柱の存在を知り始め、現在の中国の朝鮮族の間では、「朝鮮族詩人」「延辺の息子」として誇りに思っている。

おわりに

盧基舜が日本・朝鮮半島・「満洲国」・中国で活躍できたのは、彼が医者という身分であるからこその結果であると推測できよう。つまり、日本植民地統治下で官費生として日本に留学し、朝鮮総督府公医として、満洲国国際病院に勤務できたのも日本の統治手段として医療人を育成・活躍させた事例である。また、解放したばかりの空間に於いて、医療教育システムが体系化していく中で、医療人が一定の役割を果たした事例でもある。しかし、盧基舜自身からすれば複雑な国際情勢の中で、医者として、学者として必要とする時に尽力を尽くしたにほかならない。

一方、日本植民地統治の下で、医者の道を選ばなく、文学の道を選んだ尹東柱は、朝鮮語が禁止された時代であっても生涯、朝鮮語で詩を書いた。そのため、「特高警察の眼から見ると、朝鮮人に対する監視・警戒の視野の中心に尹東柱が入ってきたのである。もちろん、逮捕・投獄されたのは彼が不用心だったからではない。日本と朝鮮に関わる歴史的な状況、その中で在日朝鮮人の位置、そして朝鮮人をどこまでも危険視する日本の支配者の認識とその体制、これらが一人の詩人とその友人たちを獄舎に追いやり、死に至らしめた真の原因である」⁵⁾のように、その時代背景が詩人尹東柱を死去させたが、本人に言わせれば自分の言葉に覚悟をもって殉じた詩人である。

盧基舜と尹東柱は各自違う人生を歩んだが、一つ共通点がある。それは、盧基舜にしても尹東柱にしても彼らの生涯は、朝鮮半島、中国、日本史を超える「国民国家を超えての歴史 Transnational History」的存在であることが確認できる。

注

- 1) 1888年4月3日生まれ、原籍は福岡県三池郡二川村で、現在のみやま市高田町に当たる。久留米市明善中学校入学し、同校卒業。1909年 陸軍士官学校卒業（21期）で、石原莞爾と同期生である。
- 2) 九州帝国大学医学部編『二十五年史』1928年10月 p.371
- 3) 梶塚中将「講演」『圭泉』創刊号 1941年8月
- 4) 1911年に警視庁に社会運動対象の特別高等警察課が設置され、内務省警保局保安課の直接指揮下に置かれた。1923年には大阪府や京都府など主要9府県の警察部にも特別高等課が設けられ、1925年には治安維持法が制定され取り締まりの法的根拠が整備された。
- 5) 尹東柱詩碑建立委員会編『星うたう詩人 尹東柱の詩と研究』三五館 1997年 p.140

参考文献

- 長野朗（1931）『満洲問題關鍵間島』支那問題研究所。
- 金斑実著（2014）『満洲間島地域の朝鮮民族と日本語』花書院。
- 尹宗柱編著（2012）『中国朝鮮族医学教育先駆盧基舜』延边大学出版社。
- 折田悦郎（2004）『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究』科学研究費補助金研究成果報告書。
- 宋友恵著（2009）『尹東柱評伝』藤原書店。
- 尹一柱編（伊吹郷訳）（1995）『空と風と星と詩—尹東柱全詩集』影書房。

Fukuoka and Kanto Koreans : Focusing on Noh Gi-sun and Yoon Dong-ju

JIN, Tingshi

Abstract

This paper examines the life journeys of two figures to depict how their fates were shaped and buffeted by the policies of the Japanese colonial period, centering on the human connections between Fukuoka and the distant Kanto region. The two subjects are Ro Ki-shun, who was born on the Korean Peninsula, studied medicine in Japan and later rose to prominence in Kanto, and Yun Tong-ju, a Kanto native who pursued further studies in Japan via the Korean Peninsula and ended his life in Fukuoka Prison. Ultimately, though Ro Ki-shun and Yun Tong-ju forged distinctly different life paths, they share one crucial commonality: their life experiences transcend the historical frameworks of the Korean Peninsula, China and Japan, and embody the essence of Transnational History—history beyond the nation-state.

Keywords : Fukuoka, Kanto, Ro Ki-shun, Yun Tong-ju, Transnational History

日韓経済関係における新たな協力モデルの探求*

李 昌 玟 (韓国外国語大学)

要旨

21世紀に入り、グローバル経済秩序は大きな転換期を迎えている。米中技術覇権競争の激化、ロシア・ウクライナ戦争、台湾海峡の緊張など、地政学的・地経学的リスクが構造的に深刻化する中、日韓両国は共に民主主義と市場経済の基本的価値を共有する中堅国家として、新たな経済協力の枠組みを構築する必要性に直面している。本稿では、グローバル・パラダイムの転換期における日韓経済協力の必要性を分析し、現在の協力関係が抱える構造的限界を明らかにした上で、3つの具体的な新協力モデルを提示する。すなわち、サプライチェーン協力、先端製造業協力、青年ホワイトカラー労働市場統合である。各協力モデルの段階的推進方案と期待効果、限界を分析することで、日韓経済関係の新たな地平を開く戦略的示唆を提供する。

キーワード： 日韓経済協力、サプライチェーン、先端技術産業、経済安全保障、労働市場統合

はじめに

グローバル経済秩序の転換期において、日韓両国は新たな協力の地平を模索すべき岐路に立っている。世界銀行(2023)によれば、グローバル・サプライチェーン崩壊脆弱性ランキングにおいて韓国は1位、日本は7位を記録した。両国ともエネルギー、食料、核心素材・部品の海外依存度が高く、自国内生産のみでは安定的な調達が困難な構造にある¹⁾。

米中技術覇権競争の激化、台湾海峡の緊張、ロシア・ウクライナ戦争による資源供給網の混乱という地政学的リスクの中で、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有する日韓両国が、グローバル・ガバナンスの再編過程において協力する必要性が増大している。特に、トランプ第2期政権の発足により米国の自国中心主義がさらに強化される中、日韓両国は独自の協力枠組みを強化する必要に迫られている。

本稿では、この認識に基づき、具体的な新協力モデルを提示する。第1に、重要鉱物、食料、エネルギーなどの戦略物資を対象としたサプライチェーン協力、第2に、半導体、AI、量子などの先端製造業協力、第3に、青年層の雇用問題と労働力不足に対応する労働

市場統合である。

1. グローバル・パラダイムの転換と日韓経済協力の必要性

1.1 地政学的・地経学的リスクの構造的深化

グローバル・サプライチェーンは「低コスト・高効率」から「強靱性・安定性」を重視するパラダイムへと転換しつつある。2024年6月の日米韓商務・産業大臣会合では、3カ国が「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を推進し、非市場的政策・慣行への懸念を共有することで合意した(経済産業省, 2024)²⁾。この合意は、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性を柱とする新たなサプライチェーン秩序の構築を目指すものである。

米中技術覇権競争と台湾海峡の緊張激化により、半導体、AI、バッテリーなどの戦略物資のサプライチェーンも地経学的リスクに晒されている。韓国は2021年に中国の尿素水輸出規制により物流大乱を経験し、日本も2010年に中国のレアアース輸出制限により産業全般に打撃を受けた。こうした経験は、両国にとってサプライチェーンの多角化と強靱化が喫緊の課題であることを示している。

さらに、ロシア・ウクライナ戦争は、エネルギーと食料のサプライチェーンが地政学的リスクに極めて脆弱であることを露呈した。欧州のロシア産天然ガス依存度の高さが戦略的弱点となったように、日韓両国も化石燃料輸入依存度が80~90%と非常に高く、同様のリスクに直面している。このため、エネルギー安全保障の観点からも、両国の協力による供給源の多角化が不可欠である。

1.2 グローバル・ガバナンスの再構築と価値同盟

トランプ第2期政権の発足により、米国の自国中心主義(America First)基調がさらに強化され、多国間体制は事実上無力化しつつある。一方、中国は習近平第3期体制の発足後、指導部の権限を強化し、台湾海峡、南シナ海、AI・半導体などの戦略産業をめぐる地政学的・地経学的不確実性を高めている。

「米中二強構造+多国間体制の弱化+中堅国の役割増大」という複合パターンの中で、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有する日韓両国が、グローバル・ガバナンスの再編過程において協力する必要性が増大している(日韓ビジョングループ, 2025)。特に、WTO体制の機能不全が深刻化する中、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定)やRCEP(地域的な包括的経済連携)などの地域協力枠組みにおける日韓の共同リーダーシップが求められている。

1.3 先端技術産業のパラダイムシフト

AI、半導体、量子コンピューティングなどの先端技術産業の急速な台頭は、国家間の経済力と安全保障力の核心指標として位置づけられている。JEITA(日本電子情報技術産業協会)は2025年の政策提言において、国内外の研究機関・企業・大学が連携した教育プログラムの構築や共同研究、人材交流の促進の必要性を強調している(JEITA, 2025)³⁾。

これらの産業は膨大な資本投入、高度人材の大規模確保、エコシステム内における企業・機関間の水平・垂直協力が必須であり、単一国家のみではグローバル競争において限界が明確である。米国は「CHIPS および科学法」により約527億ドルを半導体産業に投資し、中国も2025年の科学技術予算を前年比10%増の3,981億元に引き上げるなど、主要国が国家レベルでの戦略的投資を拡大している。

日韓両国も独自の産業政策を推進しているが、米中の投資規模には遠く及ばない。このため、両国の技術・人材・資源のプーリング(pooling)を通じて、効率的な投資と相互補完的な産業エコシステムの構築が求められている。特に、日本の素材・部品・装備技術と韓国の大量生産・システム統合能力を結合することで、グローバル競争力を極大化できる可能性がある。

2. 日韓経済協力の構造的限界

2.1 直接貿易・投資の減少と分業構造の変化

1965年以降、韓国と日本は垂直的分業体系を基盤とし、日本の素材・部品・装備を韓国が輸入して加工・組立・輸出する構造であった。この構造は、韓国の「圧縮型産業発展」を支える重要な基盤となり、両国の経済的相互依存を深化させた。しかし、2010年代に入り中国がグローバル中間財ハブとして台頭し、韓国が素材・部品の国産化を推進した結果、日韓貿易構造は水平的関係へと転換した(深川, 2015)⁴⁾。

その結果、2011年に対日輸出入額がともにピークを迎えた後、減少傾向に転じた。対日貿易赤字も2010年(361億ドル)以降減少し、日本の対韓直接投資も2012年の45.4億ドルをピークに下落傾向にある。これは、従来の相互補完的な経済関係が質的に変化していることを示している。

新宅・天野(2011)は、韓国企業のグローバル戦略とFTA政策の整合性を分析し、韓国企業がグローバル・サプライチェーンを広げる過程で日本依存度を低下させてきたことを明らかにしている⁵⁾。特に、電子産業においては、韓国企業の成長と中国などの新興国の台頭により、グローバル・バリューチェーンが大きく変化し、対日貿易依存度が低下した。しかし、日本は依然として重要なパートナーであり、高度な素材・部品・装備分野では引き続き日本への依存が続いている。

2.2 経済安全保障イシューの深刻化

2019年の日本による半導体3大素材の輸出規制は、日韓経済関係において「経済安全保障」概念の重要性を刻印した事件である。この措置は、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目を対象とし、韓国の半導体産業に大きな衝撃を与えた。その後、日本は2022年5月に経済安全保障推進法を制定し、同年12月に11の重要物資を指定(2024年2月と2025年12月に追加指定)、2023年11月に特定社会基盤事業者(ソフトバンク、LINEヤフーを含む)を選定するなど、経済安全保障体制を強化した(新宅, 2024)⁶⁾。

韓国も「サプライチェーン3法」を通じて半導体、二次電池、レアアース、特殊鉱物などを戦略重要物資として指定し、備蓄と管理体系を強化した(百本, 2023)⁷⁾。具体的には、「素材・部品・装備産業競争力および供給網安定化のための特別措置法」、「経済安保のための供給網安定化のための支援基本法」、「国家資源安保特別法」の3法が制定され、サプライチェーン強靱化のための包括的な法制度基盤が整備された。

このような規制環境は、韓国企業が日本と協力する際の新たなリスクとして作用している。協力対象の選定、データ共有、知的財産権管理、投資構造設計などにおいて経済安全保障次元の事前検討と対応戦略が必要となっている。2024年のLINEヤフー事態は、日本国内企業のデータ・通信インフラが経済安全保障イシューに直結し得ることを示した事例である。

2.3 トランプ変数と日韓関係の多層化

トランプ第2期政権は貿易・関税政策を大幅に転換しており、日韓関係は対米求心力(米国中心の協力強化)と対米遠心力(米国中心からの離脱)の空間において、競争と協力の多層的局面を迎えている。対米求心力が強化される場合、アラスカLNG開発プロジェクトのように、日韓が米国の要請に応じて共同投資を行うケースが増加する可能性がある。

一方、対米遠心力が強化される場合、米国の一方主義により多国間協力に空白が生じ、日韓は気候変動対応、水素経済、再生可能エネルギーなどの共通課題において技術交流と共同投資を拡大し、CPTPP・RCEPなどの米国非参加協力体内で中堅国としての共同リーダーシップを発揮する可能性がある。

また、対米求心力が強化される中で日韓間の競争が激化するシナリオも想定される。現代自動車は米国内の電気自動車・AI開発に310億ドルを投資し、日産も生産移転と現地化拡大を推進するなど、自動車市場での競争が激化している。トランプ政権の鉄鋼関税25%賦課により、自動車用鋼板・バッテリー素材分野における両国企業間の直接競争がさらに熾烈化する可能性がある。

3. 新たな協力モデルの提示

3.1 サプライチェーン協力モデル

日本の特定重要物資と韓国のサプライチェーン3法指定品目を比較し、品目別サプライチェーン依存度(P/T指標等)と代替可能性、両国内生産能力を分析して協力優先順位を設定する必要がある。

具体的な協力方案として、第1に、日本政府の2.18兆円のサプライチェーン補助金と韓国のサプライチェーン3法予算を連携し、非常時に活用可能な共同備蓄センターを構築する。保管・物流・通関システムを相互標準化し、民官共同調達プラットフォームを運営することで、企業別在庫負担を緩和し、調達リスクを分散させる(奥田, 2024)。

第2に、食料サプライチェーンにおいては、小麦、大豆などの主要穀物の共同購入契約および備蓄施設の共有を実施する。共同在庫管理システムを通じて急激な価格変動・供給支障に対応する。また、オーストラリア、米国、ブラジルなどの穀物生産国において日韓共同投資・契約栽培モデルを導入し、食料安全保障強化のための国際サプライチェーンの多角化を図る。

第3に、エネルギー分野では、JERA(日本)-KOGAS(韓国)のLNG共同購入協力を拡大し、Cargo Swap方式で購入時期、物量、輸送費用を最適化する。水素・アンモニアの生産・輸入・貯蔵・流通インフラへの共同投資を行い、オーストラリア、東南アジア、中東などの資源国との開発事業を共同で推進する。特に、水素・アンモニアは脱炭素社会実現の鍵となる技術であり、両国の技術力を結合することで国際競争力を確保できる。

ただし、協力推進には限界も存在する。日韓両国は現在、軍事・安全保障同盟関係にないため、経済安全保障次元で指定された重要物資のサプライチェーンを相互共有・管理することには根本的な限界がある。また、共同備蓄、予算、施設運営費用の分担に関する協議が複雑であり、国内産業保護主義と企業間の優先供給権をめぐる利害関係の衝突が予想される。

3.2 先端製造業協力モデル

日本は素材・部品・装備分野に強みを持ち、韓国は半導体、ディスプレイ、バッテリーなどの大量生産とシステム統合能力に優れている。先端産業のバリューチェーン全段階において相互補完的協力を通じてグローバル競争力を極大化できる。半導体分野において、日本の先端素材・部品・装備技術力と韓国の半導体大量生産能力を結合し、共同R&D課題の発掘、試験生産・品質評価プラットフォームの構築、工程テストベッドの共有および標準化協力を推進する必要がある。

特に注目すべきは、2.5D・3Dパッケージングと高級工程技術分野である。先端半導体競争の核心である2.5D・3Dパッケージング技術において、Rapidus、LSTC、JASMなど日本の

国策・民間プロジェクトと韓国ファウンダリー・パッケージング企業間の技術交流と共同投資を通じて、高帯域幅メモリ (HBM) と AI 半導体用高性能パッケージングソリューションの開発を共同で模索すべきである (吉岡, 2025)⁸⁾。

AI 分野では、G7 広島 AI プロセス、GPAI、ソウル AI サミットなどの多国間体制での議論経験を基に、AI 安全性、倫理、ガバナンス分野において共同研究を推進し、国際標準および規範競争において中堅国連帯の戦略的地位を強化すべきである。また、AI サービスの高度化に必須の AI 特化半導体 (メモリ、NPU、LLM 専用チップ) およびデータセンターインフラ構築において、日本の先端素材・装備技術力と韓国のシステム半導体設計・生産能力を結合し、共同 R&D、パイロット生産ライン、テストベッドの構築を推進する必要がある。

量子技術分野では、日韓両国がシカゴ大・東京大・ソウル大が参加中の 1 億ドル規模の三者量子研究プロジェクトのような事例を拡大し、量子コンピューティング、量子センサー、量子通信などの核心分野において共同研究センターを設立し、三者研究プラットフォームを体系化すべきである。また、量子分野の深刻な人力不足を解決するために、両国大学と研究機関間の共同修士・博士課程、短期集中教育プログラム、学部連携交換課程を新設し、基礎科学から応用・工学まで全周期人材養成エコシステムを構築することが重要である。

3.3 青年ホワイトカラー労働市場統合モデル

韓国の青年雇用率は 2025 年 1 月基準で 15~29 歳 44.8% と 4 年ぶりの最低水準を記録しており、21 万 8,000 の雇用が減少するなど深刻な青年失業問題に直面している。OECD 基準 15~24 歳青年失業率は韓国が 5.9%、日本が 3.9% と、韓国の青年雇用状況が日本より劣悪である。一方、日本は 2040 年までに労働力不足規模が最大 1,100 万人に達すると予想され、特に熟練ホワイトカラー人材の需要が高まる見通しである。

段階的アプローチとして、第 1 段階では両国政府が青年層の就業進入障壁を緩和するための制度基盤を整備する。韓国政府は E-7 ビザの職種別固定年俸基準 (現在専門人力 2,867 万ウォン、準専門・一般機能 2,515 万ウォン) を日本青年の韓国就業初任給水準に緩和し、2,300 万~2,500 万ウォン水準に調整する。また、日本留学生対象の韓国企業インターンシップおよび就業連携プログラムを新設し、日本青年のための韓国語教育とビジネス文化適応教育を強化する。

第 2 段階では、両国が学位・資格相互認定とオンラインマッチングプラットフォームを構築し、青年就業を円滑化する。韓国政府は日本大学卒業生の韓国企業就業のために学位と職種資格相互認定協約の締結を推進し、IT・会計・経営などの分野において相互認証体系を構築する。日本政府も韓国大学卒業生の日本企業就業のために同様に学位と資格相互認定体系を整備し、日本企業の韓国青年採用拡大のために行政・ビザ手続きを簡素化し、遠隔勤務雇用時のビザ・税金・社会保険連携の柔軟化を推進する。

第3段階では、両国の労働市場連携を深化し、労働者保護体系を強化する。両国政府は青年の相手国労働市場進入時に最低賃金、労働時間、社会保険の適用を強化し、雇用保険相互認定協約を締結して転職しても自国で失業給付を受けられるようにする。また、青年移動と就業データをリアルタイムで共有する共同統計システムを構築し、政策樹立と企業人力計画の効率性を高める。

第4段階では、事実上の単一労働市場体系を構築し、青年が自由に就業・創業できるようにする。就業・創業のためにビザ発給手続きを自由化し、社会保険・年金の相互適用体系を構築する。また、創業を支援するために日韓共同青年就業・創業ファンドを造成する。

おわりに

本稿では、グローバル・パラダイムの転換期における日韓経済協力の必要性と限界を分析し、3つの新たな協力モデルを提示した。地政学的・地経学的リスクの深刻化、グローバル・ガバナンスの再構築、先端技術産業のパラダイムシフト、グローバルサウス戦略の重要性が増大する中、日韓両国は相互補完的協力モデルを早急に構築する必要がある。

提示した3つの協力モデル（サプライチェーン協力、先端製造業協力、青年労働市場統）は、いずれも段階的アプローチを通じて実現可能性を高めることが重要である。急進的な統合ではなく、制度・規範・標準の段階的調和を通じて、両国企業と国民の信頼を確保しながら協力を深化させるべきである。

しかし、経済安全保障規制による協力基盤の不安定性、法・制度・規制の差異、技術・標準先占競争と共同開発間の利害衝突、膨大な初期投資と収益性の不確実性など、協力推進には多くの課題が存在する。これらの限界を克服するためには、制度・規範・標準の統合と相互信頼の構築、段階的統合ロードマップの策定が必須である。

特に重要なのは、政治的関係の変動に左右されない経済協力の制度化である。日韓関係は歴史問題などにより周期的に悪化するリスクを抱えているが、経済協力を制度化・法制化することで、政治的変動の影響を最小化し、持続可能な協力体制を構築できる。また、民間主導の協力を拡大し、政府間協議と並行して企業・大学・研究機関レベルでの多層的ネットワークを強化することも重要である。

日韓両国が新たな経済協力モデルを通じて、グローバル・パラダイムの転換期において戦略的パートナーシップを強化し、共同繁栄の道を模索することを期待する。両国の協力は、東アジアの経済統合を促進し、ひいてはアジア全体の平和と繁栄に貢献する基盤となり得る。

注

* This work was supported by Hankuk University of Foreign Studies Research Fund.

1) 世界銀行(2023)は、グローバル・サプライチェーン崩壊脆弱性指数を発表し、各国の供給網

リスクを定量的に評価している。韓国が1位となった背景には、半導体など特定産業への集中度の高さと中間財輸入依存度の高さがある。

- 2) 日米韓商務・産業大臣会合では、半導体、クリーンエネルギー、重要鉱物などの分野における三国間協力の重要性が確認された。特に、戦略物資の特定供給源への経済的依存を武器化することへの懸念が共有された。
- 3) JEITAの政策提言は、半導体産業の国際競争力強化のために、グローバルな視点を持った次世代人材の確保と育成の必要性を強調している。特に、初等教育段階から半導体を知り、技術を学ぶことができる基盤作りの重要性を指摘している。
- 4) 深川(2015)は、日韓の貿易構造の変化をグローバル・バリューチェーンの観点から詳細に分析し、2010年代以降の水平的関係への転換を実証的に示している。
- 5) 新宅・天野(2011)は、韓国企業の国際化戦略とFTA政策の整合性を分析し、韓国企業がグローバル・サプライチェーンを活用しながら対日依存度を低下させてきた過程を明らかにしている。
- 6) 日本の経済安全保障推進法は、特定重要物資の安定供給確保、基幹インフラの安全性・信頼性確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開化の4つを柱としている。
- 7) 韓国のサプライチェーン3法は、素材・部品・装備産業の競争力強化と供給網安定化、経済安保のための供給網安定化支援、国家資源安保の確保を目的としている。百本(2023)は、文在寅政権と尹錫悦政権の政策の違いを詳細に分析している。
- 8) 吉岡(2025)は、AI半導体市場におけるサムスンとSKハイニックスの戦略を分析し、特にHBM(高帯域幅メモリ)市場における両社の競争と日本企業との協力可能性を示唆している。

参考文献

- 奥田聡(2024)「韓国の経済安全保障と新たな日韓経済協力~サプライチェーンと経済関係緊密化~」キャノングローバル戦略研究所。
- 経済産業省(2024)「日米韓商務・産業大臣会合共同声明」2024年6月26日。
- JEITA半導体部会(2025)「国際競争力強化を実現するための半導体戦略 2025年版」2025年5月14日。
- 深川由起子(2015)「グローバル化が変える日韓経済関係—自動車、電子産業を例に—」『環太平洋ビジネス情報RIM』15(60)、27-63頁。
- 新宅純二郎・天野倫文編著(2011)「韓国主要企業の国際化とグローバル戦略」東京大学ものづくり経営研究センター、MMRC Discussion Paper No.367。
- 新宅純二郎(2024)「半導体をめぐる経済安全保障と韓国」日本国際問題研究所研究レポート。
- 日韓ビジョングループ(2025)「世界秩序転換期における日韓戦略的パートナーシップ」日韓国交正常化60周年記念報告書、2025年9月。
- 百本和弘(2023)「韓国の供給網政策を点検する(1)焦点は競争力強化から供給網リスク管理へ」ジェトロ地域・分析レポート、2023年11月15日。

吉岡美愛 (2025) 「AI 半導体市場におけるサムスンと SK ハイニックスの戦略分析」『城西国際大学紀要』
33(1)、57-72 頁。

World Bank (2023) "Global Supply Chain Vulnerability Index", Washington D.C.

Exploring New Cooperation Models in Japan-Korea Economic Relations

LEE, Chang-min

Abstract

In the 21st century, the global economic order is undergoing a major transformation. Amid the intensification of geopolitical and geo-economic risks such as the U.S.-China technology hegemony competition, the Russia-Ukraine war, and Taiwan Strait tensions, Japan and South Korea, as middle powers sharing fundamental values of democracy and market economy, face the necessity of establishing a new framework for economic cooperation. This paper analyzes the necessity of Japan-Korea economic cooperation during the global paradigm shift, clarifies the structural limitations of current cooperative relations, and presents three specific new cooperation models: supply chain cooperation, advanced manufacturing cooperation, and integration of youth white-collar labor markets. By analyzing the phased implementation plans, expected effects, and limitations of each cooperation model, this study provides strategic implications for opening new horizons in Japan-Korea economic relations. The findings suggest that while significant challenges exist, including economic security regulations and institutional differences, gradual integration through mutual trust building and step-by-step roadmaps can lead to sustainable cooperation frameworks that benefit both nations.

Keywords : Japan-Korea economic cooperation, supply chain, advanced technology industry, economic security, labor market integration

決定木分析で見る日本語の「行く」「来る」「帰る」の選択 —二者会話における第一話者が移動する場合—

杉村 泰 (名古屋大学)

要旨

本稿は日本語の二者会話で第一話者が移動する場合に、「行く」「来る」「帰る」のどれを選択するかについて、決定木分析によって分析したものである。その結果、移動者Aの移動先が最も強く影響し、次いで話し手の発話位置、話し相手の発話位置の順に影響することを明らかにした。また、非移動者Bが着点にいると「来る」が選択されやすいことを指摘した。

キーワード： 決定木分析、「行く／来る／帰る」、発話時点、移動先、発話者の位置

1. 先行研究

日本語の「行く」と「来る」の選択については、久野(1978)、森田(1989)、彭(2013)など多数行われている。しかし、話し手が自分の所属領域に戻る場合は「帰る」も選択されるため、「帰る」も選択肢に入れる必要がある。これに対し、杉村(2025)では「行く」「来る」「帰る」の選択について論じた。しかし、杉村(2025)では選択率を示しているだけで、どの要因が強く影響するかは示されていない。そこで本稿では決定木分析を利用して、「行く」「来る」「帰る」の選択にいかなる要因が強く影響するかを明らかにする。

2. アンケート調査

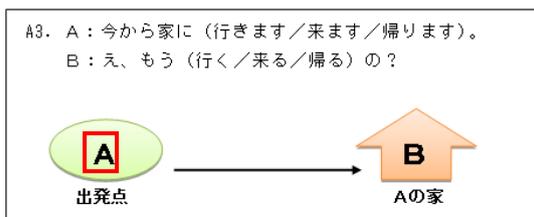
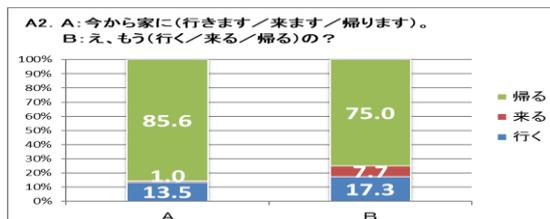
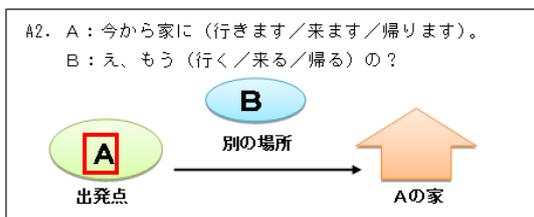
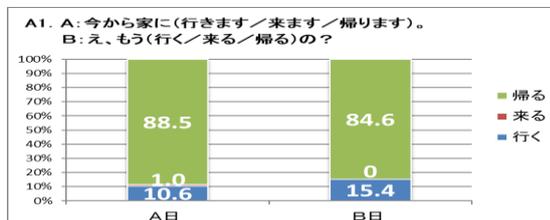
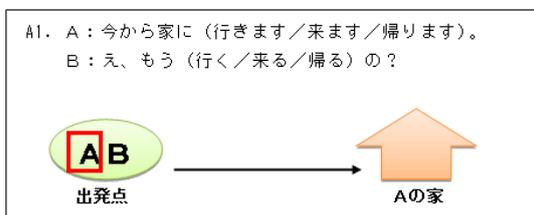
杉村(2025)では、第一話者(移動者A)と第二話者(非移動者B)の二者会話場面を設定し、①移動先がAの家かBの家か第三者Cの家か、②Aが出発点にいるか到着点にいるか、③Bが出発点にいるか到着点にいるか(それ以外の)別の場所にいるかによって、 $3 \times 2 \times 3 = 18$ 通りの場面を設定し、日本語を母語とする大学生104人に「行く」「来る」「帰る」の選択テストを実施した(2021年10月5~14日)。以下、3節の決定木分析での説明に合わせて、この調査結果の要点を整理しておく。

2.1 第一話者(A)が自分の家に移動する場合

2.1.1 Aが出発点にいる場合

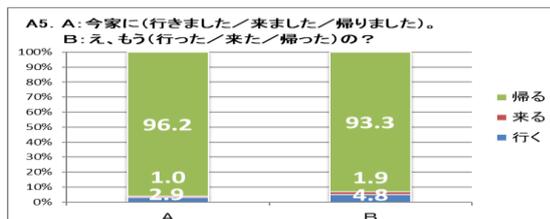
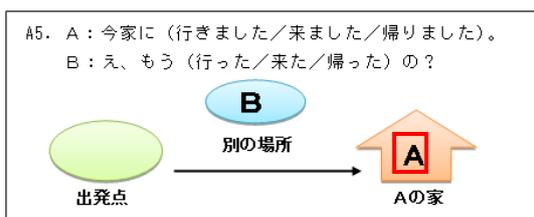
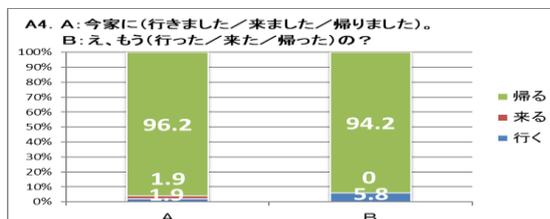
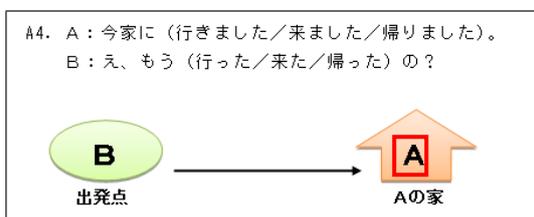
この場合、移動先が移動者Aの自宅であるため、全体的に移動者の帰着を表す「帰る」

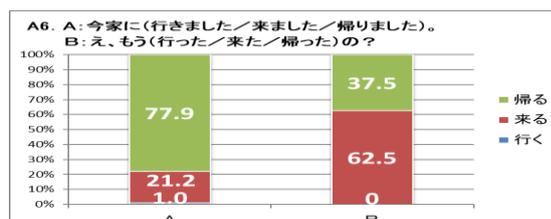
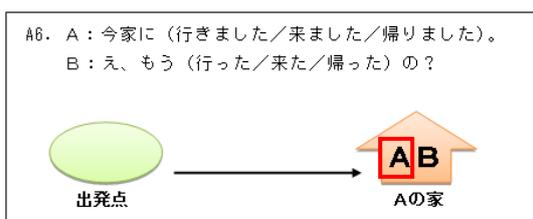
が優勢になる。ただし、発話時点でBがAの家にいる場合は、そこがBの領域としても捉えられるため、Aは「行く」、Bは「来る」も選択する。特にBはそこが相手の家であっても、自分の領域と捉えやすく、その割合はAより高くなっている。



2.1.2 Aが到着点にいる場合

この場合も、移動先がAの自宅であるため、全体的に移動者の帰着を表す「帰る」が優勢になる。ただし、発話時点でBがAの家にいる場合は、そこがBの領域としても捉えられるため、AもBも「帰る」だけでなく「来る」も選択する。この場合もBは、そこが相手の家であっても、自分の領域と捉えやすく、その割合はAより高くなっている。

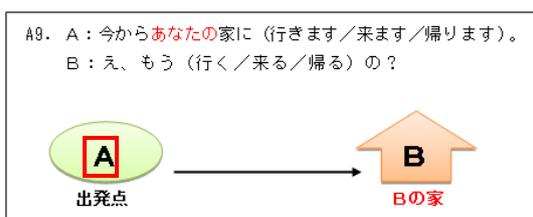
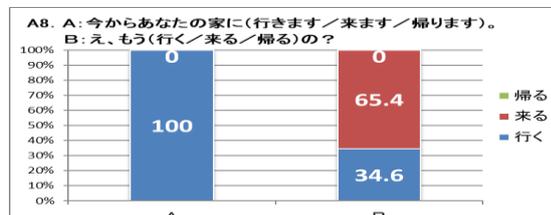
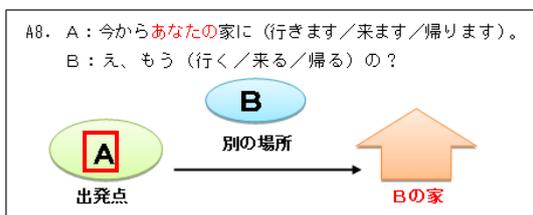
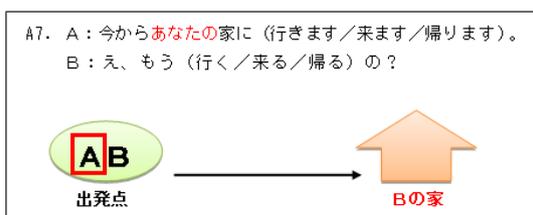




2.2 第一話者 (A) が第二話者 (B) の家に移動する場合

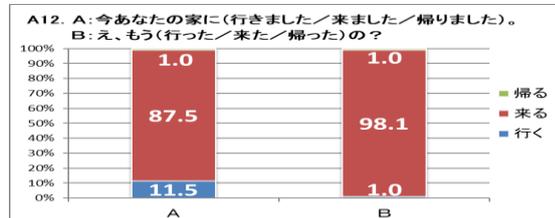
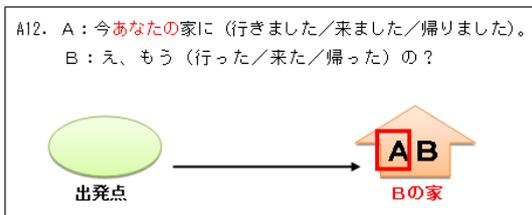
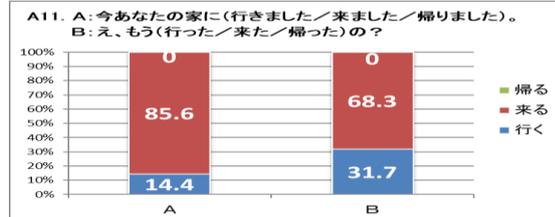
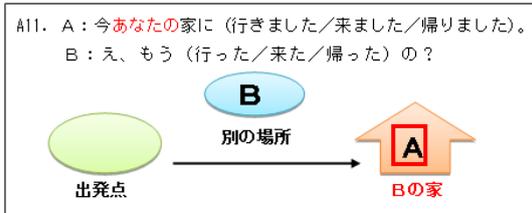
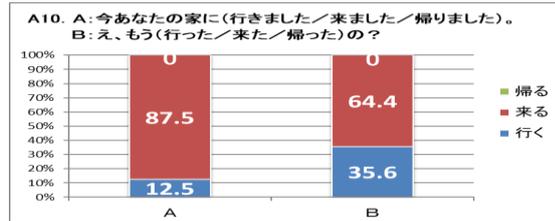
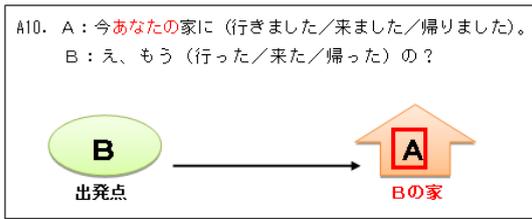
2.2.1 Aが出发点にいる場合

この場合、Aは他人の家に行くため、「帰る」は選択されない（以下同様）。AはBがどこにいても出发点視点で「行く」を選択する。一方、Bは到着点にいれば到着点視点で「来る」を選択するが、出发点にいれば「来る」より「行く」の選択率が高くなり、別の場所にいれば「行く」より「来る」の選択率が高くなる。



2.2.2 Aが到着点にいる場合

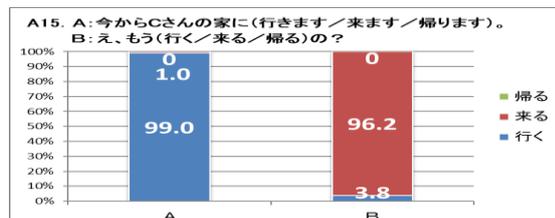
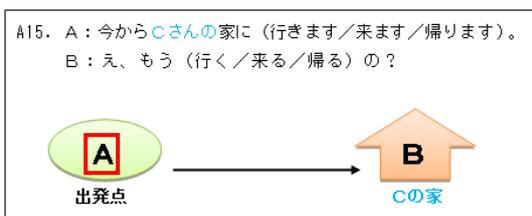
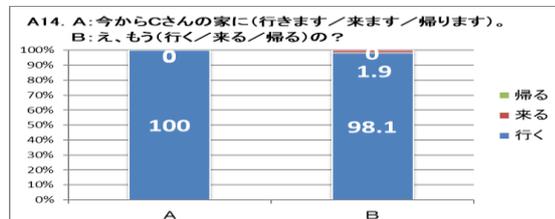
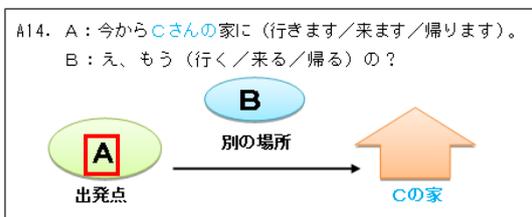
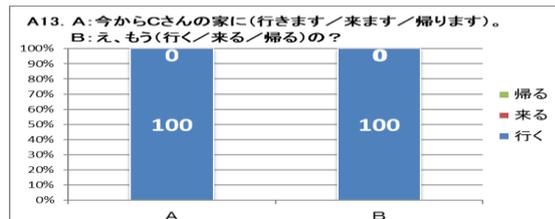
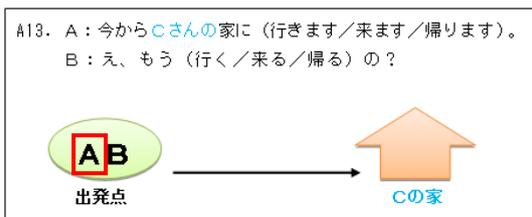
この場合、AはBがどこにいても到着点視点で「来る」の選択率が高くなる。一方、Bは到着点にいれば到着点視点で「来る」を選択するが、出发点や別の場所にいれば、到着点視点で「来る」の選択率が相対的に高いものの、出发点視点の「行く」も3分の1ほど選択されている。BはAの移動先がBの家であっても、自分がそこにいなければ必ずしも到着点視点にはならないのである。



2.3 第一話者 (A) が第三者 (C) の家に移動する場合

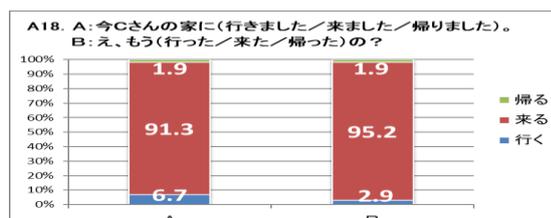
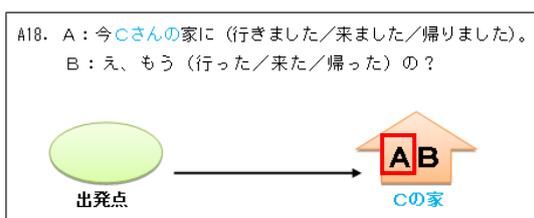
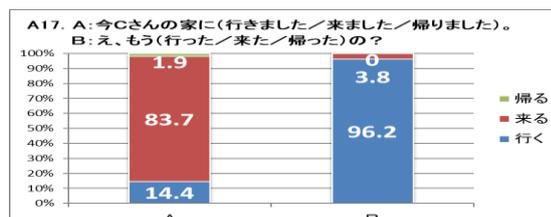
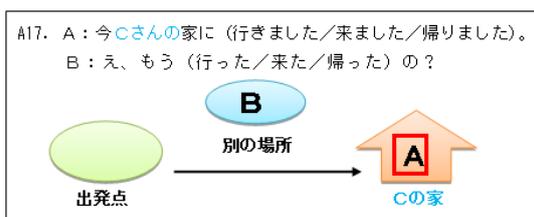
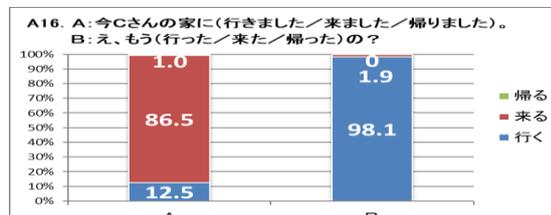
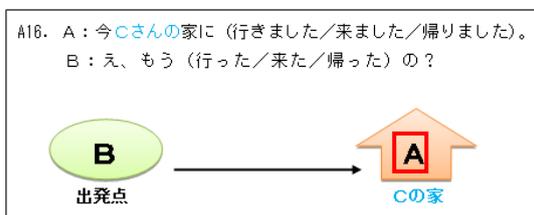
2.3.1 Aが出发点にいる場合

この場合、AはBがどこにいても出发点視点で「行く」が選択される。一方、Bは自分が到着点にいれば「来る」を選択し、到着点にいなければ「行く」を選択する。



2.3.2 Aが到着点にいる場合

この場合、AはBがどこにいても到着点視点で「来る」が選択される。一方、Bは自分が到着点にいれば「来る」を選択し、到着点にいないければ「行く」を選択する。



3. 決定木分析

次に統計ソフト SPSS の決定木分析（分類木分析）によって、①第一話者（移動者 A）の位置（出発点、到着点、別の場所）、②第二話者（非移動者 B）の位置（出発点、到着点）、③Aの移動先（Aの家、Bの家、Cの家）の3つの要因を独立変数として、いずれが従属変数の「行く」「来る」「帰る」の選択を強く予測するかを分析した。決定木分析では以下の図1や図2のような樹形図が描かれ、階層が上に来る要因ほど強く「行く」「来る」「帰る」の選択を予測することを示している。

3.1 第一話者（移動者 A）の発話の場合

まず、第一話者（移動者 A）の発話の場合について見る（図1）。この場合、相対リスクは推定値が.099、標準誤差が.007で、予測精度がきわめて高いものとなった。まず、親ノード（ノード0）から子ノードの「Aの家」（ノード1）と「Bの家、Cの家」（ノード2）に枝が分かれている $[\chi^2(2)=1421.134, p<.001]$ 。「Aの家」の場合は「帰る」の選択率が83.5%で、「Bの家、Cの家」の0.5%より高くなっている。これは移動者が自宅に戻る場合は「帰る」が使われるが、他人の家に向かう場合は「帰る」が使えないためである。このようにAの移動先が「行く」「来る」「帰る」の選択に最も強く影響している。

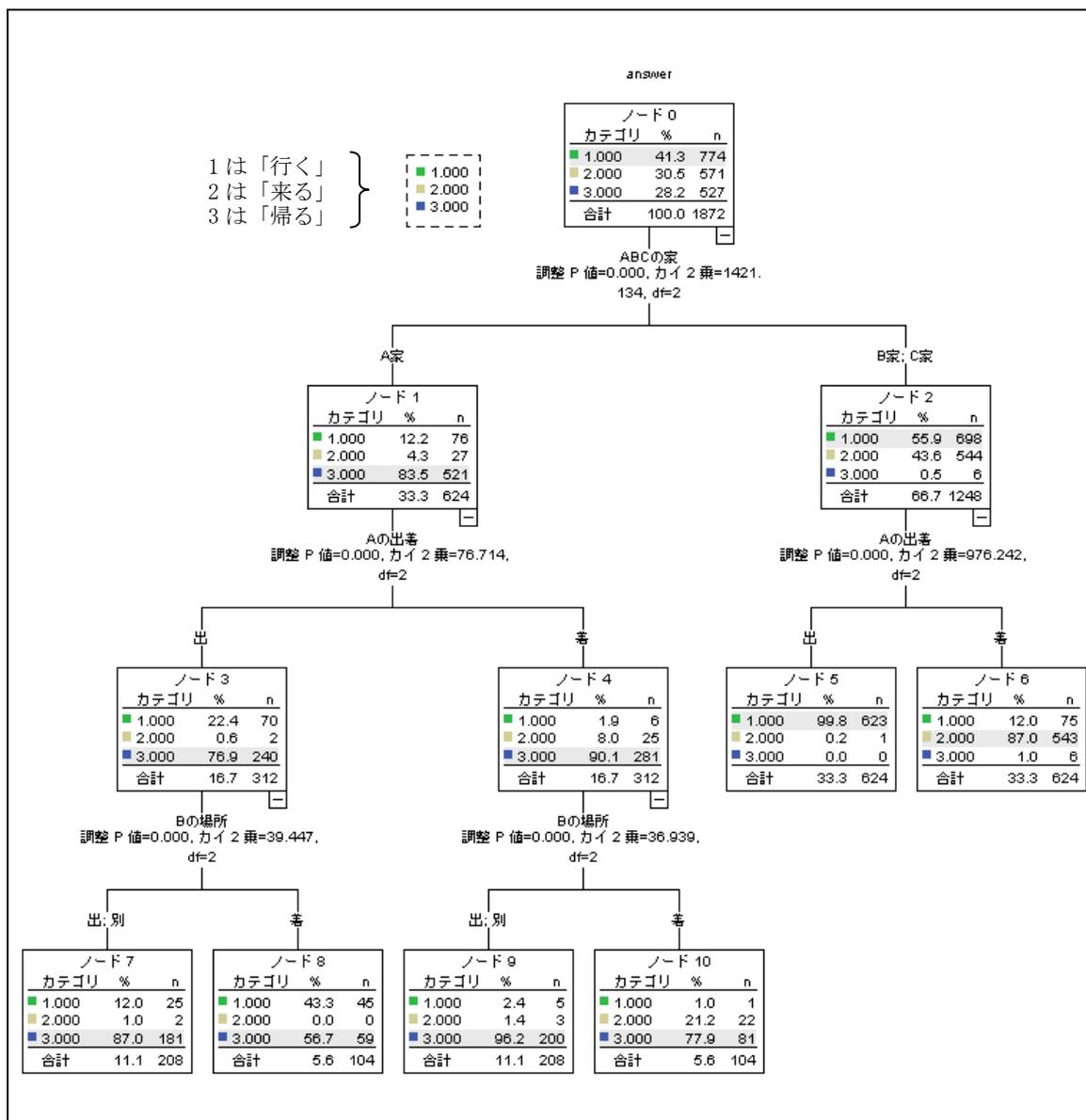


図1 決定木分析の結果（第一話者Aの発話の場合）

次に、「Aの家」からも「Bの家、Cの家」からも「Aが出発点にいる場合」（ノード3, 5）と「Aが到着点にいる場合」（ノード4, 6）に枝が分かれている[各 $\chi^2(2)=76.714, p<.001$ 、 $\chi^2(2)=976.242, p<.001$]。これはAが着点にいると「来る」が選択される可能性があるが、Aが着点にいないと「来る」が選択されにくいためである。

最後に、「Aの家」の場合はBの位置によってさらに枝分かかれし、「Aが出発点にいる場合」も「Aが到着点にいる場合」も「Bが出発点または別の場所にいる場合」（ノード7, 9）と「Bが到着点にいる場合」（ノード8, 10）に枝が分かれている[各 $\chi^2(2)=39.447, p<.001$ 、 $\chi^2(2)=36.939, p<.001$]。これは発話時点でBが着点にいないと、A自身の自宅への帰着に着目して「帰る」の選択率が高くなるのに対し、Bが着点にいると、そこがBの領域としても捉えやすくなり、相対的に「行く」（Aが出発点にいる場合）または「来る」（Aが到着

点にいる場合)の選択率が上がるためである。一方、「Bの家、Cの家」の場合はBの位置によって枝分かれはしておらず、Bの位置は「行く」「来る」「帰る」の選択に影響していないことを示している。

以上のことから、第一話者(移動者A)の発話の場合、移動先が「行く」「来る」「帰る」の選択を最も強く予測し、次いで第一話者(移動者A)の位置、最後に第二話者(非移動者B)の位置の順になることが明らかになった。

3.2 第二話者(非移動者B)の発話の場合

次に、第二話者(移動者B)の発話の場合について見る(図2)。この場合も、相対リスクは推定値が.145、標準誤差が.008で、予測精度がきわめて高いものとなった。まず、親ノード(ノード0)から子ノードの「Aの家」(ノード1)、「Bの家」(ノード2)、「Cの家」(ノード3)の3つに枝が分かれている[$\chi^2(4)=1317.929, p<.001$]。「Aの家」の場合は「帰る」の選択率(67.8%)、「Bの家」の場合は「来る」の選択率(69.9%)、「Cの家」の場合は「行く」の選択率(66.5%)が高くなっている。これは「Aの家」は移動者Aの帰着点と捉えやすく、「Bの家」は話し手Bの所属領域への接近と捉えやすく、「Cの家」はそのどちらでもないという違いによると考えられる。このようにAの移動先が「行く」「来る」「帰る」の選択に最も強く影響している。

次に、「Aの家」と「Bの家」からは「Bが出発点にいる場合」(ノード4,7)、「Bが到着点にいる場合」(ノード5,8)、「Bが別の場所にいる場合」(ノード6,9)に枝が分かれている[Aの家 $\chi^2(4)=345.202, p<.001$ 、Bの家 $\chi^2(4)=147.819, p<.001$]。このうち「Bが到着点にいる場合」は「来る」の選択率が70.2%、98.1%とかなり高く、他の2つとはかなり異なる傾向を示しているが、「Bが出発点にいる場合」と「Bが別の場所にいる場合」はそれに比べれば似たような傾向を示している。また、「Cの家」の場合は、「Bが出発点または別の場所にいる場合」(ノード10)と「Bが到着点にいる場合」(ノード11)に枝が分かれている[$\chi^2(2)=558.423, p<.001$]。以上のことから、Bが到着点にいると「来る」の選択率が相対的に高くなることが予測される。

最後に、「Aの家」の場合はAの位置によってさらに2つに枝分かれしているが[B出 $\chi^2(1)=5.083, p<.05$ 、B着 $\chi^2(1)=5.882, p<.05$ 、B別 $\chi^2(2)=13.001, p=.001$]、「Bの家」の場合はBが出発点にいる場合のみAの位置によって枝分かれし[$\chi^2(2)=33.110, p<.001$]、「Cの家」の場合は枝分かれが見られない。このことから「Aの家」の場合はAの位置がBの発話に影響するが、「Bの家」の場合はBが出発点にいるときだけAの位置がBの発話に影響し、「Cの家」の場合はBが着点にいるかどうかだけがBの発話に影響していることが分かる。

以上のことから、第二話者(移動者B)の発話の場合、移動先が「行く」「来る」「帰る」の選択を最も強く予測し、次いで第二話者(非移動者B)の位置、最後に第一話者(移動者A)の位置の順になることが明らかになった。

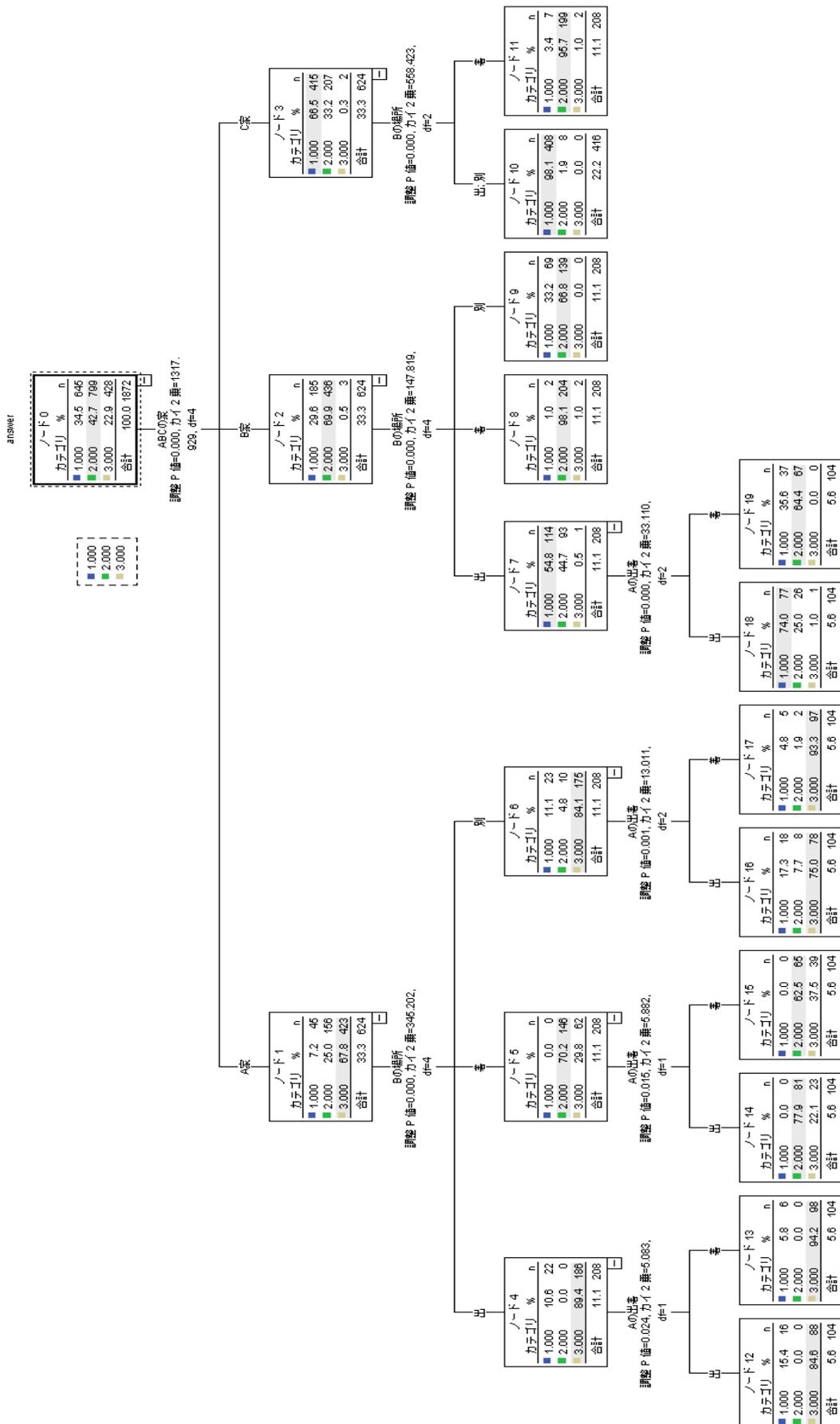


図2 決定木分析の結果（第二話者Bの発話の場合）

おわりに

以上、本稿では二者会話で第一話者が移動する場合に、「行く」「来る」「帰る」のいずれを選択するかについて、決定木分析によって分析した。その結果、移動者 A の移動先が最も強く影響し、次いで話し手の発話位置、話し相手の発話位置の順に影響することを明らかにした。また、非移動者 B が着点にいると「来る」が選択されやすいことを指摘した。

参考文献

久野 暉 (1978) 『談話の文法』 大修館書店

杉村 泰 (2025) 「日本語の「行く」「来る」「帰る」の選択について 1 —二者会話における第一話者が移動する場合（現在時）—」『名古屋大学人文学研究論集』第 8 号、名古屋大学人文学研究科、19-38 頁。

彭広陸 (2013) 「日文中訳から見た日中両語の移動動詞 —「来る／行く」と“来／去”を中心に—」張威・山岡政紀主编『日語動詞及相关研究』, 外研社, 88-108 頁。

森田 良行 (1989) 『基礎日本語辞典』 角川書店

付記：本稿は 2022-2026（令和 4-8）年度科学研究費基金（基盤研究（C））「中国人日本語学習者の「視点」習得に関する縦断的研究とオンライン教材開発」（研究代表者：杉村泰、課題番号 22K00636）による研究成果の一部である。

A Decision Tree Analysis of the Choice Among the Japanese Verbs *iku*, *kuru*, and *kaeru* :

The Case of Two-Person Conversations in Which the First Speaker Moves

SUGIMURA, Yasushi

Abstract

This paper analyzes the selection of the Japanese motion verbs *iku* (go), *kuru* (come), and *kaeru* (return) in dyadic Japanese conversations where the first speaker shifts, using decision tree analysis. The findings indicate that the destination of the mover (A) is the most influential factor, followed by the speaker's location and the interlocutor's location. The study further reveals that *kuru* (come) tends to be chosen when the non-moving participant (B) is located at the goal of the movement.

Keywords : decision tree analysis, “*iku*, *kuru*, *kaeru*”, time of utterance, destination, speaker's location

地域産品の域外接続における初回体験導線の設計 —阿里山産品の日本側提供運用に関する探索的整理—

菅 陽子 (国立中正大學)

要旨

本稿は、台湾阿里山産珈琲をめぐる域外(日本)での関係形成に着目し、藤沢・横浜・京都の3拠点における第三者負担型提供および背景説明の実践を探索的ケースとして整理した。分析枠組みとして(1)体験到達、(2)背景理解、(3)対話・関与、(4)域外反応から成る「初回体験の導線」を定義し、記録の確認根拠を水準A(一次資料)・水準B(公開投稿)・水準C(運用メモ・聞き取り要点)に区分した。整理の結果、第三者負担型提供は価格判断に先行する体験到達を可能にする一方、資源依存により継続性が制約され得ること、背景説明は文脈理解と対話・関与を支える足場となり得ることが示唆された。本稿の貢献は、第一に3拠点の運用要素(提供形態・提示媒体・反応の確認根拠)を同一枠組みで記述可能な形に整理したこと、第二に今後の蓄積に向けて、提供イベント単位で残すべき最小記録要件(提供・説明・反応と根拠水準)を提案したことにある。今後の課題は、提供単位・背景説明媒体・反応確認手続を共通化した記録設計を確立し、比較可能性を高めることである。

キーワード: 阿里山産品、域外接続、初回体験、第三者負担型提供、信頼属性

1. 問題意識と研究の位置づけ

本章では、阿里山産珈琲をめぐる域外(日本)での関係形成について、問題の所在と既存研究との接続点を示す。あわせて、第三者負担型提供と背景説明を組み合わせた「初回体験の導線」を本稿の中心対象として位置づけ、研究目的と検討課題を明確化する。

地域産品を域外の受け手に接続する局面では、価格や移動距離、情報不足といった制約が存在し得る。とりわけ産地、担い手、生産過程等に関する情報は、受け手が購入前に十分な検証が難しい信頼属性として整理される¹⁾。このような条件下では、受け手が購入前の試行(試飲)や産品理解の段階に到達しにくい。したがって、域外側において「まず味わう・手に取る」機会を確保しつつ、「なぜその産品なのか」を理解するための背景情報へ接続する仕組みを、関係形成の入口としてどのように設計し得るかが課題となる。

本稿では、次の三点を検討課題として設定する。第一に、第三者負担型提供は体験到達

（初回体験）の障壁をどのように下げ得るか。第二に、背景説明は信頼属性の理解および対話・関与の発生をどのように補助し得るか。第三に、再現性・比較可能性を高めるために最低限どのような記録項目と記録粒度が必要か。

2. 理論的背景と分析枠組み

本章では、域外（日本）において地域産品の価値が理解され、関係形成へ接続していく過程を記述するための理論的背景を整理し、本稿で用いる分析枠組みを定義する。焦点は、第一に購入前に評価が困難な属性（信頼属性）をめぐる情報提示、第二に背景説明（ストーリーテリング）による理解補助と関与の誘発、第三に初回体験を起点とする反応の観察可能性、の三点にある。

2.1 信頼属性と情報提示（第三者認証・トレーサビリティ）

先行研究では、信頼属性の判断を補完する情報として、第三者認証やトレーサビリティ情報の役割が整理されている²⁾。域外接続の局面では、こうした情報提示は品質推定の補助にとどまらず、受け手が当該産品を「産地・担い手・生産過程に紐づくもの」として理解するための基本情報となり得る。

2.2 背景説明と理解・評価への影響

情報が提示されることと、それが受け手の理解や評価に結びつくことは同義ではない。物語形式の情報が、受け手の没入（ナラティブ・トランスポートーション）を通じて理解や評価に影響し得ることは、心理学・消費者行動研究で指摘されている³⁾。本稿の実践では、背景説明の参照先の一つとして、作品概要と動画を同一ウェブサイト提示する映画紹介ページへのリンクを送付し、鑑賞を促した⁴⁾。また本稿の事例の一部では、拠点がFacebook上で当該リンクを共有した公開投稿が確認された。ただし本稿で重視するのは特定媒体の優劣ではなく、背景説明が「受け手の理解を促進し得る形式」で提示され得るという点にある。

さらに、消費経験の解釈が自己概念や参照集団との関係を通じて意味づけられ、対象への結びつきに接続し得ること⁵⁾、ならびに物語処理が消費者とブランド（対象）との結びつきを形成し得ること⁶⁾が論じられている。以上より、背景説明は単なる付随情報ではなく、受け手が対象を理解し、評価し、関与の方向性を定めるための解釈資源として位置づけられる。本稿では、背景説明を、(a) 信頼属性理解の補完、(b) 対話・関与の起点、という二つの機能を担い得る要素として位置づける。

2.3 初回体験・体験価値と「域外反応」の操作的定義

本稿が対象とする第三者負担型提供は、受け手の個別決済を前提とせずに「まず体験す

る」機会への到達を確保する運用を指す。この点は、初回体験を体験価値の提供として捉え、経験を設計・演出される提供物と位置づける経験経済の議論とも接続し得る⁷⁾。ただし本稿は効果測定を目的としない。

また本稿では、「域外反応」を問い合わせ・紹介・購入希望・訪問意向等の次行動に向けた意図表明として操作的に定義する⁸⁾。産地訪問意向はコーヒーツーリズム研究における動機や経験設計の議論とも関連づけ得るが⁹⁾、本稿では需要推定を行わず、確認できた反応の範囲に限定して扱う。

以上を踏まえ、本稿の分析枠組みを次の4点として定義する。

- (1) 体験到達＝第三者負担型提供により初回体験（試飲等）への到達が確認できること
- (2) 背景理解＝背景説明により信頼属性等の理解を補助し得る情報提示が確認できること
- (3) 対話・関与＝質問・感想・謝意・紹介・共有等、当該対象への関与が確認できること
- (4) 域外反応＝購入・訪問・問い合わせ等、次行動に向けた意図表明が確認できること

なお(3)は「その場／当該媒体上での関与」、(4)は「次行動を示す意図表明」として区別する。域外反応は、次行動に関する意図表明が明示される場合（例：「買いたい」「行ってみたい」「問い合わせたい」等）に限定し、産地への関心・称賛・共有意向等は(3)対話・関与として扱う。「共有」の内訳（共有意向・共有促し（発言）・実際の共有（投稿確認））は、後掲の表1注に従う。次章では、この枠組みに基づく資料と手続を示す。

3. 研究方法

本章では探索的ケース記述として因果推定や一般化は行わない。3拠点の実践要素と記録条件を比較可能な形で整理する。

3.1 対象（拠点）と期間

対象は、藤沢拠点（2020–2024年）、横浜（2022年3月14日）、京都（2024年11月27日）の3拠点である。団体・場所が特定されない範囲で記述する。

3.2 資料とデータ

用いた資料は、訪問・運営メモ、聞き取り要点、提供実施記録、公開投稿（SNS上の投稿・コメント）、受領側の返信メール等である。加えて、2020年以降の阿里山地域への複数回訪問で得た現地観察・写真・関係者ヒアリングを、背景説明内容の確認および信頼属性記述の補助資料として用いた。

3.3 整理単位と反応の扱い

本稿の整理単位は拠点ケース（拠点×提供期間）とするが、第4章では提供イベント（日時×場所）単位での記録要件を提案する。各拠点で確認できた提供実施・背景説明・反応

に関する記録を、(1)体験到達、(2)背景理解、(3)対話・関与、(4)域外反応に分類して整理した。反応は、当該拠点で確認できた発話・メッセージ（対面会話、公開投稿、メール返信等）に限定して扱い、確認根拠（3.4の水準A/B/C）を付して記述する。

3.4 手続と確認根拠の整理

記録の確認根拠は、次の3水準に区分する。水準A＝一次資料（送付・受領記録、受領側メール等）、水準B＝公開投稿、水準C＝運用メモ・聞き取り要点とする。水準A・Bを優先し、水準Cは補足として用いる。

4. 拠点別運用の整理

本章では、日本側3拠点における第三者負担型提供と背景説明の付与、ならびに確認できた域外反応を、記録の確認根拠（3.4参照）に基づき整理する。表1に各拠点の要約を示し、以下では拠点別に運用条件（提供形態・提示媒体）と域外反応を簡潔に記述する。

ただし拠点間で記録の粒度が異なるため、反応の人数・頻度、到達範囲、閲覧・参照の有無等の量的推定は行わず、確認できた事実の範囲に限定して扱う。

4.1 最小記録要件（提供イベント単位）の提案

本稿は拠点ケース単位で整理を行うが、今後の蓄積に向け、提供イベント単位での最小記録要件を以下の通り提案する。

- ・提供（必須）：提供内容、日付、場所、提供形態（試飲／寄付等）、費用負担主体。
- ・背景説明（必須）：提示媒体（口頭／掲示／SNS／Web等）および提示内容の要点（産地、担い手、呼称等）。可能な場合は参照先（URL/QR等）を付す。
- ・反応（必須）：(3)対話・関与（肯定的評価／謝意／質問／共有等）と、(4)域外反応（購入希望／訪問意向／問い合わせ等の次行動に向けた意図表明）を区別して記録し、確認根拠（水準A/B/C、3.4参照）を付す。

表1 3拠点における第三者負担型提供・背景説明・反応（確認範囲）

拠点	期間/日付	(1)体験到達：提供 (2)背景理解：背景説明 (媒体/根拠)		反応(3)対話・関与	反応(4)域外反応
		(第三者負担)			
藤沢	2020-2024	珈琲	口頭+Web (SNS/note) [B]	産地関心[C]	購入希望[C]・ 訪問意向[C]
		(継続/試飲)	/C]		
横浜	2022/3/14	珈琲	口頭+投稿 (SNS)	肯定的評価[B/C]・ 共有[B]	訪問意向[B]
		(寄付提供)	[B/C]		
京都	2024/11/27	珈琲	呼称提示+メール等 [A]	肯定的評価[A]・ 謝意[A]・共有[A]・	訪問意向[A]
		(寄付提供)			

注 [] 内は確認根拠（水準 A/B/C、3.4 参照）を示す。ここでの「共有」は、(a)共有意向、(b)共有促し（発言）、(c)実際の共有（投稿確認）のいずれかとして観察された反応を含む。

4.2 藤沢拠点（継続提供：2020–2024 年）

藤沢拠点は、ワーケーションとして使われるコミュニティ空間を活用し、阿里山産珈琲を継続的に提供してきた拠点である。たとえば 2022 年 10 月の試飲会では、提供後に「販売してほしい」「台湾、阿里山に関心があり訪問したい」といった反応（産地関心、購入希望、訪問意向）が運用記録から確認された（運用記録：水準 C）。

また藤沢拠点では、背景説明がオンライン記事（ブログ型プラットフォーム上の投稿等）として残る形で提示されており、背景説明が「記録として残る」度合いが相対的に高い点が特徴である（当該投稿の存在確認：水準 B／補足メモ：水準 C）。

2024 年に窓口担当者の不在を契機として拠点が閉鎖された事実は、第三者負担型提供が人的・財政的資源に依存しやすく、継続性が運営体制に左右されるという制約条件を示す。

4.3 横浜拠点（市民グループへの寄付提供：2022 年 3 月 14 日）

横浜拠点は、コミュニティスペースを拠点とする 50 名程度の緩やかな市民の集まりで、普段は会合や小規模イベント等を行っている拠点である。運用上、参加者への到達範囲は、当該日の参加状況および日常的連絡網（グループチャット等）への参加状況に依存する。

阿里山産珈琲の提供は 2022 年 3 月 14 日に実施された。提供後、味・香りに関する肯定的評価が Facebook への投稿（水準 B）および連絡記録（水準 C）から確認された。また、同スペースでの試飲を促す呼びかけが SNS 上に投稿され（水準 B）、当該投稿へのコメントとして「阿里山を訪れてみたい」等の産地訪問意向が確認された（同じく水準 B）。

以上の事例は、(1)体験到達（単発提供）、(2)背景理解（口頭説明および SNS 投稿による文脈付与）、(3)対話・関与（謝意、肯定的評価、共有等）、(4)域外反応（訪問意向等の次行動意図）として整理できる。

4.4 京都拠点（大学生グループへの寄付提供：2024 年 11 月 27 日）

京都拠点は、京都の異なる大学の学生たちが集まり、古いマンションの空き部屋を活用して住民交流の機会を提供している拠点である。運営規模は一定しないが 20 名程度である。

阿里山産珈琲の提供は 2024 年 11 月 27 日に寄付として実施された（送付・受領記録：水準 A）。提供後、返信メールにより香りや味に関する肯定的評価が確認され、受領側からの返信メールにおいて謝意と共有意向（マンション住民や関係者と共に味わう意向）が表明された（返信メール：水準 A）。加えて、同メールにおいて産地への関心と訪問意向が明示された（同じく水準 A）。

以上の事例は、(1)体験到達（寄付提供）、(2)背景理解（呼称提示およびメール等による文脈付与）、(3)対話・関与（謝意、共有等）、(4)域外反応（訪問意向等の次行動意図）として整理できる。

4.5 小括：拠点間に共通する要素と差異

3 拠点に共通するのは、第三者負担型提供によって初回体験への到達機会を確保し、何らかの背景説明（呼称、口頭補足、文面、オンライン記事等）を付与し、少なくとも一部で反応（肯定的評価、共有、訪問意向の表明等）が確認された点である。

一方で、背景説明の媒体と記録の残り方は拠点で異なる。藤沢拠点は背景説明がオンライン上に残り得るのに対し、横浜拠点・京都拠点は口頭中心または寄付時の最小文面に依存し、反応把握も断片的になりやすい。この差異は、効果の差を示すものではなく、比較可能性を確保するための記録条件（提供単位／説明媒体／反応確認方法）の標準化を要するという本稿の問題設定に接続する。

5. 考察：運用上の含意と今後の課題

本章では、第4章で整理した日本側3拠点の提供実践を踏まえ、第三者負担型提供と背景説明を組み合わせた「初回体験の導線」について、運用設計上の含意と制約条件を検討する。以下では、(i) 体験到達を支える条件、(ii) 背景説明の機能と到達可能性、(iii) 比較可能性を高める記録条件、の三点を中心に論じ、因果推定や一般化は行わない。

5.1 第三者負担型提供が「初回体験」到達を支える条件

3 拠点に共通するのは、受け手の個別決済を前提とせず、拠点側が費用を負担して試飲等の体験機会を提供する第三者負担型提供である。この運用は、域外接続の初期段階で「まず体験へ到達する」条件を整え、対話・関与（産地関心を含む）および域外反応（購入希望・訪問意向等）が観察される契機となり得る。

他方で第三者負担型提供は、費用・人手・場といった運用資源に依存しやすく、継続性は体制条件により左右される。持続性を高めるためには、(a)費用分担（共催・協賛等を含む）による負担の分散、(b)役割分担（提供／説明／記録）、(c)提供単位（人数・量・頻度）の事前設計を、提供設計と不可分の要件として位置づける必要がある。藤沢拠点の閉鎖事例は、同種の運用が担当者・拠点体制に依存し得ることを示しており、導線設計は運用可能性（実装条件）と一体で検討されるべきである。

5.2 背景説明が補助し得る機能と到達可能性の課題

域外の受け手にとって産地・担い手・生産過程等の情報は把握しにくく、信頼属性の理解は提示形式に左右されやすい。本稿の事例では、産地・担い手情報の明示や、口頭説明、

オンライン記事、短編映像の共有等を通じて背景説明が付与された。背景説明は、体験を単なる試飲として閉じるのではなく、産地文脈への接続を促す足場となり得るとともに、話題提供として対話・関与の発生や次行動に向けた意図表明（問い合わせ、購入希望、訪問意向等）が生起し得る状況を形成し得る。

ただし、背景説明が提示された事実と、受け手に閲覧・理解された事実は区別される。口頭中心の説明や断片的記録に依存する場合、到達や理解の程度を事後的に判定することは困難であり、導線設計としては、背景説明の媒体を明示するとともに参照先（URL 等）を一貫して残すことが到達可能性を担保する最小要件となる。閲覧数・クリック等の指標は効果測定ではなく、「参照が可能であった」範囲を点検する補助指標として位置づけ得る。

5.3 比較可能性を高める「最小記録粒度」の要請

本稿の限界は、拠点間で記録の網羅性が不均一であり、反応件数や到達範囲を体系的に把握できない点にある。今後の蓄積において重要なのは、反応件数の精密測定に先立ち、拠点横断で比較可能な最小記録粒度を揃えることである。具体的には、提供イベント（日時×場所）を単位として、(a)提供（提供物、量、対象概数、費用負担主体）、(b)説明（要点、媒体、参照先〔URL/QR〕）、(c)反応（種類と確認根拠）を同一単位で記録することが、導線各段階の照合と比較の前提条件となる。

5.4 結論

本稿は、台湾阿里山産珈琲をめぐる域外（日本）での関係形成に着目し、日本側3拠点における第三者負担型提供と背景説明を組み合わせた実践を探索的ケースとして整理した。得られた含意は次の三点である。第一に、第三者負担型提供は価格判断に先行して初回体験への到達条件を整え得る。第二に、背景説明は信頼属性理解の補完と対話・関与の起点として機能し得る。第三に、継続性と比較可能性を担保するためには、提供イベント単位で提供・説明・反応を同一粒度で残す最小記録要件の標準化が要請される。

本稿は、閲覧・到達範囲や反応件数を網羅的に把握できないという制約の下での整理であり、効果の一般化や因果的解釈を行わない。今後は、最小記録要件を満たす形で拠点横断の記録を蓄積し、導線設計の比較可能性を高めることが課題である。

注

- 1) 信頼属性（credence attributes）とは、購入前に十分に検証が難しく、購入・実体験後もなお完全には評価・検証しにくい属性を指す。探索・経験・信頼属性の区分に関する議論として Nelson（1970）、信頼属性の概念整理として Darby and Karni（1973）を参照。
- 2) 第三者認証（third-party certification）およびトレーサビリティ（traceability：生産履歴を含む追跡可能性）情報の位置づけと関連研究については、亀山・合田（2009）、Wu et

- al. (2021)、Tran et al. (2024) を参照。
- 3) ナラティブ・トランスポートーション (narrative transportation) については Green and Brock (2000) を参照。ロコミ文におけるナラティブ構造と受け手の評価の関係は安藤 (2015) を参照。
- 4) 参考文献末尾の【資料】欄 (台湾珈琲祭 n. d. 「《初めての珈琲》映画紹介」) を参照。
- 5) 自己概念と準拠集団のブランド意味 (brand meaning) 形成への影響については、Escalas and Bettman (2005) を参照。
- 6) 物語処理 (narrative processing) を通じたブランドとの結びつき形成については、Escalas (2004) を参照。
- 7) 経験経済 (experience economy) の基本文献として、Pine II and Gilmore (1998) を参照。
- 8) 本稿における「域外反応」は、問い合わせ、紹介、購入希望、訪問意向等の意図表明を指す (例：発話、電子メール返信、SNS コメント等として記録上確認できるもの)。
- 9) 珈琲文化・観光をめぐる議論の概観として、Jolliffe (2010) を参照。

参考文献

- Nelson, Phillip (1970) “Information and Consumer Behavior,” *Journal of Political Economy*, 78(2), pp. 311-329.
- Darby, Michael R., and Karni, Edi (1973) “Free Competition and the Optimal Amount of Fraud,” *Journal of Law and Economics*, 16(1), pp. 67-88.
- Pine II, B. Joseph, and Gilmore, James H. (1998) “Welcome to the Experience Economy,” *Harvard Business Review*, 76(4), pp. 97-105.
- Green, Melanie C., and Brock, Timothy C. (2000) “The Role of Transportation in the Persuasiveness of Public Narratives,” *Journal of Personality and Social Psychology*, 79(5), pp. 701-721.
- Escalas, Jennifer Edson (2004) “Narrative Processing: Building Consumer Connections to Brands,” *Journal of Consumer Psychology*, 14(1-2), pp. 168-180.
- Escalas, Jennifer Edson, and Bettman, James R. (2005) “Self-Construction, Reference Groups, and Brand Meaning,” *Journal of Consumer Research*, 32(3), pp. 378-389.
- 亀山宏・合田憲治 (2009) 「選択実験による消費者評価—栽培方法とトレーサビリティ—」『香川大学農学部学術報告』61、27-33 頁。
- Jolliffe, Lee, ed. (2010) *Coffee Culture, Destinations and Tourism*, Bristol, UK; Buffalo, NY: Channel View Publications.
- 安藤和代 (2015) 「クチコミのナラティブ構造が受け手の評価に与える影響」『消費者行動研究』21(1・2)、25-46 頁。
- Wu, Wen; Zhang, Airong; van Klinken, Rieks Dekker; Schrobback, Peggy; and Muller, Jane Marie (2021) “Consumer Trust in Food and the Food System: A Critical Review,” *Foods*, 10(10), 2490.

Tran, Duc; Schouteten, Joachim J.; Gellynck, Xavier; and De Steur, Hans (2024) “How do consumers value food traceability? - A meta-analysis,” *Food Control*, 162, 110453.

【資料】

台湾珈琲祭 (n. d.) 「《初めての珈琲》映画紹介」〔映画作品概要、サイト内で動画視聴可〕(最終閲覧: 2026年2月21日)、<<https://www.taiwancoffee.tw/ja/firstcupofcoffeemovieintroduction>>

**Designing an Initial-Encounter Pathway to Connect Regional Products Beyond
Their Place of Origin:
An Exploratory Synthesis of Provision Practices for Alishan Products in Japan**

SUGA, Yoko

Abstract

This paper examines how relationships around Alishan coffee, a regional product from Taiwan, are initiated beyond its place of origin in Japan. Drawing on three exploratory cases—a primary hub, a civic group, and a student group—it descriptively synthesizes an “initial-experience pathway” composed of (1) access to a first experience enabled by third-party-funded provision, (2) contextual understanding supported by background narratives (storytelling), (3) dialogue and engagement, and (4) observable off-site responses (e.g., inquiries, referrals, purchase intentions, and intentions to visit the origin). Because documentation is uneven and largely non-systematic across cases, the study does not estimate causal effects or generalize outcomes. The synthesis suggests that third-party-funded provision can lower barriers to a first experience by reducing price salience, while narrative framing can connect sensory experience to contextual understanding and foster dialogue and engagement. The paper concludes by proposing a minimal, event-level recording schema—covering the unit of provision, the medium and reference of narratives, and verification rules for responses—to improve comparability across sites.

Keywords: Alishan products, extra-regional connectivity, initial experience, third-party-funded provision, credence attributes

日中両言語の複合動詞における使役化 —V1が自動詞の場合を中心に—

崔 玉花 (延辺大学)

要旨

本稿は、V1が自動詞の場合を中心に、日中両言語においてどのような特徴をもつ複合自動詞が使役化を許容するのか、その使役化の要因を明らかにすることを目的とする。結論として、中国語は日本語と異なり、V1が非能格自動詞の場合も使役化を許すが、両言語に共通して、使役化可能な複合自動詞は、非動作主的事象を表し、かつ当該事象が何らかの外的原因なしには生起し得ないものでなければならないと論じる。

キーワード： 複合動詞、使役化、非動作主、外的原因

はじめに

日本語の語彙的複合動詞の形成は、「他動性調和の原則」や「主語一致の原則」などにより制約されているが、少数ながらこれらの制約から外れた不規則な複合動詞も存在する。従来の研究では、(1a)に示す「舞い上げる」のような複合動詞は、自他対応する規則的な複合動詞「舞い上がる」からの他動詞化と見なされてきた(影山1993/2013、松本1998)。他動詞化可能な複合自動詞の特徴として、前項動詞(以下V1)が非意志的動詞、つまり非対格自動詞であることが指摘されている(松本1998、朱2009)。しかし、(1b)に見るように、V1が非対格自動詞であっても他動詞化が許容されない事例が存在する。

(1) a. 埃が舞い上がった。→ 埃を舞い上げた。

b. 髪の毛が抜け落ちた。→ *髪の毛を抜け落とした。

中国語にも日本語の複合動詞に対応する「织好(編み上げる/編み上がる)」のような結果複合動詞が存在する。孤立型言語に属する中国語では、同形態のまま自他交替が行われる点が特徴的である。興味深いことに、中国語では日本語と異なり、(2)に示すように、使役化がV1の非対格自動詞の場合に限らず、非能格自動詞の場合も可能である一方で、また(3)に見るように、日本語と同様に使役化が制限される場合もある。

(2) a. 张三累病了。→ 艰苦的工作累病了张三。

(张三は疲れて病気になった。→ 過酷な仕事のせいで张三は疲れて病気になった。)

b. 张三跑累了。→ 马拉松跑累了张三。

（張三は走り疲れた。→ マラソンのせいで張三は走って疲れた。）

(3) a. 张三跌倒了。→ *那块大石头跌倒了张三。

（張さんはずまずいて転んだ。→ あの大きい石のせいで張さんがつまづいて転んだ。）

b. 小王睡醒了。→ *闹钟睡醒了小王。

（王さんは目が覚めた。→ 目覚まし時計で王さんが目を覚ました。）

本稿は、他動詞の目的語が自動詞の主語に意味的に対応する、いわゆる「使役起動交替」のうち、自動詞がもとで他動詞が派生すると思われる使役化現象に焦点をあて、V1が自動詞¹⁾の場合を中心に、日本語と中国語においてどのような特徴をもつ複合動詞が使役化可能であるのか、その使役化の要因を明らかにすることを目的とする。

1. 先行研究

複合自動詞の他動詞化については、松本（1998）において取り上げられてはいるが、それは氏の提案する「主語一致の原則（二つの動詞の主語として実現する項が同一物を指す）」の例外となる「舞い上げる」のような複合動詞を主語一致型の複合自動詞「舞い上がる」からの逆形成と分析することで、同原則を維持しようとするものである。しかし、このような逆形成がどのような条件下で可能になるのかについては、詳細な議論がなされていない。

朱（2009）は、他動詞化可能な複合自動詞の条件として、V1が非意志的動詞であることを指摘している。例えば、「起き上がる」に対応する他動詞形「*起き上げる」が存在しないのは、V1「起きる」が意志的動詞のためであるという。しかし、冒頭で示したように、この条件を満たしながら他動詞化できない複合動詞（「抜け落ちる—*抜け落とす」）が存在することから、朱の指摘は複合動詞の他動詞化の要因を完全には説明していないと考えられる。

陳（2010）は、語彙的複合動詞の自他交替に「結果一致性の仮説」というメカニズムが潜んでいるという。この仮説によれば、V1と後項動詞（以下V2）の語彙概念構造が複合する際、二つの動詞の結果性が一致する場合にのみ、複合動詞は自他交替が可能となる。例えば、「染み付く」では、「匂いがポットに染みる/付く」のように、V1とV2が同じ着点を取り、結果性が一致するため、他動詞形「染み付ける」が存在する。しかし、実際には、V1とV2の結果が一致しないにもかかわらず、他動詞化が可能な事例（「滑り落ちる—滑り落とす」）があるため、この仮説は十分な説明力をもっていないと考えられる。

日高（2013）は、V1がV2に付随する様態を表す場合に、他動詞化が成立すると主張する。例えば、「滑り落ちる」は「滑りつつ落ちる」と解釈できるため、他動詞形「滑り落とす」が存在するが、「あふれ落ちる」は「*あふれつつ落ちる」のような言い換えができないため、他動詞形「*あふれ落とす」を持たないという。しかし、V1がV2の移動の様態を表すと思われる「舞い上がる」においても、「風が埃を舞い上げる/*風がツバメを舞い上げる」のように、変化主体の違いにより他動詞化が制限される。このことからV1とV2の意味的関連性だけでは複合動詞の他動詞化要因を十分に説明できないと考えられる。

中国語の結果複合動詞の使役化については、V1が非対格自動詞に限らず、非能格自動詞の場合も可能であることが、Huang (2006)、劉 (2018) 等によって指摘されている。劉 (2018) は、使役化可能な複合動詞の例として、「气死 (怒るー死ぬ)」のような心理変化を表すものや「唱哑 (歌うーかれる)」のような一時的状態変化を表すものを挙げている。張 (2024) は、日中両言語において使役化可能な複合自動詞は、いずれも非動作主的で、使役的状态変化事象を表すと指摘する一方で、また両言語の使役化メカニズムに相違点があることも指摘している。つまり、日本語では非対格の事象構造に直接外項を導入することで使役化が行われるのに対して、中国語ではV1を内因とする他動的な非対格構造にさらに外因を導入し、その外因に焦点が置かれることで使役化が行われると言う。

以上のように、日本語の語彙的複合動詞の使役化については、未解明の点が多く残されている。一方、中国語の結果複合動詞の使役化に関しては、理論的分析は進められているが、日中対照の観点からの議論は十分とは言えない。以下では、先行研究を踏まえつつ、日本語と中国語における使役化可能な複合動詞の特徴及び使役化に影響を与える要因を考察する。

2. 日中両言語において使役化可能な複合自動詞と非動作主性

2.1 日本語の場合

日本語における使役化可能な複合動詞について、先行研究や辞書から収集した例を以下に示す。

- (4) 舞い上がる→舞い上げる、せりあがる→せり上げる、舞い落ちる→舞い落す、ずり落ちる→ずり落とす、滑り落ちる→滑り落とす、転げ落ちる→転げ落とす、飛び散る→飛び散らす、染み付く→染み付ける、巻き付く→巻き付ける

(4) における複合自動詞は「非対格自動詞+非対格自動詞」の組み合わせであり、V1は非意志的動詞、すなわち非対格自動詞である (松本 1998、朱 2009)。この場合、当該複合動詞は使役化が可能となる。このことは、V1が非能格動詞の場合には他動詞化が不可能である事実からも裏付けられる。例えば、「踊り上がる」「跳ね上がる」におけるV1は非能格動詞であり、V2は自他交替が可能な動詞であるが、これらに対応する他動詞形「*踊り上げる」「*跳ね上げる」は存在しない。

また、(4)の複合自動詞は非対格動詞同士の結合であるため、その意味構造には動作主の存在が前提とされていないと予想される。このことは、同じく複合自動詞であっても、複合他動詞からの自動詞化によって派生した「吸いあがる」では、動作主に言及するような副詞「難なく」との共起が可能であるのに対して、他動詞化可能な複合自動詞では「難なく」との共起が不可能である事実から裏付けられる。

- (5) a. ポンプで水を吸い上げた。→ 水が吸い上がった。
 b. ポンプで水が難なく吸い上がった。
 (6) a. *粉雪が難なく舞い上がった。

- b. *タバコの匂いが難なくカーテンに染み付いた。
c. *雪が難なく滑り落ちた。

影山（1996）によれば、「難なく」は意味構造に隠された動作主の動作遂行の容易さ（あるいは困難さ）を表す副詞である。（5b）と（6）の文法性の対立は、派生形である「吸い上がる」ではその意味構造に動作主の存在が前提となっているのに対して、自動詞形が基本である「舞い上がる」「染み付く」「滑り落ちる」では、意味構造に動作主の存在が前提となっていないことを示している。

以上の考察から、日本語で他動詞化可能な複合自動詞は、V1 が非対格動詞に限られ、かつ非動作主的な事象を表すことが分かる。

2.2 中国語の場合

中国語の結果複合動詞におけるV2は一般的に非対格自動詞であり、日本語の語彙的複合動詞に適用される「他動性調和の原則」や「主語一致の原則」は中国語には当てはまらない。例えば、「推倒（押す-倒れる）」は「他動詞+非対格自動詞」の組み合わせであり、「张三推倒了李四（張さんが李さんを押し倒した）」では、V1の目的語とV2の主語が同一項であり、他動性の調和や主語の一致などの原則には従わない。

周知のように、使役交替は使役他動詞と非対格動詞の交替であり、非能格動詞は原則として使役交替に参加できない（Levin & Rappaport Hovav 1995）。しかし、中国語では（7）に示すように、V1 が非対格動詞に限らず、非能格動詞の場合も使役化可能である。劉（2018）や張（2024）は、中国語の複合自動詞が非動作主的な性質を持つことを指摘している。このことは（8）（9）で見ると、当該複合動詞が動作主指向の副詞や目的節と共に起できない事実から裏付けられる。

- (7) a. 张三累病了。→ 艰苦的工作累病了张三。 (=2a)
b. 大家都乐坏了。→ 这个好消息把大家都乐坏了。
(みんな大喜びだった。→この良いお知らせに、みんな大喜びだった。)
c. 张三跑累了。→ 马拉松跑累了张三。 (=2b)
d. 张三哭醒了。→ 一场噩梦哭醒了张三。
(張三は泣いて目を覚ました。→ 悪夢のせいで、張三は泣いて目を覚ました。)
- (8) a. *张三有意累病了。 (*張三がわざと疲れて病気になった。)
b. *大家有意都乐坏了。 (*みんなわざと大喜びだった。)
c. *张三故意跑累了。 (*張三がわざと走り疲れた。)
d. *宝宝半夜故意哭醒了。 (*赤ちゃんがわざと夜中に泣いて目が覚めた。)
- (9) a. *张三累病了好在家休息。 (*家で休むために、張三は疲れて病気になった。)
b. *张三跑累了好回家休息。 (*家に帰って休むために、張さんは走り疲れた。)
- (7a) (7b) の複合動詞における V1 は非対格自動詞であり、(7c) (7d) の複合動詞に

における V1 は非能格自動詞である。後者の場合、文の主語は V1 の動作主であると同時に状態変化の主体でもある。しかし、これらの複合自動詞は V1 の性質の違いにかかわらず、(8) に示したように、動作主の意図性を表す「故意/有意(わざと)」との共起が許容されず、また(9) に示すように、目的節「好 VP (VP するために)」とも共起不可能である。このことから、中国語では V1 が非能格自動詞であっても、非対格自動詞と同様にその意味構造において動作主を前提としないため、使役化が可能になると考えられる。

3. 日中両言語の複合自動詞の表す出来事の性質と使役化

2 節では、日中両言語における使役化可能な複合自動詞は、その意味構造において動作主を前提としないと論じた。しかし、(10a) (11a) に示すように、この条件を満たしながら使役化が許容されない事例が存在する。

(10) a. 髪の毛が抜け落ちた。 → *髪の毛を抜け落とした。

b. *髪の毛が難なく抜け落ちた。

(11) a. 小王睡醒了。 → *闹钟睡醒了小王。 (=3b)

b. *小王故意睡醒了。(*王さんがわざと目が覚めた。)

以下では、まず先行研究に基づき、自動詞の事象特性と使役交替の関係を概観した上で、複合自動詞の表す出来事の性質も使役化の成否に影響することを示す。

3.1 自動詞の表す出来事の性質と使役交替の関係

Levin & Rappaport Hovav (1995) によると、自動詞の表す出来事は「外的原因による (externally caused)」ものと「内的原因による (internally caused)」ものに分類され、前者において使役交替が可能であるとしている。

(12) The window broke. → Pat/The earthquake broke the window.

(13) a. The jewels glittered. → *The queen glittered the jewel.

b. The cactus bloomed/blossomed early. → *The gardener/The warm weather bloomed /blossomed/flowered the cactus early.

c. The crowd laughed. → *The comedian laughed the crowd.

(12) の自動詞文には外的原因項は存在しないが、「break」の表す出来事は「window」の属性によって自ずと引き起こされる事象とは捉えにくく、動作主や道具、自然力などの何らかの外部からの力が必要である。一方、(13) の自動詞の表す出来事は、唯一項の内的原因によって引き起こされるものであり、外部からの作因を受け付けることができない。例えば、(13a) の「glitter」が表す「宝石が輝く」という出来事は、宝石本来の性質によって引き起こされるものであり、外部からの作因によって実現されるものではない。同様に、(13b) の「bloom/blossom」が表す「花が咲く」という出来事も、変化主体の内的原因によって引き起こされる自然発生的な事象であるため、対応する他動詞用法が存在しない。また、(13c)

の非能格自動詞「laugh」の表す出来事は、笑い手の内部の感情的反応によって直接引き起こされるものであるため、使役交替に参加しない。

3.2 複合自動詞の表す出来事の性質と使役化

前節では、英語の事例に基づき、自動詞の事象特性と使役交替の関係を示した。実は、この傾向は日中両言語の複合自動詞にも観察される。つまり、外的原因をもつ複合自動詞は使役化が可能であるが、内的原因をもつ複合自動詞は使役化できない。以下に具体例を示す。

- (14) a. 大道具が舞台の下からゆっくりとせり上がった。→ 舞台監督が大道具を舞台の下からせりあげた。
 b. 皿がテーブルから滑り落ちた。→ 彼はうっかり皿をテーブルから滑り落とした。
 c. 眼鏡が彼の鼻からずり落ちた。→ 彼は眼鏡を鼻からずり落としてしまった。
 d. タバコの匂いがカーテンに染み付いた。→ 彼は長年の喫煙でタバコの匂いをカーテンに染み付けてしまった。
- (15) a. 髪の毛が抜け落ちてきている。→ *髪の毛を抜け落としている。
 b. 秋になり、庭には枯れ葉が落ち重なっている。→ *枯れ葉を落ち重ねている。
 c. 涙が目からあふれ落ちた。→ *涙を目からあふれ落とした。

(14) の複合自動詞が表す出来事は、変化主体自体の性質によって自発的に生起するものではなく、動作主を含む外部からの作因を必要とする。例えば、「大道具がせりあがる」「皿が滑り落ちる」「眼鏡がずり落ちる」「タバコの匂いが染み付く」といった事態は、いずれも何らかの外部からの働きかけがあって初めて成立する。したがって、これらの複合自動詞には対応する他動詞形が存在する。一方、(15) の複合自動詞が表す出来事は、変化主体の内的原因によって引き起こされる。例えば、「髪の毛が抜け落ちる」「枯れ葉が落ち重なる」「涙があふれ落ちる」といった事態は、変化主体自体がもつ内在的性質に基づいて生起する。外部要因が関与する場合もあるが、事態成立の主たる要因は変化主体の属性にある。よって、これらの複合自動詞には対応する他動詞形が存在しないと考えられる。

また、日本語では同じ複合自動詞であっても、変化主体の違いにより使役化の可否が異なる事例が存在する。

- (16) a. 埃が舞い上がった。→ 風が埃を舞い上げた。
 b. *埃がひとりでに舞い上がった。
- (17) a. 鳥が舞い上がった。→ *風が鳥を舞い上げた。
 b. 鳥がひとりでに舞い上がった。

朱 (2009) は、(17a) の他動詞化不可能性をV1「舞う」の意図性に求める。しかし本稿の分析では、(16) (17) の対立は、複合自動詞文の表す出来事の性質に起因すると考える。

(16) の「粉雪が舞い上がる」は、自発的变化を表す「ひとりでに」と共起しないことから、風などの外部作用因を必要とする事象であり、したがって使役化が可能となる。一方、(17)

の「鳥が舞い上がる」は「ひとりでに」と共起可能であり、変化主体の内的原因によって引き起こされる事象であるため、使役化は不可能となる。

中国語の結果複合動詞では日本語より使役化が活発に行われる。しかし、次に見るように、複合自動詞の表す出来事の性質によって、使役化が制限される点は日中共通である。

(18) a. 张三跌倒了。→ *那块大石头跌倒了张三。 (=3a)

b. 张三自个儿跌倒了。(张三が自分でつまづいて転んだ。)

(19) a. 小王睡醒了。→ *闹钟睡醒了小王。 (=3b)

b. 小王滑倒了。→ *路上的结冰滑倒了小王。

(王さんは滑って転んだ。→ 路面凍結で王さんが滑って転んだ。)

c. 那棵树枯死了。→ *连日的干旱枯死了那棵树。

(あの木は枯れてしまった。→ 連日の日照りが原因であの木が枯れてしまった。)

(18b) に示すように、「跌倒(つまづく-倒れる)」は、主語の自発的变化過程を表す「自个儿(ひとりでに/自分で)」との共起が可能である。このことから、「跌倒」の表す出来事は、変化主体の内的原因によって引き起こされると考えられる。同様に、(19a) (19b) の「睡醒(寝る-目覚める)」や「滑倒(滑る-倒れる)」が表す出来事も、変化主体自身がその生起に責任をもつ。通常、人間は一定時間眠れば自然に目覚める性質を持ち、また身体の制御を失えば転倒する。さらに(19c)の「树枯死(木-枯れる-死ぬ)」は、時間の経過とともに枯死するという木の内在的性質に起因する事象である。要するに、(18) (19) の複合自動詞が表す出来事は、いずれも変化主体の内的性質に基づくものであり、変化主体自体が事態成立の要因となっている。そのため、これらの複合自動詞は使役化が不可能であると考えられる。

一方、中国語において使役化可能な複合自動詞は、外的原因によって生起する事象を表す。注目すべきことは、当該複合動詞ではV1とV2が原因と結果の関係を成している点である。すなわち、V1がV2の状態変化を引き起こす原因として解釈される。

(20) a. 张三醉倒了。→ 那瓶酒醉倒了张三。

(张三が酔い倒れた。→ その酒で张三が酔い倒れた。)

b. 张三累病了。→ 艰苦的工作累病了张三。 (=2a)

c. 张三哭醒了。→ 一场噩梦哭醒了张三。 (=7d)

d. 张三跑累了。→ 马拉松跑累了张三。 (=2b)

(20a) の「醉倒(酔う-倒れる)」では、「人が倒れる」という結果は「酔う」によって引き起こされる。この事象にさらに外因を付加すれば、「その酒が人を酔わせて倒れさせた」という解釈が可能となる。同様に、「累病(疲れる-病気になる)」では、疲労が病気という結果を引き起こすが、その背後に「過酷な仕事」という外因を想定することで、「過酷な仕事人が人を疲れさせて倒れさせた」という解釈が成立する。「哭醒(泣く-目覚める)」の場合も、「目覚める」という状態変化は「泣く」によって引き起こされるが、さらに「悪夢」

という外因を付加すれば、「悪夢が人を泣かせて目覚めさせた」と解釈できる。同様に、「跑累（走る—疲れる）」では、「走る」ことが原因で「疲れる」という状態変化が生じるが、その背後に「マラソン」などの外因を想定することで使役解釈が可能となる。

ここで注意すべきは、使役化可能な複合動詞におけるV1とV2の関係である。これらの複合動詞では、主語自身の行為または状態（V1）が非意図的に自身の状態変化（V2）を引き起こしており、両者には因果関係が認められる。しかし、これはあくまで因果関係であって、使役関係そのものではない。使役関係は、外部からの作用因を付加することによって初めて成立する。一方、使役化不可能である「跌倒（つまずく—倒れる）」「睡醒（寝る—目覚める）」などでは、「V1することによってV2」という直接的な因果関係が認められない。これらは単に前後する二つの状態変化を表すにすぎず、変化主体の内在的性質に基づく自発的な状態変化を表す。また、日本語の使役化可能な複合自動詞について日高（2013）や張（2024）は、日本語ではV1はV2に付随する様態を表すが、因果関係は表さないという²⁾。この点において、日本語の使役化可能な複合自動詞は中国語のそれとは性質を異にする。

おわりに

本論では、日中両言語において使役化可能な複合自動詞は、非動作的事象を表し、かつその出来事が何らかの外的原因なしには生起し得ないものである場合に、使役化が可能になると論じた。日中両言語の複合動詞は、使役化において共通の特徴を示す一方で、相違点も見られる。例えば、中国語では使役化可能な複合動詞の数が日本語より多い。また、日本語では単純動詞の使役化に比べ、複合動詞における使役化がより制限されている。張（2024）は、これらの相違を両言語の複合動詞の語形成の違い、および言語類型論的差異（日本語は動詞枠型言語、中国語は衛星枠型言語）と関連づけて説明する。しかし、この説明だけでは、中国語においてV1が非能格動詞の場合にも使役化が可能である理由、さらにはV1が他動詞の場合にも使役化が可能であり、その使役化文が「倒置型」の項構造をとる理由については十分に説明できない。これらの点については、今後の課題にしたい。

注

- 1) 中国語では、V1が他動詞の場合も使役化が可能である。例えば、「张三洗累了」に対応する他動詞文「那一大包衣服洗累了张三」では、V1の動作主と被動作主がそれぞれ目的語と主語の位置に現れる。このような特異な項配置から、中国語では当該構文を「倒置型」と呼ぶ。本稿では、日本語にこの現象が存在しないため、考察の対象外とする。
- 2) 松本（1998）は、（4）に挙げる「舞い上がる」のような複合動詞について、V1が表す状況はV2の移動の様態であると同時にその原因でもあると指摘する。すなわち、当該複合動詞では、V1とV2が様態—移動の関係に加え、原因—結果の関係をも兼ねていると解される。

参考文献

- 影山太郎 (1993) 『文法と語形成』 ひつじ書房。
- 影山太郎 (2013) 「語彙的複合動詞の新体系—その理論的・応用的意味合い」 (影山太郎『複合動詞研究の最先端—謎の解明に向けて』 ひつじ書房) 3-46頁。
- 朱春日 (2009) 「複合動詞の自・他対応について—派生に基づく対応を中心に」 『世界の日本語教育』 19、89-106頁。
- 陳劫憚 (2010) 「語彙的複合動詞の自他交替と語形成」 『日本語文法』 10 (1)、37-53頁。
- 日高俊夫 (2013) 「語彙的複合動詞における他動詞化・再帰化」 『近畿大学教養・外国語教育センター紀要』 2、81-96頁。
- 松本曜 (1998) 「日本語の語彙的複合動詞における動詞の組み合わせ」 『言語研究』 114、37-83頁。
- 刘凤樺 (2018) 「汉语的使动转换」 『当代语言学』 3、317-333頁。
- 张楠 (2024) 「日汉结果复合动词的致使化差异及其动因」 『日语学习与研究』 1、47-56頁。
- Levin Beth & Malka Rappaport Hovav (1995) *Unaccusativity: At the Syntax-Lexical Semantics Interface*, Cambridge, Mass: MIT Press.
- Huang, C.T.J. 2006. Resultatives and Unaccusatives: a Parametric View. 『中国語学』 253、1-43頁。

[謝辞] 本論文は、中国教育部中外言語交流合作センター研究補助金 (課題番号: 22YH75C) および中国吉林省教育庁社会科学研究補助金 (課題番号: JJKH20210598SK) の助成を受けた成果の一部である。

Causativization of Compound Verbs in Japanese and Chinese: Focus on V1 as an Intransitive Verb

CUI, Yuhua

Abstract

This paper focuses on cases where V1 is an intransitive verb, and aims to clarify what kinds of compound intransitive verbs permit causativization in Japanese and Chinese, as well as the factors underlying this phenomenon. The paper concludes that Chinese, unlike Japanese, allows causativization even when V1 is an unergative verb. However, in both languages, a compound intransitive verb can undergo causativization only if it meets the following two conditions: (i) it represents events that do not presuppose an agent, and (ii) the event expressed by the intransitive verb cannot occur without an external cause.

Keywords : compound verb, causativization, non-agentive, external cause

日本統治下朝鮮における日本化の諸相 —社会言語学的視点からの考察—

宮脇 弘幸 (宮城学院女子大学人文社会科学研究所・客員研究員)

要旨

日本統治下の朝鮮では、学校教育を通してさまざまな「日本化」施策が実行された。その中で重視されたのは、「朝鮮教育令」が定める「教育は教育に関する勅語の旨趣に基き忠良なる国民を育成することを本義とす」を教育の基本的理念においた、「皇国臣民教育」と「国語」(日本語)教育であった。

「日本化」施策を実行する過程で、言語の階層化、バイリンガル・ダイグロシア、言語混用、地名・人名変更、言語罰、民族言語文化維持、アノミー、アイデンティティ喪失など、さまざまな言語・文化・心理面の現象が現れた。

本稿ではこれらの現象を社会言語学的視点で考察する。

キーワード: 韓国併合、日本化、朝鮮教育令、国語読本、言語・心理現象

はじめに

本稿は、日本統治下の朝鮮における「日本化」政策の実施が、朝鮮社会にどのような文化的現象、特に言語・心理的な現象を生起させたかを社会言語学的視点から考察する。

考察するまえに、題目に記された若干の用語について補足しておきたい。

最初に、「日本化」は、同一の時代文脈では「皇民化」(皇国臣民化)がしばしば使用されるが、それは、朝鮮人に日本帝国の臣民として天皇制に関する基本的な知識を授け、臣民意識を涵養し育成することが意図されている。また、類似した含意で「同化」(assimilation)が使用されることも少なくない。それに対し、本稿の「日本化」は、「皇民化」の側面も含めつつも、直截的には天皇主義にはリンクしない、伝統的な日本精神・宗教・世界観・価値観など日本文化の基層・表層の諸相をも「日本化・日本風化」(Japanization)とすることとして論じたい。

次に、「社会言語学的視点」について補足しておきたい。

社会言語学は、言語学の一分野として、言語の使用が場面や相手によってどのように変化するかという、言語の諸形態に焦点をあてて研究するのに対し、言語社会学は社会学の一分野として、言語と社会の制度や構造との関連性を、社会の諸相に焦点を当てて研究

するという違いがあろう。しかし、実際の研究論考では、両者の区分をあまり明確化しないで、広義的にとらえ同義語として使う実態がある。本稿では、項目によってはそのいずれか、あるいは両者の領域にまたがるが、「社会言語学的視点」として考察してみたい。

1. 併合と日本化

1910年の韓国併合から1945年の日本統治の終結まで、日本は朝鮮総督府の施政を通して、朝鮮人に日本の伝統的な日本精神・宗教・世界観・価値観など、文化的同化・「日本化」を実行した。その中で一貫して強調したのが、学校教育による「国語」（日本語）の普及及び「皇国臣民」意識の涵養であった。「国語」の普及は学科目が、「皇国臣民」意識の涵養は「教育に関する勅語」の旨趣に基づく、学科目の主に「修身」及び「国語」が担った。

併合前の韓国統監府時代の教育課程では朝鮮語が「国語」、日本語は「日語（外国語）」であったが、併合後は日本語を「国語」として、学校教育に導入した。併合された朝鮮では新たな国家語・「国語」（日本語）を普及させるため、学校教育に必修として導入した。しかし、このことは学齢期に達した朝鮮人全児童が「国語」を学んだことを意味しない。総督府による植民地支配への反発、経済的理由、通学距離問題、義務化されていない学校教育（義務化は1941年）、などの理由で不就学児童もおれば、伝統的な書堂や私立各種学校（宗教系学校など）への通学によって、総督府の教育に接しない児童が相当数いた事実がある。これらに該当する児童は「国語」を学ぶ機会はなかったと考えられる。

「国語」教育は、言語技能の習得に加え、日本帝国の成り立ち・日本文化・日本精神の理解など「忠良なる日本国民」としての素養を身につけさせることを意図していた。

本稿では、韓国併合を「日本化」の主要因と捉え、その過程である「国語」の普及方策と、そこから発生した諸現象を便宜上「社会文化領域」と「言語心理領域」に分け、社会言語学（Sociolinguistics）的視点によって考察し、また領域間の相関関係をも検討してみる。

2. 「日本化」の要因—併合と教育

日本に併合された韓国（朝鮮）では、朝鮮総督府による学校教育の方法と内容が、時には武断的に、時には文治的に日本化を促す要因となった。それには朝鮮総督府が定める教育方針及び総督府が編纂した教科書の内容が大きな役割を果たした。

2.1 朝鮮教育令施行

「日本化」を制度的に進めたのが学校教育であり、その教育方針・目的を定めたのが「朝鮮教育令」（勅令）・「学校規則」などであった。「日本化」に関する規定をみると、1911年に公布された「朝鮮教育令」の第2条は「教育は教育に関する勅語の旨趣に基き忠良なる国民を育成することを本義とす」と述べ、「朝鮮教育令」が朝鮮人児童を「忠良なる国民」、すなわち日本帝国の天皇に忠実な日本国民に育成する（「日本化」）と規定して

いる。この「忠良なる国民」は、日中戦争期の1937年には「皇国臣民ノ誓詞」¹となって「皇民」へ焦点化され、就学児童に復唱させた。この「皇国臣民ノ誓詞」は、異なる民族歴史・文化を持つ朝鮮人を天皇の赤子（臣民）になるよう「人間改造」を強いていたのである。

上掲「朝鮮教育令」の第5条には「普通教育は普通の知識技能を授け特に国民たるの性格を涵養し国語を普及することを目的とす」と述べ、普通教育の目的が「国語」（日本語）の普及であることを念押ししている。この期の4年制普通学校²の教育課程では、週の総時間数26時間のうち「国語」の10時間に対し、朝鮮語が「朝鮮語及漢文」に含まれ、週6時間であった。その教科書は、漢字混じりの朝鮮語（ハングル）が使われていた³。また、「朝鮮教育令」の第10条には「朝鮮語及漢文ハ諺文ヨリ始メテ漢字交リ文及平易ナル漢文ヲ授ケ其ノ材料ハ国語ニ準シテ選択・・・」、「朝鮮語及漢文ヲ授クルニハ常ニ国語ト連絡ヲ保チ時トシテハ国語ニテ解釈セシムルコトアルヘシ」と記されており、音も意味も「国語」（日本語）が介在している。独立した朝鮮語・民族語教育とはならないであろう。

もう一点、朝鮮人児童には日本語は初めて接する第二言語であるのに、初等教育開始段階から、量的に第一言語（朝鮮語）より多くの時間が配分されている。学校教育の初期段階では、児童たちに学校生活に馴染ませるため、家庭で身につけた民族言語・生活慣習などを可能な限り受け入れ、民族的性格を形成することが重要であろう。総督府教育はその視座を欠いたまま、言語的同化を追及していたといえよう。

2.2 日本化への抵抗

当局の厳しい監視と弾圧にもかかわらず、朝鮮人は当初から政治的、文化的にさまざまな抵抗運動を展開した。政治的に象徴的なものは、1919年の「三・一運動」であり、日本の植民地支配から独立を要求する、全国的な政治的運動である。文化的な運動としては、1921年の朝鮮語研究会による民族言語を調査研究し、保持しようとする「朝鮮語研究会国語守護運動」であった。同様に、1942年には朝鮮語学会は朝鮮各地の朝鮮語方言を収集し記録保存をしている組織であったが、当局によって弾圧された。さらに、当局は朝鮮語辞典の編纂を「民族主義活動」とみなし、関係者を逮捕するという暴挙に走った。

また、朝鮮人による民族新聞『朝鮮日報』（1936年2月17日）は、「冷遇される朝鮮語一民族言語を尊重せよ」：「普通学校の国語が朝鮮語でなく日本語になっている、教科書が全部日本語で書かれている」という記事を載せ、文教政策から朝鮮民族の主体性を回復することを訴えた⁴。このように、日本統治者による「日本化」政策には、その実行面とそれへの「抵抗」が存在していたことにも注目しなければならない。

さて、この両者の対立過程で、どのような現象が生じていたのか。その現象を便宜上「社会文化領域」と「言語心理領域」に二分して検討してみる。なお、これらの現象は、『文教の朝鮮』・『季刊現代史』（第8号）・先行研究・筆者の聞き取り調査などで得られた事例を、内容によって分析・類別したものである。

3. 社会文化領域

先述したように、「朝鮮教育令」は朝鮮人児童を日本帝国臣民意識を涵養することであった。その一方で、児童は祖国の文化・歴史についての知識や民族的誇りが希薄になり、無知蒙昧になりやすい。このように「日本化」政策がもたらした、二律背反する実態から発生した社会文化的な現象・行動を以下に挙げてみよう。

3.1 民族の言語文化継承・維持

総督府は「朝鮮教育令」によって「日本化」教育を実施したが、それに対して、教育の機会が十分に及ばない農山村部の人たち、「日本化」政策に反発する人たち、私塾で書堂教育を受ける人たちが存在し、日本語の普及から一定の距離があった。さらに「朝鮮語学会」のように民族固有の言語文化を継承し維持する活動も根強く行われた。これが、「国語」を解する人口がなかなか増加しない主要因であったといえる⁵。こうして、総督府の教育制度に与しない人たちの根強い抵抗が朝鮮人の言語文化の継承・維持に寄与した。

3.2 賞罰制度

日中戦争・アジア太平洋戦争期になると「国語（日本語）常用」が強化された。その過程で「国語常用」を積極的に取り入れる家庭は「国語の家」の表彰を受け、児童の進学・就職に恩典が与えられた。「国語常用家庭」にはその門札と「国語常用章」が与えられたり、物資配給の優先権が与えられた。また、「国語常用」を励行する児童は先生から褒められ「国語賞」がもらえるが、「違反」した児童は「国語カード」、「国語常用違反章」が渡され、「掃除当番」「トイレ掃除」などの罰が与えられた⁶。

3.3 コミュニケーションギャップ・断絶

学校で「家庭でも『国語』を使いなさい」と指導される児童が真面目にそれを励行し、数年たつと朝鮮語より日本語の理解・運用力が勝ってくる。そうなると、もっぱら「国語」を使う児童と学校に通わない地域の子供、あるいは学校教育を受けていない家族（父母・祖父母世代、あるいは兄弟姉妹）との間に、特に識字において、大なり小なりコミュニケーション上のギャップ・断絶が生じたことが考えられる。

3.4 朝鮮語の随意科目化・廃止

1938年の「朝鮮教育令」改正により学校制度が日本内地と朝鮮が同一になり、必須教育科目の朝鮮語が随意科目になり、41年に廃止された。朝鮮人が自らの民族言語を学校で学ぶことを制限したり、禁止することは、将来的に朝鮮民族の伝統文化を理解したり継承することに困難が生じる可能性をはらんでいた（上記3.3、後出3.6、3.7、4.4、4.8参照）。

3.5 戦時下の「国語」力強化

日中戦争・アジア太平洋戦争期になると、朝鮮社会にも戦争協力が求められた。1937年、総督府は「国語」理解者を増やすため、「国語全解・国語常用」運動を展開した。

朝鮮青年の志願兵への導入を腹案する総督府は、「国語」を解する朝鮮青年兵の育成が必須であった。そこで、「国語」を学んでいない青年を日語講習会などに参加を呼びかけ、募集ポスター「立派な皇軍になるために国語を学ぼう」などが作成された。

また、「国語」普及を強化するため総督府と国民総力朝鮮聯盟は「国語生活実践強調標語」を募集し、「国語で進め大東亜」「内鮮一体先づ国語」「日本精神国語から」などが選ばれている。「国語」力強化をはかる総督府の方策である。しかし、実態として、「国語」は行政レベルでの「国語」であっても、一般社会の言語実態として「国語」が常用語になり切れなかったことも事実である。

3.6 ゼノフォビア (xenophobia) 外国人嫌い

この現象は、日本統治が始まった時から一定数の「統治者日本人嫌い」「日本化嫌い」「ゼノフォビア」は存在したと考えられる。「普通学校」で「国語」を無理に強要し続けると、学習者は完全に学習意欲を失い、ゼノフォビア（「国語」教師嫌い）になり、その結果、属性である外国語（日本語）嫌いに発展する。さらに、通学意欲を失い、退学することになる。学習者の民族語教育と目標言語の教育における、質・量的バランスを欠くとこのような結果に陥る可能性が生じる。

3.7 言語権 (language rights)

民族言語の使用を制限し、場面によっては弾圧したり、禁止したりすることは、今日的に言えば人権・言語権の侵害となりえる。植民地を有した欧米諸国は、統治者の言語を是とし、公的場面では現地の言語の使用を認めなかった歴史がある。朝鮮を含む旧日本植民地・占領地における日本語普及政策も同様の問題含みであったことは否めない。

4. 言語心理領域

「併合」によって、朝鮮社会では朝鮮人と日本人の接触・言語接触が頻繁になり、両者のコミュニケーション言語にはさまざまな言語現象と心理現象を惹起した。以下にその現象の事例を挙げて考察してみよう。

4.1 言語の階層化 (language hierarchy)

統治者の言語が権威を持ち、公共機関における「公用語」になると、統治者の言語が高位言語 (H 変種)、被統治者の言語が下位言語 (L 変種) という言語の階層化が生まれる。

すなわち、公的場面では「国語」（日本語）が公用語とされ、役所では朝鮮語は受け付けられなくなった。統治者と被統治者の言語の階層化である。

階層化の結果、もっぱら高位言語を使用する家庭は「国語常用」の表彰を受け（既出 3.2）、就職・進学などの恩典が図られ、社会生活でも優位待遇を受けることになる。

4.2 バイリンガル (bilingual) ・ダイグロシア (diglossia)

学校では「国語」（日本語）が重視され、朝鮮人児童は徐々に日本語を習得していく一方で、学外や家族との対話では朝鮮語を使用し維持するので、両言語の運用力が身につく。つまり、バイリンガルが誕生する。二言語の使用に機能の違い—公的・社会的場面では「上位言語」（日本語）、家庭など私的な場面では「低位言語」（朝鮮語）を使う—が存在すればダイグロシアと言うが、多くの朝鮮人の言語生活はダイグロシアであったと言えよう。

4.3 二重認知 (bicognition)

事象の認知において、生来身につけた朝鮮人の認知世界と学校教育で身につけた日本人の認知世界が混在することになり、これを二重認知 (bicognition) という。つまり、朝鮮人の認知世界と日本人の認知世界が併存することであり、単一言語話者より、言語能力及び認知視野が広がり、客観的な事象把握になる。普通学校の教育を長期間受けたり、日本人との公私にわたる交流接触が密であればあるほど、このような認知心理が定着する。

4.4 アノミー (anomie) ・アイデンティティ喪失 (identity loss)

長期間、総督府教育を受けることにより、民族の帰属意識が曖昧になり、自分が朝鮮人なのか日本人なのか確信がもてない「アノミー (anomie)」という心理的孤立感や民族的アイデンティティ喪失に陥りやすい。1945年の日本統治の終結により、民族の言語文化・民族意識を取り戻そうとしたとき、総督府の教育を受けた人にその基本的知識や資質が身につけていないことを自覚し、アノミー状態・アイデンティティ不安定になりうる。

4.5 言語干渉 (linguistic interference)

母語(朝鮮語)の言語習慣(文法・構造・発音・語彙など)が日本語に組み込まれる。両言語の語順は(SOV)であり、この点では言語干渉は発生しない。しかし、発音面では朝鮮語は「子音+母音+子音(パッチム)」構造であるのに対し、日本語は「子音+母音」であり、また、日本語の濁音が朝鮮語で清音に発音される現象が起きる。語彙レベルでは、思考習慣の「干渉」によって朝鮮語の語彙が日本語に入り込む、またその逆現象も現れる。この言語干渉による残滓は、日本語中心の言語生活になれば徐々にその痕跡が消えてゆく。

4.6 言語混用 (code mixing)

第二言語 (L2 = 4 日本語) を発話している過程で、特定の語彙・語句が思いつかない場合、第一言語 (L1 = 朝鮮語) の語彙・語句を第二言語に挿入させ、発話を続ける場合を言語混用という。また、逆の場合 (第一言語の発話の中に第二言語が挿入する) もありえる。

朝鮮語と日本語の混用を政策的に利用し、「国語」の普及を図っていた例がある。それは、アジア太平洋戦争期に京城放送局の第二放送 (朝鮮語放送) で、「国語 (日本語)」の普及手段として、放送される朝鮮語の中に意図的に「国語 (日本語)」を挿入して、「国語」の普及を図っていた事例である。

4.7 言語交替 (language shift)

発話の途中で第一言語から第二言語へ「切り替える」、あるいはその逆の場合が行われることを「言語交替」「言語転換」 (language shift) といい、特に比較的緊張感を伴わない親しい間柄の間では起こりえる。

「国語」 (日本語) をある程度学んだ朝鮮人どうし、あるいは朝鮮人と日本人が交わす「国語」の対話の中で、適切な「国語」が思いつかない場合、第一言語の朝鮮語の語句を「国語」対話の中に挿入し、朝鮮語に切り替える現象が少なからず発生する。実際の言語生活の中でよく起こる現象である。

4.8 言語罰 (linguistic penalty)

3.2 の項で触れたように、「国語 (日本語) 常用」を熱心に指導する学校で、授業中に朝鮮語を話したら「違反」として「言語罰」を受けることになる。罰則としては、違反した児童の名前を紙に書いて「国語常用箱」の中に入れ、違反者は「掃除当番」「トイレ掃除」などの罰を受けたり、朝鮮語使用ごとに 1 銭の罰金を払う例があったという⁷⁾。

4.9 地名・人名の改名 (change of proper names)

併合により、朝鮮の地名・人名が日本風の名前に改名された。例えば、併合前の大韓帝国・韓国が「朝鮮」に、首都の漢城 (府) が「京城 (府)」に改名され、日本人が多く居住する地域名は新たな日本風の名前に改名された。また人名 (氏) が新たな日本風の「氏」に改名された (創氏改名)。(映画「족보 (族譜)」が創氏の葛藤を描いている：

<https://youtube/DHy5W-Gx3dl>)

おわりに

日本統治下朝鮮において「日本化」施策のもとで実行された取り組みと、そこから発生したさまざまな現象・行動を社会言語学の視点で考察してきた。このような現象は、統治側と被統治側が文化・言語接触する社会生活・言語生活の中で日常的に起こりえる、特別なものではない。当時の生活を描く小説・映画・報道や個人の回想記などにも現れている。

さらに日本語教育史関係の論文などにも例示として断片的に扱われている。

植民地統治を今日的な目で見ると、被統治側の民族的属性、特に民族固有のことばを尊重するという言語権が無視されていたということに尽きる。それは、生まれながらに習得したことばを話し、コミュニケーション手段にすることを抑制したり禁止したということである。これは人為的なディスコミュニケーション (discommunication) といえる。世界の植民地歴史などにほとんど例外なく見られる現象であるが、今日でも他国を侵略したり、国内の少数異言語話者を抑圧したりする、政治的行為として散見される。

朝鮮で実行された「日本化」の事例が歴史の鏡になることを願わずにはいられない。なお、過去の「負」の歴史経験を逆利用し、「正」の生活に転ずることも歴史が教えている。それは、不本意ながらも習得した第二言語（日本語）の能力を、新体制下での新たなキャリアに生かしたことである。それは、新体制の下、国際貿易、国際交流、学术交流、国際政務など国の重要な「言語資源 (linguistic resources)」になったことも事実である。

注

- 1) 「皇国臣民ノ誓詞」には児童用（其ノ一）と一般用（其ノ二）がある。児童用の「誓詞」は「私共は大日本帝国の臣民であります」「私共は互に心を合せて天皇陛下に忠義を尽します」「私共は忍苦鍛練して立派な強い国民となります」である。
- 2) 1911年の普通学校の修学年限は4年とされていたが、1922年の「朝鮮教育令」改正によって6年の修学が可能になった。
- 3) 朝鮮総督府編『普通学校学徒用朝鮮語読本 卷二』（1911）はハングルと漢字単語が混在する、26課構成の朝鮮語教科書であり、児童の生活周辺を題材としているが、第19課に「紀元節」を載せている。題目・紀元節のほかに、今上天皇陛下、神武天皇、即位、皇祖諸神、平定、第一代天皇のような漢字語が混じっている。同様に、朝鮮総督府編『普通学校朝鮮語及漢文読本 卷一』（1915）も全編全題材にわたってハングルと漢字単語が混在する。
- 4) 「国語」（日本語）重視、民族語（朝鮮語）軽視の教育に対し、1935年当時、簡易学校の父兄代表が教員の自宅を訪問して「先生が国語（日本語：筆者注）で授業してどうして子供が知りますか。朝鮮語でやってください。」と苦情の申し出があったことを載せている（『季刊現代史 冬季』通巻8号、1976年12月）。
- 5) 『文教の朝鮮』（1940年7月/179号）によれば、1939年12月末日の朝鮮人人口22,098,310の中、①少々日本語を解するもの1,491,123（6.7%）、②普通会話に差支えなき者15,77,912（7.1%）合計3,069,032人（13.89%）であるという。
- 6) 懲罰の適用は、熊谷明泰「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の『国語常用』運動—『罰札』、『国語常用家庭』、『国語常用章』」『関西大学視聴覚教育』第29号 2006が多くの事例を挙げている。
- 7) 日本でも、1960年代頃まで沖縄・奄美大島の学校では「標準語奨励」が行われ、土地の言

葉・方言を話したら「方言札」(罰札)を掛けさせられた。世界各地の「言語罰」事例を考察した研究として、「MIYAWAKI, Hiroyuki (2008), 'Language punishment-Corporal punishment upon users of non-norm languages-' in 『研究論文集』 107号, 宮城学院女子大学」がある。

参考文献

- 佐藤広美・岡部芳弘(編)(2020)『日本の植民地教育を問う』皓星社。
- 井上薫(1997)「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策」『北海道大学教育学部紀要』73。
- 熊谷明泰(2006)「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の「国語常用」運動」『関西大学視聴覚教育』第29号。
- 近藤時司(1940)「朝鮮における国語教育と社会教育」『文教の朝鮮 七月号』朝鮮教育会。
- 現代史の会(1976)「朝鮮人の皇民化と国語(日本語)教育」『季刊現代史 冬季』通巻8号、現代史の会。
- 鄭在哲(2014)(佐野通夫訳)『日帝時代の韓国教育史-日帝の対韓国植民地教育政策史』皓星社。
- J. B. Pride & Janet Holms (eds.) (1972) *Sociolinguistics*, Middlesex: Penguin Books.
- Louis-Jean Calvet (1998) *Language Wars and Linguistic Politics*, New York: Oxford University Press.
- Ronald Wardhaugh (1986) *An Introduction to Sociolinguistics*, Oxford: Basil Blackwell.

Aspects of "Japanization" in Korea under Japanese Rule -A sociolinguistic perspective-

MIYAWAKI, Hiroyuki

Abstract

In Korea under Japanese rule, various "Japanization" measures were implemented through school education. Emphasis was placed on "education for subjects of the Imperial Nation" and "national language" (Japanese language) education, based on the Korean Education Order's principle that "education shall be based on the spirit of the Imperial Rescript on Education and its fundamental purpose is to cultivate loyal citizens."

In the process of implementing "Japanization" measures, a variety of linguistic, cultural, and psychological phenomena emerged, including linguistic stratification, bilingualism/ diglossia, language mixing, change of place and personal names, linguistic punishment, the maintenance of ethnic linguistic and cultural traditions, anomie, and loss of identity.

This paper examines these phenomena from a sociolinguistic perspective.

Keywords: Annexation of Korea, Japanization, loyal citizens, Japanese language reader, linguistic and psychological phenomena

学会役員

<顧問>

李漢燮(高麗大学・名誉教授)

山泉進(明治大学・名誉教授)

<会長・理事>

李東哲(山東外事職業大学・教授)

<副会長・理事>

安達義弘(日韓言語文化交流センター・
副代表)

権寧俊(新潟県立大学・教授)

崔光准(新羅大学・名誉教授)

杉村泰(名古屋大学・教授)

鄭亨奎(日本大学・特任教授)

李東軍(蘇州大学・教授)

宋曉凱(曲阜師範大学・教授)

<常任理事>

李昌玟(韓国外国語大学校・教授)

岩野卓司(明治大学・教授)

金光林(新潟産業大学・教授)

金斑実(商丘師範学院・副教授)

崔肅京(富士大学・教授)

施暉(蘇州大学・教授)

仲矢信介(東京国際大学・准教授)

李慶国(追手門学院大学・名誉教授)

李先瑞(浙大寧波理工學院・教授)

李東輝(大連外国語大学・教授)

<一般理事>

安勇花(延辺大学・副教授)

飯嶋美知子(北海道情報大学・准教授)

伊月知子(愛媛大学・准教授)

岩野(吉川)佳英子(愛知工業大学・教授)

倪璋(常葉大学・教授)

崔玉花(延辺大学・副教授)

周堂波(武漢理工大学・副教授)

徐瑛(延辺大学・副教授)

菅陽子(国立中正大学・研究員)

孫蓮花(大連理工大学・副教授)

張維薇(四川大学・副教授)

中川良雄(なにわ国際学院・学院長)

娜荷芽(内蒙古大学・教授)

任星(厦門大学・副教授)

白曉光(西安外国語大学・副教授)

橋本恵子(福岡工業大学短期大学部・准教
授)

吹上淳子(新羅大学・助教授)

彭広陸(吉林外国語大学・教授)

朴銀姫(延辺大学外国語学院・教授)

宮脇弘幸(宮城学院女子大学・客員研究員)

宮崎聖子(福岡女子大学・教授)

李広志(寧波大学・副教授)

劉洪岩(燕山大学・副教授)

<事務局>

事務局長

金斑実(商丘師範学院・副教授)

事務局長補佐

菅陽子(国立中正大学・研究員)

事務局助手

于心(成都東軟学院・副教授)

南明世(北海学園大学・講師)

朴占玉(遼東学院・講師)

学会動向

◆本学会第五期の発足について

本学会は、2025年10月より第五期を迎えました。第五期会長には李東哲氏が就任し、新たな体制のもとで学会活動を進めてまいります。なお、役員体制の詳細につきましては前ページをご参照ください。

◆第1、2回 東アジア日本学研究学会役員会がオンラインで開催

東アジア日本学研究学会 第五期第1回理事会が2025年10月29日（水）、第2回理事会が2026年1月21日（水）に、李東哲会長の司会でオンラインにて開催されました。会議では、2026年度シンポジウムの準備、学会誌や新入会員に関する報告などが担当理事より行われ、情報の共有がなされました。

◆学会誌第16号への投稿募集

2026年9月発行予定の『東アジア日本学研究』第16号への投稿を募集中です。会員の皆様の積極的な投稿を期待します。締め切りは4月1日（水）の北京時間24:00です。

東アジア日本学研究学会事務局

会員消息

◆新入会員(16名)

顔欒蘭(札幌国際大学・准教授)、林瑛(長春工業大学・講師)、李雅欣(名古屋大学・院生)、龔佳奕(千葉大学・院生)、田中勇太(北海道大学・院生)、石天航(釜慶大学校・院生)、歐陽詩華(武漢理工大学・院生)、韓清揚(三重大学・院生)、T.T.(国立中正大学・研究員)、O.N.(東京国際大学・教授)、肖家瑋(北海道大学・院生)、李文婕(東京都立大学・院生)、張国峰(寧徳師範学院・准教授/琉球大学・客員研究員)、朴弘(名古屋大学・院生)、周鼎盛(四国大学・院生)、三浦夕佳(北海道大学・院生)、黄明淑(京都先端科学大学・講師)(本人の意向により一部イニシャルにしています。)

◆会員の所属・職位変更

羅非凡 名古屋大学・大学院生 → 名古屋大学人文学研究科・博士研究員、日本経済大学・非常勤講師(2025年4月)(*追加登録)
娜荷芽 内モンゴル大学モンゴル学学院歴史学系・教授 → 内モンゴル大学民族学与社会学学院古典学系・教授

◆学位取得

羅非凡 名古屋大学 博士(文学) 2025年3月25日(*追加登録)
『「出入り」を表すV型移動動詞の日中対照研究』
文都日娜 名古屋大学 博士(文学) 2025年12月26日
『中国語を母語とする日本語学習者およびモンゴル語を母語とする日本語学習者における日本語の有対動詞の自動詞・他動詞・受身の選択について』
郝文文 名古屋大学 博士(文学) 2026年3月25日
『能動的及び受動的意味を表す日本語の機能動詞について』

◆書籍出版

岩野卓司(著)『返さない借り つながる贈与 資本主義を克服する、新しい共同性』
朝日新聞出版、2026年2月

※上記の情報は2025年10月1日以降、2026年3月31日までの変動事項です。

東アジア日本学研究学会会則

<名称>

第1条 本会は、東アジア日本学研究学会(The Society of Japanese Studies in East Asia)と称する。

<目的>

第2条 本会は、東アジア地域における日本学の学際的研究をとおして、また、それぞれの研究者が研究成果を発表し交換し合うことをとおして、学問の進歩及び当該地域の平和的發展に寄与することを目的とする。

<事業>

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 東アジア地域における日本学を中心とした学際的研究・調査
2. 学会、研究会、講演会及びシンポジウムの開催
(学会における共通言語は、原則として日本語とする)
3. 機関誌及び図書等の刊行
4. 内外の学術団体、研究者との連絡及び学術上の交流
5. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

<会員>

第4条 本会の会員は、個人会員、賛助会員とする。

1. 個人会員は、東アジア地域の研究に関心を持ち、かつ本会の目的に賛同する個人
2. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人・団体または個人

第5条 本会には、名誉会員および顧問をおくことができる。名誉会員および顧問は、理事会が推薦し、会員総会の承認を受ける。

<入会・退会>

第6条 本会に入会を希望する者は、理事会に申請し、その承認を得るものとする。

ただし、大学院生は、指導教員の推薦を得ることとする。

第7条 本会を退会しようとする者は、退会を事務局に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認のうえ、退会とみなす。

<会費>

第8条 会員の会費は、次のように定める。

一般会員	5,000 円
学 生	3,000 円
賛助会員	50,000 (1口) 円

<役員>

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 30名以内(理事のうち若干名を常任理事とする)
4. 事務局長 1名
5. 会計監事 2名
6. その他理事会が必要と認めた役員

第10条 役員任期は、就任から2年とする。ただし、再任は妨げない。

<役員職務>

第11条 本会の役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた時はこれを代理する。
3. 理事は、理事会を組織し、会務を審議執行する。理事会の議事は、出席者の過半数により決定する。
4. 事務局長は、会長の指示に基づいて、事務を執り行う。
5. 会計監事は、会計を監査する。

<役員選出>

第12条 役員選出は次のとおりとする。

1. 会長は、会員総会において選出する。
2. 副会長・理事は会長が任命する。
3. 会計監事は、会員総会において選出する。
4. その他の役員は、理事会が委嘱する。

<学会誌編集委員会>

第13条 本会は、理事会のもとに学会誌編集委員会をおく。

1. 学会誌編集委員会は、学会誌の出版計画を立案し、これを理事会に提案する。
2. 委員は、個人会員の中から理事会が推薦し、会長が任命する。
3. 委員任期は、就任から2年とする。ただし、再任は妨げない。

4. 学会誌編集委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。
5. 委員長は、学会誌編集委員会の事務を掌理する。

<会員総会>

第14条 本会は、毎年1回会員総会を開催する。

第15条 会員総会では、次の事項を審議決定する。

1. 事業報告及び決算
2. 事業計画及び予算
3. 会長及び会計監事の選出
4. 会則の変更
5. その他の必要な事項

第16条 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の2分の1以上の要望があるときに開催する。

第17条 会員総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

<会計>

第18条 本会の運営は、会費及びその他の収入で賄う。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
2. 本会の決算は、会計監事の監査を受けなければならない。

<雑則>

第19条 本会の所在地は、〒818-0125 福岡県太宰府市五条2丁目8-8-205とする。

<付則>

1. 本会の設立は、2018年9月1日とする。
2. 本会則は、2018年9月1日から実施する。
3. 本会の運営に必要な事項は理事会が定める。

『東アジア日本学研究』投稿要領

- 1) 『東アジア日本学研究』は、東アジアにおける日本学研究に関する論文・研究ノート・書評などにより構成される。
- 2) 1年に2号(秋季号・春季号)の刊行を原則とする。
 - ・秋季号はシンポジウムの発表以外の内容も含む学術論文集とする。投稿期間は毎号3月1日から4月1日までとする。
 - ・春季号はシンポジウムの論文集とする。毎号シンポジウム終了後3週間以内を目安にその都度締め切りを設ける。
(例) 2026年度年会費分の秋季号は2026年4月1日締め切り・9月発行、春季号は2026年のシンポジウム後締め切り・2027年3月発行予定
- 3) 『東アジア日本学研究』に投稿できるのは以下の者および編集委員会で承認した者とする。
 - ・秋季号
筆頭著者：会員のみ
共著者：会員のほか、非会員も可
 - ・春季号
筆頭著者：会員およびシンポジウムで発表した非会員
共著者：上記の者のほか、シンポジウムで発表していない非会員も可
- 4) 投稿者が会員の場合、投稿する当該年度までの会費を投稿前に全て納入しなければならない。投稿者が非会員の場合は、投稿料として会員の年会費相当額を、投稿本数分事務局に納入することとする。(いずれの場合も、筆頭著者だけでなく共著者も同様とする。)
- 5) 投稿者が学生会員の場合は、投稿時に投稿原稿、投稿票とともに、指導教員等による投稿承諾書(100字以内で様式は任意。指導教員等の署名または捺印が必須)を提出しなければならない。ただし、編集委員会が投稿を依頼した者については、これを適用しない
- 6) 投稿原稿は未発表のものでなければならない。投稿者は投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。
- 7) 本誌の春季号と秋季号は両方同時に投稿することができる。ただし、両者の内容は異なるものとする。また、一人が一回に投稿できる本数は以下の通りとする。
 - ・筆頭著者2本以上…不可
 - ・筆頭著者1本のみ…可
 - ・筆頭著者1本、第二著者以下1本…可
 - ・筆頭著者1本、第二著者以下2本以上…不可
 - ・筆頭著者0本、第二著者以下2本まで…可
 - ・筆頭著者0本、第二著者以下3本以上…不可

- 8) 『東アジア日本学研究』に掲載された全ての原稿の著作権は東アジア日本学研究学会に帰属する。
- 9) 原著者が『東アジア日本学研究』に掲載された文章の全部または大部にわたって複製利用しようとする場合には、事前に編集委員長に申請しなければならない。編集委員会は特段の不都合がない限りはこれを受理し、複製利用を許可する。
- 10) 『東アジア日本学研究』に掲載された全ての原稿は、東アジア日本学研究学会のホームページにおいてPDFファイルにて公開する。
- 11) 投稿者は、東アジア日本学研究学会ホームページに掲載の「執筆要領」の内容を踏まえ、これに準拠した完成原稿と投稿票を提出する。投稿票は別添の所定の様式で提出すること。
- 12) 「完成原稿と論文要旨」(MS-Word とPDFの両方)、「投稿票」(MS-Word)、「投稿承諾書」(PDF)は、E-mail の添付ファイルとして送付する。ファイル名はそれぞれ次のようにすること。

	ファイル名	例
完成原稿と論文要旨	1. 論文・要旨(氏名)	1. 論文・要旨(山田太郎)
投稿票	2. 投稿票(氏名)	2. 投稿票(山田太郎)
投稿承諾書	3. 投稿承諾書(氏名)	3. 投稿承諾書(山田太郎)

採用が決定された原稿の提出方法は編集委員会から再度通知する。

- 13) 投稿された原稿は、査読者2名による審査結果をもとに、編集委員会が採否を決定する。
- 14) 採用された場合、投稿者は英文要旨を提出する。英文要旨は、提出前に必ずネイティブチェックを受けること。
- 15) 原稿の投稿先および問い合わせ先は次のとおりとする。

東アジア日本学研究学会事務局 E-mail: eaja20172@163.com

2018年9月30日 制定

2019年9月20日 改正

2021年4月20日 改正

2023年1月20日 改正

2025年8月16日 改正

2026年2月01日 改正

投 稿 票		
投稿日：20 年 月 日		
氏名		
所属・職位	(例) ○○大学・助手、講師、副教授、教授、大学院生	
メールアドレス		
電話番号		
論文タイトル		
種類 (該当を残す)	秋季号 / 春季号	論文・研究ノート・書評
分野 (該当を残す。 複数回答可)	1. 語学・言語教育 2. 文学 3. 文化 4. 歴史 5. 哲学・思想 6. 経済 7. 政治 8. その他	
連絡事項	事務局または編集委員会に連絡したいことがあれば書いてください。特になければ記載不要です。	

『東アジア日本学研究』執筆要領

1) 利用言語

原稿は日本語を使用し、横書きで作成する。

2) 原稿枚数

原稿の枚数は40字×35行を1枚と換算して、春季号論文は5～7枚(注・図表・参考文献を含む)、秋季号論文は10～15枚(注・図表・参考文献を含む)とする。

3) 見出し番号の表記

本文内の各節章の見出しにつける番号は1.、2.、3.…とし、その下の款項には1.1、1.2、1.3…を用いる。さらにその下の項には1.1.1、1.1.2、1.1.3…を用いる。最初に「はじめに」、最後に「おわりに」を置いてもよい(番号は付けない)。

4) 句読点の表記

句読点は全角の「、」「。」を用いる。

5) 括弧の表記

括弧は原則として全角とする(欧語表記および注記を示す記号に用いる片括弧を除く)。

6) 数字の表記

数字は、熟語など特別な場合を除き半角のアラビア数字を用いる。4桁表記以上となる場合は、コンマ(,)を用いる。また、「兆、億、万」などの漢数字を用いてもよい。

7) 年号の表記

年号は原則として西暦を用いる。必要に応じて、西暦の後に元号などを丸括弧に入れて併用してもよい。

8) 度量衡の単位は、原則として記号(m kg など)を用いる。

9) 図や表には番号とタイトルを記入する。

10) 注は以下のように該当部分の右肩に入れ、論文末にまとめて並べる。

～と考える¹⁾。

11) 参考文献の表記

本文と注記で用いた全ての文献を「参考文献」として本文の最後の一括して表示する。

参考文献の表記は以下のとおりとする。

(日中韓語の書籍) 編著者名(発行年)『書名—副題』出版社。(MS 明朝 9P)

(日中韓語の雑誌論文) 著者名(発行年)「論文名—副題」『雑誌名』巻数(号数)、〇—〇頁。

(日中韓語の書籍中の論文) 著者名(発行年)「論文名—副題」(編者名『書名—副題』出版社)、〇—〇頁。

(日中韓訳書) 編著者名(発行年)『書名—副題』(訳者名、原著は〇年発行) 出版社。

(欧文の書籍) 編著者名(発行年) 書名: 副題, 発行地: 出版社。

(欧文の雑誌論文) 著者名(発行年) “論文名: 副題,” 雑誌名, 巻数(号数), pp. 〇—〇。

(欧文の書籍中の論文) 著者名(発行年) “論文名: 副題,” 編者名 ed., 書名: 副題, 発行地: 出版社, pp.

〇—〇。

『東アジア日本学研究』査読要領

【査読スケジュール】

・投稿締切日

(春季号) シンポジウム終了後3週間以内とする。

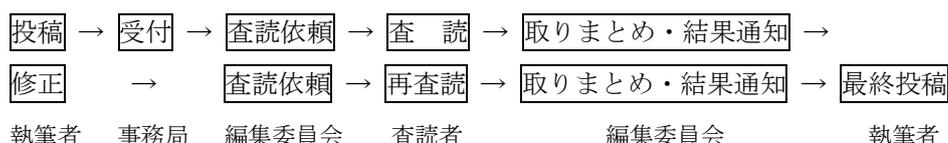
(秋季号) 毎号4月1日(北京時間24:00)とする。

・投稿先: 東アジア日本学研究学会事務局 E-mail: eaja20172@163.com

・査読の流れ

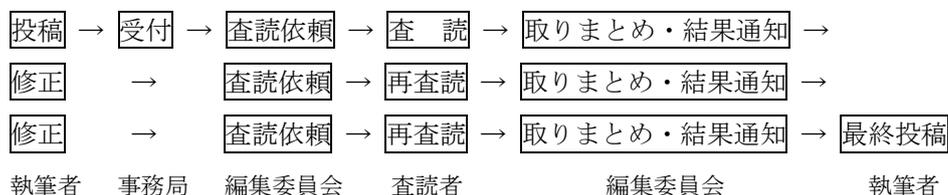
(春季号) 査読は2回までとする。

(2回目の総合評価が「再査読」の場合は結果的に「不採用」となる。)



(秋季号) 査読は3回までとする。

(3回目の総合評価が「再査読」の場合は結果的に「不採用」となる。)



【査読者の構成】

- 1) 論文1編について2名の査読者が査読する。
- 2) 査読者は編集委員会によって原則として会員の中から選任する。会員の中に適任者がいない場合は外部審査員を依頼することができる。審査料は全て無料とする。
- 3) 春季号の場合は、自己の投稿論文でなければ査読可能とする。秋季号の場合は、投稿者は当該号の査読は行わないこととする。

【査読】

- 4) 査読は投稿者・査読者間、査読者間ともに匿名で行うこととする。
- 5) 判定は、「採用」「条件採用」「再投稿」「不採用」の4段階とする。
 - ・「採用」は誤植程度の修正しか必要でない場合とする。
 - ・「条件採用」は査読者から指摘された問題が1週間程度で修正でき、当該号での採用が見込める場合とする。
 - ・「再投稿」は査読者から指摘された問題が2週間程度で修正でき、当該号での採用が見込める場合とする。

- ・「不採用」は当該号での採用のレベルに達していない場合とする。
- 6) 査読者は所定の「査読票」に査読結果とコメントを記入する。
- 7) 論文の中に投稿者が特定される情報が書かれていることが査読の過程で明らかになった場合でも、原則として査読を継続する。但し、投稿者と査読者が指導教員と指導生の関係、同じ機関に属する等の場合には、査読者の交代を行う。
- 8) 査読にあたり二重投稿等の疑義等が生じた場合、投稿者宛てコメントには記載せず、編集委員会宛てコメントに記載する。

【査読結果のとりまとめ】

- 9) 査読者は「査読票」を編集委員長に送付する。
- 10) 編集委員会では、以下の総合判定ガイドラインに基づいて採否を決める。基本的にこれを順守するが、このガイドラインに従わない方がよいと判断される場合には、編集委員会で審議する。

<総合判定ガイドライン>

(◎採用、○条件採用、△再投稿、×不採用)

採用 : ◎◎ (6点)

条件採用 : ◎○ (5点)、○○、◎△ (4点)

再投稿 : ◎×、○△ (3点)、○×、△△ (2点)、△× (1点)

不採用 : ×× (0点)

- 11) 総合判定の確定後、編集委員長は結果を事務局に送付する。
- 12) 事務局は、総合判定結果と査読者のコメントを投稿者に送付する。

【再投稿・最終投稿】

- 13) 「採用」の場合は、微修正の確認を編集委員会で行う。
- 14) 「条件採用」と「再投稿」の場合は、初回の2名の査読者で再度査読する。
- 15) 春季号の査読は2回まで、秋季号の査読は3回までとし、査読結果に基づいて編集委員会で最終判定を行う。
- 16) 編集委員会は最終判定結果を事務局に送付し、それを事務局から投稿者に送付する。

【その他】

- 17) 「不採用」に関する投稿者からの反論には原則として応じない。
- 18) 校正は字句等の修正のみ認める。問題が生じた場合には編集委員長が確認する。

編集後記

編集委員長 杉村泰(名古屋大学教授)

本号には5本の投稿がありました。各論文とも2名の査読者による審査が行われ、採用3本、不受理1本、辞退1本という結果になりました。今回はシンポジウムを共催した延辺大学の学術誌に投稿が流れたため、本誌への投稿が減ったものと思われます。

編集委員 加藤恵梨(愛知教育大学准教授)

本号は投稿論文数が少なかったとのことですが、投稿された論文はどれも意欲的な研究で、査読を通して大変勉強になりました。引き続き、会員の皆様の積極的なご投稿をお待ちしております。

編集委員 金光林(新潟産業大学教授)

私は数年以上編集委員を担当しながら、『東アジア日本学研究』誌に投稿された様々なテーマの論文を楽しく読ませていただきました。査読を通していい勉強になりました。『東アジア日本学研究』がますますいい学術誌になることを期待致します。

編集委員 吉川佳英子(愛知工業大学教授)

毎年、投稿があると胸が躍ります。どんな新しい論文が読めるのか、どんな新しい書き手に出会えるのかと。ぜひ多くの論文をお寄せください。意欲的な原稿を心待ちにしています。

編集委員 李東軍(蘇州大学教授)

学会誌の査読をする上で、毎回違った題材の投稿論文を読むことができ、新鮮な刺激をうけております。勉強にもなりますので、楽しみにしております。今後の更なる発展と繁栄のため、会員の皆様のご投稿およびご協力のほど、よろしく申し上げます。

編集委員 安勇花(延辺大学副教授)

今回も査読を通して、いろいろと勉強になりました。これからもより多い投稿者が寄せたらと思っています。

事務局(学会誌編集補佐担当) 南明世(北海学園大学講師)

本号も、東アジアに関する多様なテーマの論考を掲載することができました。読者の皆様にとって、新たな気づきや示唆となれば幸いです。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

【本号の査読者】 (50音順)

加藤恵梨 (愛知教育大学准教授)、金斑実 (商丘師範学院副教授)、胡蘇紅 (神戸市外国語大学客員研究員)、中川良雄 (なにわ国際学院学院長)、任星 (厦門大学副教授)、白曉光 (西安外国語大学副教授)、李東哲 (山東外事職業大学教授)

東アジア日本学研究 第15号
Japanese Studies in East Asia No.15

2026年3月20日発行

東アジア日本学研究学会

The Society of Japanese Studies in East Asia

学会事務局 E-mail: eaja2017@163.com (一般)

eaja20172@163.com (学会誌専用)

住所: 〒143-0012 東京都大田区大森東1-36-8-218

ホームページ <https://www.east-asia.info/>

ISSN 2434-513X
